

平成 28 年度文部科学省委託事業

「地域における青少年教育施設の
在り方等に関する調査研究」報告書

平成 29 年 3 月

国立青少年教育振興機構

「地域における青少年教育施設の在り方等に関する調査研究」報告書

目次

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的	2
2. 調査対象	2
3. 調査方法	3
4. 調査内容	4
5. 調査体制	5

第 2 章 調査結果の概要

【基本情報】

1. 施設規模	8
2. 予算状況	9
3. 運営体制	10
4. 利用情報	12
5. 事業内容	13
6. 外部環境	14

【地域連携活動事例】

1. 地域の各種団体と連携した事業の有無	15
2. 連携した活動内容及び連携先団体	16
3. 連携を始めた主な理由	17

第 3 章 地域連携活動事例詳細調査の結果

1. 事例詳細調査対象の選定	20
2. 事例詳細調査対象施設	23
3. 施設ごとの事例詳細調査の結果	
国立赤城青少年交流の家	26
国立妙高青少年自然の家	28
国立中央青少年交流の家	30
千葉県南房総市大房岬自然の家	32
静岡県立朝霧野外活動センター	34
四日市市少年自然の家	36
国立大洲青少年交流の家	38

国立夜須高原青少年自然の家	40
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	41
北九州市立玄海青年の家	44
秋田県立岩城少年自然の家	46
秋田県立大館少年自然の家	46
秋田県立保呂羽山少年自然の家	47
香川県立屋島少年自然の家	49
香川県立五色台少年自然センター	50
千葉県立東金青年の家	52
松戸青少年会館	54
浜松市立青少年の家	56

第4章 調査結果のまとめ

1. 【青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集調査】施設運営の現状	60
2. 【地域連携活動事例詳細調査】青少年教育施設の地域との連携の状況	
(1) 地域連携における成果	60
(2) 円滑な地域連携のポイント	61
(3) 連携に関する課題	62

資料1 調査結果（青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例調査）

(1) 設置者	65
(2) 施設種別	65
(3) 所管	66
(4) 設置年	66
(5) 面積	
5-1. 建物延べ床面積	67
5-2. 敷地面積	67
(6) 近隣の環境	
6-1. 活動範囲の自然環境	68
6-2. 施設近隣の都市規模（半径50キロ以内）	68
6-3. 近隣の青少年教育施設数（半径50キロ以内）	69
(7) 利用者	
7-1. 主な利用者	69
7-2. 利用団体の主な交通手段	
7-2-1. 最も多い交通手段	70
7-2-2. 2番目に多い交通手段	70
7-3. 半径10キロ以内にある交通機関	71
(8) 職員	

8-1. 施設の長（所長）の勤務形態	71
8-2. 施設の長（所長）になる前の職業	72
8-3. 職員数	
8-3-1. 常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数	72
8-3-2. 常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数	73
8-3-3. 非常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数	73
8-3-4. 非常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数	74
(9) 指定管理者制度	
9-1. 指定管理者制度導入の有無	74
9-2. 指定管理を受けている機関・団体の種別	75
9-3. 指定管理者制度を最初に導入した時期	
9-3-1. 導入年	75
9-3-2. 導入した月	76
9-4. 現在の指定管理者の契約期間年数	76
9-5. 指定管理料	77
9-6. 指定管理者制度導入後の利用者数の変化	77
9-7. 指定管理者制度導入後の年間予算の変化	78
9-8. 指定管理者制度導入の予定	78
(10) 運営状況の評価	
10-1. 運営状況の自己評価実施の有無	79
10-2. 運営状況の外部評価実施の有無	79
10-3. 運営状況の評価結果の公表の有無	80
(11) 開館状況	
11-1. 年間開館日数	80
11-2. 年間利用日数	81
11-3. 休館日	81
(12) 年間予算	
12-1. 年間予算	82
12-2. 事業（イベント）の年間経費	82
12-3. 施設の利用や活動に関わる収入	
12-3-1. 施設使用料	83
12-3-2. 寄附金	83
12-3-3. 受託事業等収入	84
12-3-4. その他	84
(13) 利用形態と宿泊施設	
13-1. 日帰り・宿泊利用の有無	85
13-2. 宿泊施設の有無と定員	
13-2-1. 宿泊室の有無	85
13-2-2. 宿泊室の定員	86
13-2-3. バンガロー、キャビン、ロッジの有無	86
13-2-4. バンガロー、キャビン、ロッジの定員	87
13-2-5. キャンプ場の有無	87
13-2-6. キャンプ場の定員	88

13-3. キャンプ場の設備	
13-3-1. キャンプ場の設備	88
13-3-2. 常設テントの数	89
13-3-3. テント設営スペースの数	89
(14) 利用対象	90
(15) 受入れの単位	90
(16) 宿泊利用料金	
16-1. 宿泊料金の有無	91
16-2. 宿泊料金の内容	91
(17) 年間延べ利用者人数	
17-1. 年間延べ日帰り利用者数	92
17-2. 年間延べ宿泊利用者数	92
(18) 利用団体の宿泊日数	
18-1. 総団体数	93
18-2. 小中学校利用団体数	93
18-3. 小中学校を除いた、その他学校利用団体数	94
(19) 宿泊室の稼働率	94
(20) 主催事業・イベント	
20-1. 主催事業・イベント実施の有無	95
20-2. 主催事業・イベント件数	
20-2-1. 日帰り事業件数	95
20-2-2. 宿泊事業件数	96
20-3. 主催事業・イベントの対象者	96
20-4. 主催事業・イベントの内容	97
(21) 施設にある施設・設備	
21-1. 施設・設備の有無	98
21-2. 研修室の最少収容人数	99
21-3. 研修室の最大収容人数	99
21-4. 食堂の席数	100
(22) バリアフリー施設・設備	100
(23) 外国人向けの表示・表記	
23-1. 外国人向けの表示・表記の有無	101
23-2. 外国人向けの表示・表記の言語	101
26-3. 外国人向けの表示・表記がされているもの	102
(24) インターネット環境	102
(25) 受入れ制限	
25-1. 受入れ制限の有無	103
25-2. 受入れ制限の内容	103
25-3. 最少受入れ人数	104
(26) 施設でできる活動	105
(27) 主な活動	
27-1. 利用者が最も多かったプログラム	106
27-2. 施設が最も力を入れたプログラム	107

(28) 利用者への指導、助言	
28-1. 利用者への活動案作成の助言、協力	108
28-2. 利用者の活動案に対する指導	108
28-3. 利用者の活動に対する指導者属性	109
(29) 施設内での酒類の飲用について	109
(30) 喫煙	
30-1. 喫煙許可の有無	110
30-2. 喫煙許可の場所	
30-2-1. 屋内	110
30-2-2. 屋外	111
(31) オリエンテーション	
31-1. オリエンテーション実施の有無	111
31-2. オリエンテーション実施の条件	112
(32) 朝・夕のつどいの実施	
32-1. 朝・夕のつどいの実施の有無	112
32-2. つどいへの参加形態	113
(33) ボランティアの活動状況	
33-1. ボランティア活動実施の有無	113
33-2. ボランティアの活動内容	114
33-3. ボランティア登録制度の有無	114
33-4. ボランティアの登録人数	115
33-5. ボランティアに対する研修実施の有無	115
33-6. ボランティアに対する年間研修回数	116
(34) 施設の広報・宣伝方策	116
(35) 今後2年以内の予定	117
(36) 他施設・団体との連携	
36-1. 地域の各種施設・団体との連携の有無	118
36-2. 連携した活動内容	118
36-3. 連携した相手	119
36-4. 連携を始めた主な理由	120
資料2 調査票	121
資料3 施設でできる活動自由記述一覧（抜粋）	132
資料4 地域連携に関する質問項目の自由記述（抜粋）	135

第 1 章

調査の概要

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

青少年教育施設の運営状況と分布状況を把握し、各地域の青少年教育環境の実情を分析するとともに、各地域において、地域と連携した青少年教育施設の特徴的な活動事例を調査し、青少年教育施設が地域で果たす役割や、地域に根ざした青少年教育の在り方等の検討に資する調査・分析を行うことを目的として、(1) 青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集、(2) 地域連携活動事例詳細調査を実施した。

2. 調査対象

(1) 青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集

ア 調査対象施設の種別

社会教育調査(文部科学省)において、青少年教育施設は、少年自然の家、青年の家(宿泊型)、青年の家(非宿泊型)、児童文化センター、野外教育施設、その他青少年教育施設の6種別に分類されている。

本調査においては、①少年自然の家、②青年の家(宿泊型)、③青年の家(非宿泊型)、④その他青少年教育施設の4種別を調査対象とした。それぞれの定義は次のとおりである。

① 少年自然の家

少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、野外活動、自然探求等を通じてその情緒や社会性を豊かにし、心身ともに健全な少年の育成を図るための施設をいう。

(「少年自然の家」以外の名称を用いているものを含む。)

② 青年の家(宿泊型)

団体宿泊訓練を通じて、規律・協同・友愛・奉仕等の精神をかん養し、心身共に健全な青年の育成を図るための施設(宿泊型)をいう。(「青年の家」以外の名称を用いているものを含む。)

③ 青年の家(非宿泊型)

青年の日常生活に即した交友と研さんの場を提供し、青年の研修、団体活動の助長を図るための施設(非宿泊型)をいう。(「青年の家」以外の名称を用いているものを含む。)

④ その他の青少年教育施設

「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有し、施設の目的の一つとして、青少年の交流や学習の支援を実施するが、「少年自然の家」「青年の家」「野外教育施設」と異なり、青少年以外の研修やスポーツなど必ずしも青少年教育のみを行っているとは限らない施設。

※「施設種別一覧」はp.131参照

イ 調査対象施設の設置主体

(ア) 国立施設

(イ) 公立施設

(ウ) 民間施設

- i NPO法人自然体験活動推進協議会（CONE）に加盟している団体が所有する施設
- ii 旧社団法人中央青少年団体連絡協議会に加盟していた団体が所有する施設
- iii 「青少年の体験活動推進企業表彰」受賞企業（文部科学省実施事業、平成25年度、平成26年度、平成27年度の受賞企業）が所有する施設

(2) 地域連携活動事例詳細調査

地域連携活動事例詳細調査は、上記2（1）により収集した情報から、外部環境や施設運営体制、地域連携活動事例、施設運営の状況等を分析し、施設規模、連携相手及び連携理由の違いを整理した。この整理を基に国公立18施設を抽出し、詳細な調査を実施した。

【地域連携活動事例詳細調査対象施設】

[国立施設]

- ・ 国立赤城青少年交流の家
- ・ 国立妙高青少年自然の家
- ・ 国立中央青少年交流の家
- ・ 国立大洲青少年交流の家
- ・ 国立夜須高原青少年自然の家

[県立施設]

- ・ 秋田県立大館少年自然の家
- ・ 秋田県立保呂羽山少年自然の家
- ・ 秋田県立岩城少年自然の家
- ・ 千葉県立東金青年の家
- ・ 静岡県立朝霧野外活動センター
- ・ 香川県立五色台少年自然センター
- ・ 香川県立屋島少年自然の家
- ・ 福岡県立少年自然の家「玄海の家」

[市立施設]

- ・ 松戸青少年会館
- ・ 南房総市大房岬自然の家
- ・ 浜松市立青少年の家
- ・ 四日市市少年自然の家
- ・ 北九州市立玄海青年の家

3. 調査方法

(1) 青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集

調査対象施設には、調査票を送付し記入を依頼した。回答は、インターネット上での入力、又は調査票に記入し郵便による返送のいずれかの方法を選んでいただいた。

調査票の発送日：平成28年12月7日(水)

調査票の提出期限日：平成29年2月3日(金)

(2) 地域連携活動事例詳細調査

上記3(1)の調査結果に基づき抽出した18施設に、連携して行っている事項や相手方といった連携事業の詳細、地域人材の活用状況等についてのヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、1施設につき、2～3名の調査者を派遣して行った。

4. 調査内容

(1) 青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集（調査票は巻末資料2）

青少年教育施設の基本情報として、施設規模、予算状況、運営体制、利用情報（利用者数、利用者数推移、利用者属性、施設稼働率等）、事業内容、外部環境（人口分布や近隣の青少年教育施設の設置状況、施設利用者の分布状況等）等を調査項目とした。

また、地域連携活動事例として、地域における各種団体と連携した事業の有無、左記事業がある場合の事業概要及び連携先団体、地域における各種団体との組織的連携（人材交流、連携協定、会議体等）のしくみの有無、左記しくみがある場合の概要を調査項目とした。

上記に加え、施設の運営や活動の特徴を把握するために、調査項目は次のとおりとした。

「青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集」の主な調査項目

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①管理・運営に関する事項 | ②利用対象に関する事項 |
| ③施設の利用に関する事項 | ④事業の実施に関する事項 |
| ⑤施設設備等に関する事項 | ⑥施設でできる体験活動に関する事項 |
| ⑦ボランティアに関する事項 | ⑧情報の発信・活用に関する事項 |
| ⑨その他施設運営全般に関する事項 | ⑩地域との連携に関する事項 |

(2) 地域連携活動事例詳細調査

上記4(1)により収集した情報に基づき、外部環境や施設運営体制、地域連携活動事例等、施設運営の状況を分析し施設規模、連携相手及び連携理由の違いを整理した。その整理に基づき、18施設を抽出し、詳細な事例調査を実施した（選定過程はp.20～21を参照）。

「地域連携活動事例詳細調査」の主な調査項目

- ① 施設の概要（主な事業、ボランティアの登録制度、施設周辺的环境など）
- ② 連携の詳細（連携の目的、連携の相手、連携した理由など）
- ③ 連携による成果
- ④ 連携をする上での課題
- ⑤ 地域人材の活用状況
- ⑥ 教育事業以外の一般利用による施設活用状況

ヒアリング調査の実施期間 平成 29 年 2 月 8 日～ 3 月 3 日

施設名	調査日時	ヒアリング対象者	掲載頁
国立赤城青少年交流の家	平成 29 年 2 月 12 日	所長、事業推進係員	p. 26
国立妙高青少年自然の家	平成 29 年 2 月 23 日	所長	p. 28
国立中央青少年交流の家	平成 29 年 2 月 16 日	所長、次長、事業支援室長	p. 30
千葉県南房総市大房岬自然の家	平成 29 年 2 月 13 日	所長、指導室長	p. 32
静岡県立朝霧野外活動センター	平成 29 年 2 月 16 日	所長、事業課長	p. 34
四日市市少年自然の家	平成 29 年 2 月 18 日	所長	p. 36
国立大洲青少年交流の家	平成 29 年 2 月 15 日	所長、次長	p. 38
国立夜須高原青少年自然の家	平成 29 年 2 月 8 日	所長、次長	p. 40
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	平成 29 年 2 月 9 日	所長、次長	p. 41
北九州市立玄海青年の家	平成 29 年 2 月 9 日	副所長	p. 44
秋田県立岩城少年自然の家	平成 29 年 3 月 2 日	所長、主任社会教育主事	p. 46
秋田県立大館少年自然の家	平成 29 年 3 月 3 日	主査、主任社会教育主事	p. 46
秋田県立保呂羽山少年自然の家	平成 29 年 3 月 2 日	副主幹、主任社会教育主事	p. 47
香川県立屋島少年自然の家	平成 29 年 2 月 16 日	次長、指導員	p. 49
香川県立五色台少年自然センター	平成 29 年 2 月 16 日	所長、次長、主任	p. 50
千葉県立東金青年の家	平成 29 年 2 月 22 日	所長、主任	p. 52
松戸青少年会館	平成 29 年 2 月 21 日	館長、主査	p. 54
浜松市立青少年の家	平成 29 年 2 月 17 日	所長、総務マネージャー	p. 56

5. 調査体制

代表者	田中壮一郎	国立青少年教育振興機構理事長
副代表者	明石 要一	国立青少年教育振興機構非常勤理事(兼務) 青少年教育研究センターセンター長、 千葉敬愛短期大学学長、中央教育審議会委員
事務総括	平川 康弘	国立青少年教育振興機構総務企画部長
研究総括	蓬田 伸光	国立青少年教育振興機構総務企画部調査・広報課長 (兼務) 青少年教育研究センター企画室長
アドバイザー	服部 英二	国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター副センター長
〃	青木康太郎	国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター研究員
〃	青山 鉄兵	文教大学人間科学部准教授、 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員
研究・事務担当	藤江 龍	国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター研究員
〃	國定奈央子	国立青少年教育振興機構総務企画部調査・広報課調査情報係員
〃	大嶋 尚史	日本工業大学共通教育系非常勤講師

第2章

調査結果の概要

第2章 調査結果の概要

本報告書では、「少年自然の家」「青年の家（宿泊型）」「青年の家（非宿泊型）」及び「その他の青少年教育施設」に該当する 769 施設を対象に、設置主体別に分析している。第2章では、「青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集」についての結果の概要を示す。

【基本情報】

1. 施設規模

- ・建物延べ床面積についてみると、国立が最も広い面積を有している割合が高くなっている。次いで、都道府県・政令指定都市立、さらに市（区）立となっている。敷地面積についても同様の傾向を示している。
- ・宿泊定員についてみると、国立は「400人以上」の割合が最も高い。都道府県・政令指定都市立は、「200人～300人未満」の割合が最も高い。市（区）立、町・村・組合、及び民間は「100人未満」が最も高い。

表2-1-1 建物延べ床面積

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
500㎡未満	0 (0.0)	4 (2.1)	71 (19.5)	23 (29.5)	50 (48.1)	98 (14.7)	148 (19.2)
500～1,000㎡未満	0 (0.0)	4 (2.1)	67 (18.4)	26 (33.3)	21 (20.2)	97 (14.6)	118 (15.3)
1,000～2,000㎡未満	0 (0.0)	21 (10.8)	74 (20.3)	13 (16.7)	4 (3.8)	108 (16.2)	112 (14.6)
2,000～5,000㎡未満	0 (0.0)	89 (45.6)	104 (28.6)	8 (10.3)	10 (9.6)	201 (30.2)	211 (27.4)
5,000～10,000㎡未満	0 (0.0)	58 (29.7)	25 (6.9)	3 (3.8)	2 (1.9)	86 (12.9)	88 (11.4)
10,000㎡以上	28 (100.0)	14 (7.2)	6 (1.6)	1 (1.3)	5 (4.8)	49 (7.4)	54 (7.0)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	17 (4.7)	4 (5.1)	12 (11.5)	26 (3.9)	38 (4.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表2-1-2 敷地面積

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
2,500㎡未満	0 (0.0)	10 (5.1)	97 (26.6)	41 (52.6)	52 (50.0)	148 (22.3)	200 (26.0)
2,500～5,000㎡未満	0 (0.0)	12 (6.2)	55 (15.1)	12 (15.4)	14 (13.5)	79 (11.9)	93 (12.1)
5,000～25,000㎡未満	0 (0.0)	45 (23.1)	105 (28.8)	13 (16.7)	15 (14.4)	163 (24.5)	178 (23.1)
25,000～100,000㎡未満	1 (3.6)	65 (33.3)	51 (14.0)	4 (5.1)	9 (8.7)	121 (18.2)	130 (16.9)
100,000～250,000㎡未満	19 (67.9)	36 (18.5)	33 (9.1)	4 (5.1)	2 (1.9)	92 (13.8)	94 (12.2)
250,000㎡以上	8 (28.6)	22 (11.3)	10 (2.7)	1 (1.3)	5 (4.8)	41 (6.2)	46 (6.0)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	13 (3.6)	3 (3.8)	7 (6.7)	21 (3.2)	28 (3.6)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-1-3 宿泊室の定員

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
100人未満	0 (0.0)	14 (8.2)	85 (46.2)	23 (63.9)	67 (77.0)	122 (29.1)	189 (37.4)
100~200人未満	1 (3.6)	53 (31.0)	34 (18.5)	5 (13.9)	7 (8.0)	93 (22.2)	100 (19.8)
200~300人未満	0 (0.0)	64 (37.4)	49 (26.6)	5 (13.9)	6 (6.9)	118 (28.2)	124 (24.5)
300~400人未満	8 (28.6)	27 (15.8)	5 (2.7)	0 (0.0)	1 (1.1)	40 (9.5)	41 (8.1)
400人以上	19 (67.9)	13 (7.6)	3 (1.6)	0 (0.0)	3 (3.4)	35 (8.4)	38 (7.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (4.3)	3 (8.3)	3 (3.4)	11 (2.6)	14 (2.8)
合計	28 (100.0)	171 (100.0)	184 (100.0)	36 (100.0)	87 (100.0)	419 (100.0)	506 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

2. 予算状況

- ・年間予算についてみると、国立は全ての施設で年間予算が「1億5千万円以上」と回答している。
- ・町・村・組合及び民間は「500万円未満」の割合が最も高くなっている。
- ・事業（イベント）の年間経費についてみると、国立は全ての施設で事業（イベント）の年間経費が「1,000万円以上」と回答している。都道府県・政令指定都市立は「100万~250万円未満」の割合が最も高くなっている。市（区）立、町・村・組合及び民間は「予算はない」の割合が最も高くなっている。

表 2-2-1 年間予算

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
500万円未満	0 (0.0)	3 (1.5)	73 (20.1)	36 (46.2)	45 (43.3)	112 (16.8)	157 (20.4)
500~1,000万円未満	0 (0.0)	5 (2.6)	52 (14.3)	15 (19.2)	20 (19.2)	72 (10.8)	92 (12.0)
1,000~2,500万円未満	0 (0.0)	11 (5.6)	73 (20.1)	15 (19.2)	6 (5.8)	99 (14.9)	105 (13.7)
2,500~5,000万円未満	0 (0.0)	42 (21.5)	62 (17.0)	3 (3.8)	6 (5.8)	107 (16.1)	113 (14.7)
5,000~1億円未満	0 (0.0)	72 (36.9)	66 (18.1)	5 (6.4)	13 (12.5)	143 (21.5)	156 (20.3)
1億~1億5,000万円未満	0 (0.0)	34 (17.4)	23 (6.3)	1 (1.3)	4 (3.8)	58 (8.7)	62 (8.1)
1億5,000万円以上	28 (100.0)	22 (11.3)	7 (1.9)	2 (2.6)	2 (1.9)	59 (8.9)	61 (7.9)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	8 (2.2)	1 (1.3)	8 (7.7)	15 (2.3)	23 (3.0)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表2-2-2 事業（イベント）の年間経費

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
予算はない	0 (0.0)	14 (7.2)	118 (32.4)	41 (52.6)	48 (46.2)	173 (26.0)	221 (28.7)
50万円未満	0 (0.0)	26 (13.3)	76 (20.9)	12 (15.4)	15 (14.4)	114 (17.1)	129 (16.8)
50～100万円未満	0 (0.0)	27 (13.8)	45 (12.4)	7 (9.0)	6 (5.8)	79 (11.9)	85 (11.1)
100～250万円未満	0 (0.0)	55 (28.2)	43 (11.8)	2 (2.6)	8 (7.7)	100 (15.0)	108 (14.0)
250～500万円未満	0 (0.0)	29 (14.9)	31 (8.5)	4 (5.1)	5 (4.8)	64 (9.6)	69 (9.0)
500～1,000万円未満	0 (0.0)	20 (10.3)	20 (5.5)	6 (7.7)	2 (1.9)	46 (6.9)	48 (6.2)
1,000万円以上	28 (100.0)	14 (7.2)	21 (5.8)	2 (2.6)	7 (6.7)	65 (9.8)	72 (9.4)
無回答	0 (0.0)	10 (5.1)	10 (2.7)	4 (5.1)	13 (12.5)	24 (3.6)	37 (4.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

3. 運営体制

- ・施設の長（所長）の勤務形態についてみると、町・村・組合の「常勤」の割合は20.5%であり、他の設置主体と比べて低くなっている。
- ・常勤の指導系職員の人数についてみると、国立は「6～10人」の割合が最も高くなっている。都道府県・政令指定都市立、市（区）立及び民間は「1～5人」の割合が最も高くなっている。町・村・組合は「いない（0人）」の割合が最も高くなっている。
- ・常勤の非指導系職員の人数についてみると、全ての設置主体で「1～5人」の割合が最も高くなっている。

表2-3-1 施設の長（所長）の勤務形態

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
常勤	28 (100.0)	165 (84.6)	205 (56.3)	16 (20.5)	73 (70.2)	414 (62.3)	487 (63.3)
兼務	0 (0.0)	10 (5.1)	65 (17.9)	44 (56.4)	11 (10.6)	119 (17.9)	130 (16.9)
非常勤	0 (0.0)	14 (7.2)	48 (13.2)	7 (9.0)	2 (1.9)	69 (10.4)	71 (9.2)
その他	0 (0.0)	1 (0.5)	36 (9.9)	8 (10.3)	6 (5.8)	45 (6.8)	51 (6.6)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	10 (2.7)	3 (3.8)	12 (11.5)	18 (2.7)	30 (3.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-3-2 常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
いない(0人)	0 (0.0)	9 (4.6)	102 (28.0)	34 (43.6)	13 (12.5)	145 (21.8)	158 (20.5)
1~5人	4 (14.3)	112 (57.4)	150 (41.2)	24 (30.8)	35 (33.7)	290 (43.6)	325 (42.3)
6~10人	22 (78.6)	47 (24.1)	19 (5.2)	0 (0.0)	8 (7.7)	88 (13.2)	96 (12.5)
11~15人	2 (7.1)	11 (5.6)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	16 (2.4)	17 (2.2)
16~20人	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
21人以上	0 (0.0)	5 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.8)	5 (0.7)
無回答	0 (0.0)	11 (5.6)	90 (24.7)	20 (25.6)	46 (44.2)	121 (18.2)	167 (21.7)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-3-3 常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
いない(0人)	1 (3.6)	22 (11.3)	93 (25.5)	27 (34.6)	15 (14.4)	143 (21.5)	158 (20.5)
1~5人	17 (60.7)	137 (70.3)	153 (42.0)	31 (39.7)	34 (32.7)	338 (50.8)	372 (48.4)
6~10人	9 (32.1)	12 (6.2)	15 (4.1)	0 (0.0)	1 (1.0)	36 (5.4)	37 (4.8)
11~15人	1 (3.6)	1 (0.5)	4 (1.1)	0 (0.0)	3 (2.9)	6 (0.9)	9 (1.2)
16~20人	0 (0.0)	2 (1.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (1.0)	3 (0.5)	4 (0.5)
21人以上	0 (0.0)	2 (1.0)	2 (0.5)	1 (1.3)	1 (1.0)	5 (0.8)	6 (0.8)
無回答	0 (0.0)	19 (9.7)	96 (26.4)	19 (24.4)	49 (47.1)	134 (20.2)	183 (23.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

4. 利用情報

- ・利用対象についてみると、国立は全施設で全ての利用対象を受け入れている。都道府県・政令指定都市立、市（区）立及び町・村・組合は「少年（小・中学生）」を利用対象としている割合が最も高くなっている。
- ・民間施設は、「成人（30歳以上の者）」を利用対象としている割合が最も高くなっている。
- ・受入れ単位についてみると、民間は、国公立に比べ、「個人」の受入れの割合が高くなっている。

表 2-4-1 利用対象

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
幼児(未就学児)	28 (100.0)	172 (88.2)	281 (77.2)	52 (66.7)	66 (63.5)	533 (80.2)	599 (77.9)
少年(小・中学生)	28 (100.0)	192 (98.5)	357 (98.1)	75 (96.2)	96 (92.3)	652 (98.0)	748 (97.3)
青年(高校生～30歳未満の者)	28 (100.0)	187 (95.9)	333 (91.5)	69 (88.5)	99 (95.2)	617 (92.8)	716 (93.1)
成人(30歳以上の者)	28 (100.0)	180 (92.3)	311 (85.4)	70 (89.7)	100 (96.2)	589 (88.6)	689 (89.6)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	2 (1.9)	3 (0.5)	5 (0.7)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-4-2 受入れの単位

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
団体・グループ	28 (100.0)	194 (99.5)	347 (95.3)	73 (93.6)	89 (85.6)	642 (96.5)	731 (95.1)
家族	28 (100.0)	136 (69.7)	192 (52.7)	41 (52.6)	95 (91.3)	397 (59.7)	492 (64.0)
個人	1 (3.6)	69 (35.4)	202 (55.5)	45 (57.7)	96 (92.3)	317 (47.7)	413 (53.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.1)	0 (0.0)	1 (1.0)	4 (0.6)	5 (0.7)

単位：施設（ ）内は構成比

5. 事業内容

- ・主催事業・イベントの対象者についてみると、国立は「就学前の子ども」、「保護者」、「ボランティア（希望者も含む）」、「学校教員」、「青少年教育施設・団体の指導者」及び「不登校・ひきこもりの青少年」の割合が、他の設置主体に比べ高くなっている。
- ・主催事業・イベントの内容について見ると、都道府県・政令指定都市立、市（区）立、町・村・組合及び民間で「自然体験に関する事業」が最も高い割合となっている。
- ・国立は「施設開放（フェスティバル等）に関する事業」、「ボランティアの養成・資質向上に関する事業」、「青少年教育施設・団体の指導者等の資質向上に関する事業」及び「子どもの貧困対策に関する事業」の割合が、他の設置主体に比べて高くなっている。

表2-5-1 主催事業・イベントの対象者

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
小中学生	28 (100.0)	179 (97.8)	218 (91.2)	22 (78.6)	26 (63.4)	447 (93.5)	473 (91.1)
親子	28 (100.0)	161 (88.0)	165 (69.0)	13 (46.4)	22 (53.7)	367 (76.8)	389 (75.0)
高校生以上	24 (85.7)	115 (62.8)	100 (41.8)	14 (50.0)	19 (46.3)	253 (52.9)	272 (52.4)
就学前の子ども	23 (82.1)	98 (53.6)	104 (43.5)	9 (32.1)	18 (43.9)	234 (49.0)	252 (48.6)
保護者	18 (64.3)	69 (37.7)	87 (36.4)	8 (28.6)	9 (22.0)	182 (38.1)	191 (36.8)
ボランティア(希望者も含む)	28 (100.0)	93 (50.8)	45 (18.8)	4 (14.3)	14 (34.1)	170 (35.6)	184 (35.5)
学校教員	28 (100.0)	77 (42.1)	30 (12.6)	2 (7.1)	5 (12.2)	137 (28.7)	142 (27.4)
青少年教育施設・団体の指導者	21 (75.0)	73 (39.9)	33 (13.8)	1 (3.6)	6 (14.6)	128 (26.8)	134 (25.8)
障害のある青少年(LD・ADHD等を含む)	8 (28.6)	41 (22.4)	23 (9.6)	1 (3.6)	10 (24.4)	73 (15.3)	83 (16.0)
不登校・ひきこもりの青少年	13 (46.4)	47 (25.7)	28 (11.7)	0 (0.0)	4 (9.8)	88 (18.4)	92 (17.7)
その他	3 (10.7)	28 (15.3)	26 (10.9)	4 (14.3)	14 (34.1)	61 (12.8)	75 (14.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.8)	0 (0.0)	1 (2.4)	2 (0.4)	3 (0.6)

単位：施設（ ）内は構成比

表2-5-2 主催事業・イベントの内容（一部抜粋）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
自然体験活動に関する事業	28 (100.0)	161 (88.0)	167 (69.9)	17 (60.7)	35 (85.4)	373 (78.0)	408 (78.6)
施設開放(フェスティバル等) に関する事業	26 (92.9)	103 (56.3)	76 (31.8)	1 (3.6)	11 (26.8)	206 (43.1)	217 (41.8)
ボランティアの養成・資質向上 に関する事業	28 (100.0)	100 (54.6)	51 (21.3)	2 (7.1)	10 (24.4)	181 (37.9)	191 (36.8)
青少年教育施設・団体の指導者等の資 質向上に関する事業	24 (85.7)	76 (41.5)	35 (14.6)	1 (3.6)	7 (17.1)	136 (28.5)	143 (27.6)
青少年のリーダーシップ育成 に関する事業	19 (67.9)	61 (33.3)	49 (20.5)	3 (10.7)	8 (19.5)	132 (27.6)	140 (27.0)
子どもの貧困対策に関する事業	28 (100.0)	4 (2.2)	3 (1.3)	0 (0.0)	2 (4.9)	35 (7.3)	37 (7.1)

単位：施設（ ）内は構成比

6. 外部環境

- ・活動範囲の自然環境についてみると、国立、都道府県・政令指定都市立、市（区）立、及び民間で、「山」と回答した割合が最も高くなっている。
- ・施設近隣の都市規模（半径 50 キロ以内）についてみると、全ての設置主体で、施設の半径 50 キロ以内に「人口 10 万人未満の都市」及び「町・村」があると回答している割合が高くなっている。
- ・近隣の青少年教育施設数（半径 50 キロ以内）についてみると、全ての設置主体で、「1～2 施設」の割合が最も高くなっている。また、市（区）を除く設置主体では、「ない」の割合が 2 番目に高くなっている。

表 2-6-1 活動範囲の自然環境

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
山	16 (57.1)	89 (45.6)	124 (34.1)	22 (28.2)	25 (24.0)	251 (37.7)	276 (35.9)
海	5 (17.9)	28 (14.4)	31 (8.5)	6 (7.7)	13 (12.5)	70 (10.5)	83 (10.8)
高原	3 (10.7)	9 (4.6)	18 (4.9)	2 (2.6)	11 (10.6)	32 (4.8)	43 (5.6)
河川	2 (7.1)	7 (3.6)	15 (4.1)	1 (1.3)	1 (1.0)	25 (3.8)	26 (3.4)
湖	0 (0.0)	8 (4.1)	1 (0.3)	2 (2.6)	3 (2.9)	11 (1.7)	14 (1.8)
その他	2 (7.1)	22 (11.3)	35 (9.6)	3 (3.8)	19 (18.3)	62 (9.3)	81 (10.5)
当てはまるものはない	0 (0.0)	26 (13.3)	118 (32.4)	40 (51.3)	19 (18.3)	184 (27.7)	203 (26.4)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	22 (6.0)	2 (2.6)	13 (12.5)	30 (4.5)	43 (5.6)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-6-2 施設近隣の都市規模（半径 50 キロ以内）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
特別区、政令指定都市	6 (21.4)	64 (32.8)	138 (37.9)	9 (11.5)	21 (20.2)	217 (32.6)	238 (30.9)
人口30万人以上の都市	12 (42.9)	70 (35.9)	148 (40.7)	14 (17.9)	19 (18.3)	244 (36.7)	263 (34.2)
人口10万人以上30万人未満の都市	18 (64.3)	95 (48.7)	204 (56.0)	30 (38.5)	37 (35.6)	347 (52.2)	384 (49.9)
人口10万人未満の都市	23 (82.1)	117 (60.0)	219 (60.2)	36 (46.2)	40 (38.5)	395 (59.4)	435 (56.6)
町・村	23 (82.1)	127 (65.1)	206 (56.6)	66 (84.6)	53 (51.0)	422 (63.5)	475 (61.8)
無回答	0 (0.0)	3 (1.5)	3 (0.8)	1 (1.3)	1 (1.0)	7 (1.1)	8 (1.0)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-6-3 近隣の青少年教育施設数（半径 50 キロ以内）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ない	7 (25.0)	35 (17.9)	37 (10.2)	22 (28.2)	21 (20.2)	101 (15.2)	122 (15.9)
1~2施設	11 (39.3)	55 (28.2)	91 (25.0)	24 (30.8)	32 (30.8)	181 (27.2)	213 (27.7)
3~4施設	2 (7.1)	33 (16.9)	52 (14.3)	8 (10.3)	9 (8.7)	95 (14.3)	104 (13.5)
5~6施設	3 (10.7)	30 (15.4)	37 (10.2)	6 (7.7)	9 (8.7)	76 (11.4)	85 (11.1)
7~8施設	3 (10.7)	7 (3.6)	14 (3.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	24 (3.6)	25 (3.3)
9~10施設	0 (0.0)	14 (7.2)	28 (7.7)	6 (7.7)	6 (5.8)	48 (7.2)	54 (7.0)
11施設以上	2 (7.1)	17 (8.7)	52 (14.3)	7 (9.0)	5 (4.8)	78 (11.7)	83 (10.8)
無回答	0 (0.0)	4 (2.1)	53 (14.6)	5 (6.4)	21 (20.2)	62 (9.3)	83 (10.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

【地域連携活動事例】

1. 地域の各種施設・団体との連携の有無

- ・地域の各種施設・団体との連携の有無についてみると、国立は全ての施設が、「行った」と回答している。
- ・市（区）立、町・村・組合及び民間では、「行っていない」という回答の割合が高い。

表 2-7-1 地域の各種団体と連携した事業の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
行った	28 (100.0)	155 (79.5)	168 (46.2)	20 (25.6)	31 (29.8)	371 (55.8)	402 (52.3)
行っていない	0 (0.0)	33 (16.9)	189 (51.9)	55 (70.5)	63 (60.6)	277 (41.7)	340 (44.2)
無回答	0 (0.0)	7 (3.6)	7 (1.9)	3 (3.8)	10 (9.6)	17 (2.6)	27 (3.5)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

2. 連携した活動内容及び連携先団体

- ・連携した活動内容についてみると、全ての設置主体で「共催事業・イベントの実施」の割合が最も高くなっている。
- ・連携した相手についてみると、国立及び町・村・組合は「教育委員会（事務局）」、都道府県・政令指定都市立は「他の青少年教育施設」、市（区）立は「小学校・中学校」が最も高くなっている。
- ・国立は他の設置主体に比べて「大学、専門学校、研究機関」や「児童養護施設」と回答した割合が高くなっている。

表 2-7-2 連携した活動内容（一部抜粋）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
共催事業・イベントの実施	26 (92.9)	139 (89.7)	130 (77.4)	16 (80.0)	28 (90.3)	311 (83.8)	339 (84.3)
施設、物品・設備等の貸し借り	21 (75.0)	83 (53.5)	82 (48.8)	12 (60.0)	12 (38.7)	198 (53.4)	210 (52.2)
研修会や交流会の共同実施	14 (50.0)	52 (33.5)	50 (29.8)	5 (25.0)	16 (51.6)	121 (32.6)	137 (34.1)
職員やボランティアの派遣や受入れの実施	18 (64.3)	56 (36.1)	35 (20.8)	3 (15.0)	10 (32.3)	112 (30.2)	122 (30.3)
研修支援(受入れ事業)での支援協力	15 (53.6)	45 (29.0)	34 (20.2)	5 (25.0)	8 (25.8)	99 (26.7)	107 (26.6)
広報活動、協働した利用者向け	11 (39.3)	23 (14.8)	19 (11.3)	2 (10.0)	10 (32.3)	55 (14.8)	65 (16.2)
パンフレット等の作成							
調査研究やガイドブック、教材等の企画作成	5 (17.9)	10 (6.5)	6 (3.6)	1 (5.0)	3 (9.7)	22 (5.9)	25 (6.2)

単位：施設（ ）内は構成比

表 2-7-3 連携した相手（一部抜粋）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
他の青少年教育施設	22 (78.6)	74 (47.7)	51 (30.4)	2 (10.0)	11 (35.5)	149 (40.2)	160 (39.8)
教育委員会(事務局)	23 (82.1)	67 (43.2)	55 (32.7)	8 (40.0)	5 (16.1)	153 (41.2)	158 (39.3)
小学校、中学校	18 (64.3)	49 (31.6)	63 (37.5)	6 (30.0)	9 (29.0)	136 (36.7)	145 (36.1)
教育委員会以外の行政部局	18 (64.3)	39 (25.2)	51 (30.4)	7 (35.0)	8 (25.8)	115 (31.0)	123 (30.6)
NPO法人・公益法人	20 (71.4)	39 (25.2)	43 (25.6)	3 (15.0)	17 (54.8)	105 (28.3)	122 (30.3)
町内会・自治会などの自治組織	8 (28.6)	44 (28.4)	47 (28.0)	6 (30.0)	9 (29.0)	105 (28.3)	114 (28.4)
ボーイスカウト、子ども会等の青少年団体	15 (53.6)	34 (21.9)	46 (27.4)	4 (20.0)	10 (32.3)	99 (26.7)	109 (27.1)
大学、専門学校、研究機関	20 (71.4)	32 (20.6)	35 (20.8)	3 (15.0)	7 (22.6)	90 (24.3)	97 (24.1)
青少年教育施設以外の社会教育施設	11 (39.3)	47 (30.3)	27 (16.1)	3 (15.0)	6 (19.4)	88 (23.7)	94 (23.4)
漁協・農協・商工会などの地元組織	13 (46.4)	39 (25.2)	28 (16.7)	3 (15.0)	5 (16.1)	83 (22.4)	88 (21.9)
高等学校	10 (35.7)	29 (18.7)	22 (13.1)	2 (10.0)	5 (16.1)	63 (17.0)	68 (16.9)
幼稚園、保育園	12 (42.9)	19 (12.3)	29 (17.3)	2 (10.0)	4 (12.9)	62 (16.7)	66 (16.4)
企業	11 (39.3)	25 (16.1)	16 (9.5)	3 (15.0)	5 (16.1)	55 (14.8)	60 (14.9)
適応指導教室	9 (32.1)	15 (9.7)	15 (8.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	39 (10.5)	39 (9.7)
児童養護施設	20 (71.4)	4 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	24 (6.5)	25 (6.2)

単位：施設（ ）内は構成比

3. 連携を始めた主な理由

- ・連携を始めた主な理由についてみると、国立は「相互のノウハウ・専門性を活かすため」の割合が最も高くなっている。都道府県・政令指定都市、市（区）及び町・村・組合は「地域に根付いた施設運営を図るため」の割合が最も高くなっている。民間は「様々な機関・団体とのネットワークを広げるため」の割合が最も高くなっている。
- ・国は、他の設置主体に比べて「これまであった連携をより強化させるため」の割合が高くなっている。

表 2-7-4 連携を始めた主な理由（一部抜粋）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
地域に根付いた施設運営を図るため	22 (78.6)	93 (60.0)	96 (57.1)	10 (50.0)	16 (51.6)	221 (59.6)	237 (59.0)
多様な活動や総合的な事業展開を図るため	24 (85.7)	91 (58.7)	79 (47.0)	6 (30.0)	15 (48.4)	200 (53.9)	215 (53.5)
様々な機関・団体とのネットワークを広げるため	20 (71.4)	86 (55.5)	78 (46.4)	4 (20.0)	18 (58.1)	188 (50.7)	206 (51.2)
施設の事業や活動を社会に広く発信するため	22 (78.6)	84 (54.2)	73 (43.5)	5 (25.0)	17 (54.8)	184 (49.6)	201 (50.0)
地域や社会のニーズに即した事業を展開するため	23 (82.1)	80 (51.6)	66 (39.3)	5 (25.0)	16 (51.6)	174 (46.9)	190 (47.3)
相互のノウハウ・専門性を活かすため	25 (89.3)	84 (54.2)	52 (31.0)	4 (20.0)	12 (38.7)	165 (44.5)	177 (44.0)
施設の教育機能を高めるため	21 (75.0)	74 (47.7)	58 (34.5)	5 (25.0)	7 (22.6)	158 (42.6)	165 (41.0)
これまであった連携をより強化させるため	21 (75.0)	42 (27.1)	52 (31.0)	1 (5.0)	15 (48.4)	116 (31.3)	131 (32.6)
青少年教育施設の知名度を向上させるため	15 (53.6)	43 (27.7)	43 (25.6)	3 (15.0)	7 (22.6)	104 (28.0)	111 (27.6)

単位：施設（ ）内は構成比

第3章

地域連携活動事例詳細調査の結果

第3章 調査結果（地域連携活動事例詳細調査）

1. 事例詳細調査対象の選定

青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集調査の結果に基づき国公立施設を類型化した。

（1）施設の立地環境と施設規模における違い

事例詳細調査の対象とする施設の選定にあたっては、①立地環境の違いと②施設規模の違いに基づき分類を行った。

①立地環境の違い（地の利の違いによる利用者層、プログラム・イベントなどの違い）

青少年教育施設は、山や海などの自然環境豊かな場所に立地していることが多いと考え、施設の基本情報及び地域連携活動事例収集調査において、施設が主に活動範囲としている自然環境についての質問では、山、高原、湖、海、河川、その他、当てはまるものはない、のどれか1つに回答する形式にした。

その結果、当てはまるものはない、と回答した施設は203施設あり、さらに「6 - ②施設を中心に半径50キロ以内にある都市の規模」で「特別区、政令指定都市」があると回答した施設が86施設あった。このことから、都市近郊にも青少年教育施設が一定数あることがわかったため、施設周辺の自然環境として従来の6分類（山、高原、湖、海、河川、その他）に「都市近郊」を加え、7つの分類とした。

②施設規模の違い

本調査では、分析の便宜上、宿泊定員300人以上を大規模施設、100人～300人未満を中規模施設、100人未満を小規模施設とし、「地域にある施設、団体との連携の有無」に回答のあった476施設を対象に、宿泊規模別に分析を行った。

表3-1 地域にある施設、団体との連携の有無（施設規模別）

	大規模施設		中規模施設		小規模施設		合計	
行った	71	(91.0)	154	(70.6)	55	(30.6)	280	(58.8)
行っていない	7	(9.0)	64	(29.4)	125	(69.4)	196	(41.2)
合計	78	(100.0)	218	(100.0)	180	(100.0)	476	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

国立はすべての施設で地域にある施設や団体との連携が図られている（p.15）。一方で、都道府県・政令指定都市、市（区）、町・村・組合の順に連携を「行った」と回答する割合が低くなっている（p.15）。上記の表から、施設規模の観点から見ても、施設規模が小さくなるほど、地域との連携が行われていないことが分かる。そこで周辺環境と施設規模の割合を考慮に入れ施設の抽出を行った。

また、連携相手及び連携理由に関する質問（いずれも複数回答）について、回答数の多い項目をみると、相手、理由ともに施設の規模によって違いがみられた。下記の表3-2では、最も回答数の多かった項目を①、2番目に多かった項目を②、3番目に多かった項目を③と表記している。

表3-2 施設規模別の連携相手及び連携理由の上位項目一覧

施設規模	連携相手上位項目	連携理由上位項目
小規模施設 (宿泊定員 100 人未満)	①：小学校、中学校 ②：教育委員会（事務局） ③：ボーイスカウト・子ども会等の青少年団体、町内会・自治会などの自治組織	①：地域に根付いた施設運営を図るため ②：様々な機関・団体とのネットワークを広げるため ③：多様な活動や総合的な事業展開を図るため
中規模施設 (宿泊定員 100 人～ 300 人未満)	①：青少年教育施設同士 ②：教育委員会（事務局） ③：小学校、中学校	①：地域に根付いた施設運営を図るため ②：多様な活動や総合的な事業展開を図るため ③：施設の事業や活動を社会に広く発信するため
大規模施設 (宿泊定員 300 人以上)	①：教育委員会（事務局） ①：青少年教育施設同士 ③：NPO 法人・公益法人	①：地域に根付いた施設運営を図るため ②：施設の事業や活動を社会に広く発信するため ②：相互のノウハウ・専門性を活かすため
全体	①：青少年教育施設同士 ②：教育委員会（事務局） ③：小学校、中学校	①：地域に根付いた施設運営を図るため ②：多様な活動や総合的な事業展開を図るため ②：施設の事業や活動を社会に広く発信するため

※ 同じ回答数の場合には、同じ番号を附している。

※ 「青少年教育施設同士」とは、連携相手が青少年教育施設であることを示している。調査票では「他の青少年教育施設」という表記になっている。

上記分類における大規模施設では「施設の事業や活動を社会に広く発信するため」「相互のノウハウ・専門性を活かすため」が連携理由の上位にあることから、大規模施設ではこのどちらかの活動を行っている施設を抽出した。

また、中規模施設の主要な連携相手は青少年教育施設同士、教育委員会（事務局）、小学校、中学校であるが、小規模施設の場合は「ボーイスカウト、子ども会等の青少年団体」及び「町内会・自治会などの自治組織」が入るなど、より地域と密接な関係を持つ団体が入ってくる。そのため、中規模施設では学校や青少年教育関係団体同士の連携を重視している施設、小規模施設では地域の教育関係団体との連携を重視している施設を抽出した。

(2) 事例詳細調査の対象施設の特徴

上記(1)の類型化に基づき、地域連携活動事例収集における地域連携に関する記述から連携内容、連携方法や連携相手を踏まえ、18施設を抽出した。なお、選出にあたっては、設置者や所管、運営形態(指定管理者制度導入の有無など)についてのバランスも考慮した。

①連携した施設の特徴

抽出した18施設では、以下のような連携の特徴がみられた。

- ・先駆的な施設運営を実施している。
- ・施設の持つ多様な機能や広域的なネットワークを活かしている。
- ・立地環境や施設の設置経緯など、地域の特色を活かした活動を実施している。
- ・青少年教育の課題に対応した取り組みを実施している。
- ・小中学校及び教育委員会との活動を実施している。
- ・都市型の立地条件ならではの連携相手との活動を実施している。

②連携の成果

抽出した18施設では、以下のような連携の成果が見られた。なお、連携の成果の詳細はp.60~61に記載した。

- ・学校や行政機関と連携し、青少年教育施設の有効活用が図れた。
- ・立地環境を活かした連携によって施設利用者が確保できた。
- ・地域の青少年教育環境の醸成を通じ、新たな利用者層を獲得できた。

③連携に関する課題

抽出した18施設では、以下のような連携の課題が見られた。なお、連携に関する課題の詳細はp.62に記載した。

- ・職員の連携に関する負担をどのように分散、軽減させるか。
- ・連携の継続性をどのように維持させるか。
- ・連携相手の核となる人物をどのように探すか。

2. 事例詳細調査対象施設

前記「1－(1)」の類型化を基に以下の施設を抽出した。

(1) 先駆的な施設運営を実施している。

【国立赤城青少年交流の家】

地域参画型の施設運営を目指し、「新しい公共」型の運営形態を構築している。施設運営全般に地域団体や地域住民が参画するため、民間団体等と幅広く連携が図られている。

(2) 施設の持つ多様な機能や広域的なネットワークを活かしている。

① 大学や教育委員会との連携【国立妙高青少年自然の家】

大学や教育委員会といった地域の教育機関と連携し、いわゆる中1ギャップ対応事業等、国の政策課題に対応した調査研究活動を行うとともに、学術的観点と教育現場の実情を反映した教育プログラムを開発するなど、他の青少年教育施設のモデルとなる事業を実施している。上越教育大学、信州大学等との密接な連携、妙高市等との組織的・恒常的な連携体制を構築し、冬の活動プログラムを開発している。

② 地域の多様な関係機関等との連携【国立中央青少年交流の家】

青少年教育団体や教育機関と連携し、地域において体験活動が啓発されるような様々な取り組みを実施している。また、静岡大学との包括連携協定の締結に加え、地元の御殿場市の図書館と連携し幼稚園等に出向いて行う絵本読み聞かせや、自然遊び塾、指導者研修会、及びリーダー養成など、広域的で地域に開かれた多彩な事業活動を実施している。

(3) 立地環境や施設の設置経緯など地域の特色を活かした活動を実施している。

① 地域の広域的な組織「南房総体験活動ネットワーク協議会」を運営【南房総市大房岬自然の家】

体験活動を普及するために設立された「南房総体験活動ネットワーク協議会」（南房総市、館山市、鋸南町の観光や体験活動に関わる行政機関、事業者で構成）を運営している。青少年教育関係者のみならず、地域の様々な事業関係者（観光業や旅館業）も参加する場とすることで、広い範囲で相互補完的な事業の実施が可能となった。

② 野外活動の拠点として整備された経緯を踏まえた関係機関との連携【静岡県立朝霧野外活動センター】

富士山の麓にある高原の新たに開拓された酪農地帯に立地しており、昭和44年に県立施設として開所して以来、キャンプやオリエンテーリングなどの野外活動の拠点としての活動を展開している。当該施設の研修会で育成した人材が静岡県キャンプカウンセラー協会を創設するなど、地域の人材育成にも貢献している。また、開拓地域にあることから、地域との共存共栄の伝統があり、一体的・共同的な施設運営が行われている。

③ 地域に支えられる開かれた施設運営づくり【四日市市少年自然の家】

宿泊訓練を通して青少年の心身の健全な発達を図り、その育成に資するために、昭和48年に四日市市野外活動センターとして開所した。現在は、四日市市こども未来部が所管し、株式会社小学館集英社プロダクションが指定管理者として運営している。地域に支えられる開かれた施設を標榜し、周辺の青少年教育施設、行政、自治会、小学校、ボランティア団体等と積極的に連携している。

(4) 青少年教育の課題に対応した取り組みを実施している。

① 不登校児童生徒への対応【国立大洲青少年交流の家】

平成9年から大洲市教育委員会との共催で、不登校児童生徒を対象とした「おおずふれあいスクール」を運営している。地域の自治体、学校等との運営委員会を開催することによって、大洲市及び近隣地区の青少年が抱える課題を解決していく取組を継続的に実施している。

② 課題を抱える青少年への対応【国立夜須高原青少年自然の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」】

国立夜須高原青少年自然の家は、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立英彦山青年の家などと連携し、課題を抱える子供を対象とした事業を実施している。長年にわたる国立夜須高原青少年自然の家と福岡県との協力関係に基づき、単独の施設では困難であった継続的な事業の実施を、連携により実現している。

③ 就労支援プログラムの展開【北九州市立玄海青年の家】

北九州市立玄海青年の家は、北九州市の子ども若者支援センター「YELL」と連携した就労支援プログラムを実施している。北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家と連携し、同一エリア内の施設相互の道路整備を行うなど、地域に貢献する活動を実施している。

(5) 学校および教育委員会等との連携

① 県直営を活かした県教育委員会との一体的な活動

【秋田県立大館少年自然の家、秋田県立保呂羽山少年自然の家、秋田県立岩城少年自然の家】

国立青少年教育振興機構が委託している「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」を受託し、秋田大学など地域の関係機関と連携し地域に根付いた活動を展開している。また、3施設の特色を活かした事業の実施や、施設間で職員を派遣しあう等、一体的な運営を実現している。

② 教育委員会、学校等との緊密な連携【香川県立屋島少年自然の家、香川県立五色台少年自然センター】

昭和45年から県内すべての中学2年生を対象に、集団宿泊活動を展開している。県内の校長会と、両施設が連携することで、施設の無駄な空室が出ない事業運営を実現している。

(6) 都市の立地を活かした相手との連携

① 都市近郊の青年の家としての実績を活かした地域連携【千葉県立東金青年の家】

地域連携を通じて、地域の課題に対応した事業を実施している。これまで通学合宿など地域の学校と連携してきた実績を活かし、地域の大学や地元商店街と連携し、青年の国際社会への関心を高めるための事業を行い、観光業等地域の活性化と、施設利用の促進が図られている。

② 地域に密着した青少年のための活動の場の提供【松戸青少年会館】

市街地に立地する非宿泊型の施設であり、主に地域住民の日常的な活動の場として利用されている。当該施設の利用者が主催事業の講師になるなど、地域人材の活用による継続的な連携が実施されている。日帰り事業の件数は年135件あり、活発な事業展開がなされている。

③ 都市型の市長部局運営の施設、地域に開かれた運営の推進【浜松市立青少年の家】

当該施設は、日帰りの利用者が大半であり、地域における集いの場として位置付けられている。地域のニーズに対応した施設運営を目指し、地域の青少年教育等関連団体からなる協議会（子ども会、地元の自治会、大学の有識者、地域の小学校長などが参加）を構築している。当該施設と協議会参加者の連携のみならず、協議会参加者同士の連携の場として機能している。


※ 事例詳細調査の概要、調査日時及びヒアリング内容については、p. 4～5参照。

※ 「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」


青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域が一体となって子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する機会を提供するとともに、体験活動を推進する機運を高める取組などを実施する事業。事業の委託先は、青少年教育施設、地方公共団体、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体等、NPO法人等で構成する実行委員会（以下「実行委員会」という。）としている。

3. 施設ごとの事例詳細調査の結果

※ p. 26～57 では施設ごとのヒアリング調査結果を示す。


施設名	国立赤城青少年交流の家									
「新しい公共」型運営による、事業の活性化										
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する地域の範囲を定めることから始め、徐々に連携を広げていく。 ・赤城の職員が積極的に地域に出向いてニーズや要望を聞くという姿勢を徹底する。 ・運営委員会・協働委員会を地域住民や団体・機関などと関係性を構築するためのハブ機能として位置付けることで、青少年交流の家が地域の拠点となる。 									
基本情報	<table border="1"> <tr> <td>設置年：昭和46年</td> </tr> <tr> <td>設置者：独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>施設種別：青年の家（宿泊型）</td> </tr> <tr> <td>年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：20,646人 宿泊：104,309人</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の環境：山</td> </tr> <tr> <td>宿泊定員：400人</td> </tr> <tr> <td>指定管理者：なし</td> </tr> <tr> <td>指定管理者開始の年度：なし</td> </tr> </table>	設置年：昭和46年	設置者：独立行政法人	施設種別：青年の家（宿泊型）	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：20,646人 宿泊：104,309人	施設周辺の環境：山	宿泊定員：400人	指定管理者：なし	指定管理者開始の年度：なし	
設置年：昭和46年										
設置者：独立行政法人										
施設種別：青年の家（宿泊型）										
年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：20,646人 宿泊：104,309人										
施設周辺の環境：山										
宿泊定員：400人										
指定管理者：なし										
指定管理者開始の年度：なし										
<p>その他：施設が立地している前橋市富士見町は過疎化によって住民が減少（前橋市の人口はここ数年横ばい）しており、利用者の確保が課題となっているが、職員の努力により、利用者が増加している。特に首都圏エリアからの利用者増を図っている。</p>										
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年10月から、地域住民などが青少年教育施設との協働関係の下で施設の運営を行う「新しい公共」型の管理運営が試行され、平成26年4月から本格実施されている。 ・試行に当たり、それまで施設運営の中で作られた各種委員会などを運営委員会・協働委員会という形に一元化した。運営委員会は、隔月ごとに開催され、施設運営全体の諮問委員会として位置付けられている。協働委員会は、事業やイベントなど個別の運営を行う組織である。その運営方針は運営委員会に諮り決定される。 ・先代の所長の頃から、青少年交流の家の職員は地域の要望などを積極的に聞き取ることを運営方針の1つとしてきた。現在の所長も、同様の運営方針を継続している。 ・運営委員会・協働委員会とは別に、青少年交流の家の組織として「地域連携チーム」を設け、4人の職員を配置し、日常的な業務の中で地域との連携を図っている。 ・職員は一定の期間で転勤してしまう。そのため、その中で事業を継続的に行うために、事業ごとに主担当と副担当を配置し、円滑な事業推進が行える対策を行っている。 <p>【主な事業・イベントなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あかぎ南ろく桜フェスタ」（平成24年度開始）や農業体験をメインとした「風っ子ファーム」（平成25年度開始）などを実施している。 ・「風っ子ファーム」は、上毛新聞社に記事を定期的に掲載してもらうなど、地域に根付いた事業として普及が図られている。また、施設の入浴事業で利用する団体とも、積極的にコミュニケーションをとり、相手方の情報を得ている。例えば種苗会社が社員研修で国立赤城青少年交流の家を利用したことがきっかけとなり、「風っこファーム」にて種苗を提供してくれたという事例もある。 ・平成25年度から「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）として自然体験フォーラムを開催している。一般利用者や地元企業、NPOなどが集まり、ワークショップや懇親会を通じた交流を行い、平成28年度は1泊2日の日程で約170名の参加者が集まった。 ・国立の施設にしかできない規模や内容を伴った事業を実施することを第一義的に考えている。 									

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あかぎ南ろく桜フェスタ」では、地域に施設を開放し、地域交流の活性化と施設の一般利用促進を図っている。 ・ボランティアは、大学生と社会人が約半数ずつの構成となっている。いずれも継続的に参加することは難しく、ボランティアの確保は課題となっている。 ・継続的に連携が行われるために、主たる連携相手として前橋市を設定している。既存の連携相手を維持しながら、県内や関東地方の施設や団体と計画的に連携していくことを方針としている。 ・予算の減少、施設の老朽化、職員の異動や職員数減少による業務の多忙化などの課題がある。
<p>連携事例：「国立赤城青少年交流の家 運営委員会・協働委員会」</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年交流の家が主体となり、様々な団体・機関との連携を図ることによって、「地域になくてはならない施設」、「地域の拠点としての施設」を目指している。 ・委員は、それまでつながりのあった機関・団体へ依頼した。それ以外にも、地域の企業や地元団体などを調べ、青少年交流の家と関係があると考えられる団体に声をかけ、委員となっただけの団体から参画してもらった。平成27年度は、大学教授、地元企業、自然学校系団体理事、ボーイスカウト群馬県連盟事務局長、上毛新聞社次長などが参画している。 <p>【運営委員会・協働委員会との相手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携・協働の相手は大きく分けて、①行政関係、②地域団体・NPO関係、③地元企業等、④大学・その他の4つとなる。 ① 前橋市（教育委員会・地元の公民館・市内の県立青少年教育施設・観光課など）が中心。 ② 子ども会連合会、自然学校系団体などと自然体験フォーラムの準備、運営を担当している。 ③ 地元新聞社、地元企業、農園などと「風っ子ファーム」などの事業を実施している。 ④ 群馬大学や赤城少年院などと科学実験教室を開催している。その他、更生教育への協力や、合同研修も実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他にも、青少年交流の家のボランティア経験者が立ち上げた組織「NPO 法人あかぎの森のようちえん」が、参画するなど、運営委員会・協働委員会の参加団体は拡大している。
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会・協働委員会を連携の核とし、様々な関連団体に参画してもらうことで、地域の課題や情報の共有が進められた。 ・運営委員会・協働委員会を開き、職員が積極的に地域に出向くことにより、当該施設の認知度が上がった。 ・様々な参加者を対象とした事業（自然体験フォーラム・風っ子ファームなど）を推進したため、これまで施設を利用することが少なかった家族での参加者が増えている。 ・自然体験フォーラムなど施設の主要な事業を運営委員会・協働委員会の中で内容を諮るにより、より多くの視点と意見が得られた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織として「地域連携チーム」を設けているが、連携から事業実施までの業務負担が担当者に集中してしまう場合がある。 ・地域住民などと親交を深め、相手側から信頼を得るという過程が、青少年交流の家の職員個人の努力に依存してしまう部分が多い。職員全体でその意識の共有を図ることは困難である。 ・人事異動によって、それまで交流があった地域の施設、団体などと交流がなくなることがある。地域住民や地域の団体との継続的な連携が課題である。


設名	国立妙高青少年自然の家	
青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業開発		
連携のポイント	NPO 法人「妙高山麓自然体験活動指導者会」との連携・協働による多様な事業展開 ・豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の実施 ・課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進 ・指導者・ボランティア養成と研修の実施	
基本情報	設置年：平成3年 設置者：独立行政法人 施設種別：少年自然の家 年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：29,994人 宿泊：103,392人 施設周辺の環境：山 宿泊定員：300人 指定管理者：なし 指定管理者開始の年度：なし	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立妙高青少年自然の家は、「妙高戸隠連山国立公園」内に位置し、夏は登山、冬はスキーなど、四季を通じて様々な自然体験活動できる優れた環境を有し、国立青少年自然の家（14施設）の中では最も多くの青少年に利用されている。 ・当該施設は、「元気いっぱい、友達いっぱい、感動いっぱい」をキャッチフレーズに、（1）利用者の安心と安全を最優先した施設運営、（2）「新しい公共」の理念に沿った施設運営による教育機能の充実、（3）地域や関係機関と連携・協働した研修支援の充実と地域力の向上などを重点目標に掲げ、具体的な事業推進計画を定めている。 ・この事業推進計画は3つのポイントがある。第1のポイントとして、豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業を掲げ、①「妙高ドリームキッズプロジェクト」（幼稚園・保育園との協力による新たな体験活動の開発及び普及）、②「妙高チャレンジ2016」（12泊13日の長期キャンプを実施し、得られた知見や教育手法を事業に活かす）、③「妙高フレンドスクール」（中学校生活に適應できない、いわゆる「中1ギャップ」を解消するための自然体験を通じた事業）などを実施している。 ・第2のポイントとして、課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進を掲げ、「生活・自立支援キャンプ」（児童養護施設で暮らす青少年や母子家庭の青少年を対象）にて、自然体験活動を通じて、参加者の生活習慣の確立とその自立を促すモデルとなる事業を実施している。 ・第3のポイントとして、指導者・ボランティア養成と研修を掲げ、①自然体験活動指導者養成講習会の実施（国立青少年教育振興機構とNPO法人自然体験活動推進協議会が協力し「自然体験活動指導者養成講習会」を実施）、②MYOKOボランティア養成事業（信州大学、上越教育大学、新潟青陵大学と連携して実施）を実施している。 <p>【施設の利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の特徴は、夏冬を通じてプログラムが提供されていることである。 ・地域別にみると、利用者の約半数が、当該施設が立地する新潟県内である一方、残りの半数は首都圏、中部圏及び関西圏であり、広域的に利用されている。 	

連携事例：妙高市及び大学などとの連携協定の締結


連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国立妙高青少年自然の家では、地方自治体、大学等の機関と連携・協力協定を締結している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 連携・協力協定（平成20年10月締結） 妙高市と締結しており、教育・文化・国際交流の振興発展、自然保護・環境整備、人材育成、地域振興などを内容とする。 ② 国立大学法人上越教育大学との連携・協力に関する協定（平成20年2月締結） 共同事業の実施、両機関が実施する事業への協力及び支援などを目的とする。 ③ 包括連携協定（平成27年5月締結） 新潟青陵大学・同短期大学部との共同事業の実施、両機関が実施する事業への協力及び支援、人材育成などを目的とする。 ④ 関東森林管理局上越森林管理署との体験活動に関する協定（平成17年12月締結） 関東森林管理局上越森林管理署が管理する国有林「遊々の森」を、青少年自然の家とその利用者が体験活動で利用するに当たっての、上越森林管理署と国立妙高青少年自然の家の間の役割分担などを内容とする。 ・上記の連携・協力協定の締結とともに次に掲げるNPO法人「妙高山麓自然体験活動指導者会」との覚書に基づく指導者養成を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者に対する指導 NPO法人「妙高山麓自然体験活動指導者会」との覚書（平成24年4月締結） 上記団体は、自然体験を通じて子供たちの社会性や人間性を育み、学校教育の支援や教育環境を整備することを目的としている。自然体験活動の企画・運営、自然体験活動プログラムの開発・普及、指導者の養成などの事業を実施し、青少年自然の家と指導委託業務に関する覚書を締結し、主に当該施設を訪れる利用者に対する指導の一部を行っている。 ② 指導者養成事業と登録 上記①の事業での人手不足を補い、さらに、指導者養成を推進するために実施されている。青少年自然の家においては、信州大学、上越教育大学、新潟青陵大学の学生等を対象として「MYOKO ボランティア養成研修」を実施し、研修修了者で希望する者は、国立青少年教育振興機構の法人ボランティア及びNPO法人「妙高山麓自然体験活動指導者会」のメンバーに登録される。 また、指導者養成講習として実施する「MYOKO ネイチャープログラム」及び「MYOKO アドベンチャープログラム」の指導者養成講習会とスキルアップ研修会を受講した上記の法人ボランティアや地域の人材は、当該NPOへの登録が可能となっている。
成果と課題	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人「妙高山麓自然体験活動指導者会」との覚書締結以降、青少年自然の家の研修支援業務、教育事業に係る業務の全てについて、連携・協働していると言っても過言ではないほど、当該NPO法人との連携が深化した。 ・青少年自然の家に指導者が集まることによって、それぞれの団体が独自の事業活動を行いながらも、他団体の活動内容等の情報交流が行えた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に連携を進めていく中で生じる疑問に対応することが必要であり、労力が必要となる。 ・組織間の連携を継続発展させていく上で大切なことは、「人」の存在である。「自然が好き」「子供が好き」「地域が好き」という人材に恵まれているが、どのような組織でも人材は一定期間で異動してしまう。常に「なぜ、連携を始めたのか」という原点に立ち戻り、職員一人一人が高いモチベーションを維持する仕組みを構築することが課題であろう。

施設名	国立中央青少年交流の家	
国立施設の規模を活かした連携による青少年教育の活性化		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の柱を複数立て、重層的に連携を図ることによって、青少年教育の振興を図る。 ・事業規模の拡大及び効果的な事業運営のために、連携事業（「静岡・子ども体験フェスティバル」）の実行委員会の参加団体が、それぞれの主催事業として連携事業を企画・運営する。 	
基本情報	設置年：昭和 34 年	
	設置者：独立行政法人	
	施設種別：青年の家（宿泊型）	
	年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：51,216 人 宿泊：149,257 人	
	施設周辺の環境：山	
	宿泊定員：500 名	
	指定管理者：なし 指定管理者開始の年度：なし	
<p>その他：アメリカ軍の施設が日本に返還される際に、御殿場市民が跡地の平和利用を訴え、その後、国の方針で青少年教育施設を設置することが決められた。我が国最初の国立青少年教育施設である。</p>		
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年交流の家の職員が御殿場市の委員（ボランティアに関する協議会等）を務め、小学校の運動会に参加するなど、地域とのつながりは以前からあり、現在でも継続している。 ・地域住民が参画する施設運営に関する運営協議会を設置し、予算を含めた施設の課題を地域住民たちに示し、問題意識を施設職員と共有する体制を築いている。 ・地域連携を行う際の連携の範囲は現在、御殿場市と同市と隣接する小山町が中心となっている。今後は三島市や沼津市などの静岡県東部地区との連携を図ることを計画している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏は静岡周辺（平成 27 年度は御殿場市と小山町が対象）と東日本大震災で被災した東北地方の小学校 4～6 年生を対象に、1 週間かけて富士山登頂を目指すサマーキャンプが看板事業となっている。 ・平成 25 年度から地域力向上事業として、図書館ボランティアが行っていた読み聞かせ活動に国立中央青少年交流の家が連携し、自然体験と読書活動を同時に実施する事業が始まった。 ・冬は、雪に触れる体験を目的とした、わくわくキャンプが主な事業となっている。平成 27 年度は御殿場市と小山町の参加者のみだったが、平成 28 年度は、三島市や長泉町などに募集範囲を広げたところ、すぐに定員に達する状態であった。 ・平成 29 年度は幼稚園児とその親を対象とした事業を計画している。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を知った幼稚園がどんぐり拾いの時期などに、遠足で利用することがある。 ・体験活動の普及啓発のため、施設開放を行っている。「オープンハウス」と呼び、他の青少年教育施設や一般団体などが施設内で体験活動のブースや活動紹介等を行っている。土曜日と日曜日それぞれで約 5,000 人の来場者が訪れる。「オープンハウス」は今後、三島市、沼津市、裾野市などの静岡県東部地区の利用者を広げることを目標としている。 ・人事交流で国立中央青少年交流の家に赴任する職員（指導系職員）は、主に近県の小中高校の教員である。そのつながりで、施設の体育館を高校生が利用し、赴任した職員が指導を行う事例もある。 ・ボランティアはほとんどが静岡県内の大学生である。 	


	<p>【静岡大学との包括連携協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結当時、国立中央青少年交流の家は、静岡大学と地域連携を進めることや、大学生の施設利用の促進を目指していた。 ・そのような中、平成27年度に、静岡大学との間で各々の特性や機能を活かして教育・研究といった様々な活動をより発展・充実させ、地域社会に貢献することなどを目的に包括連携協定が締結された。この協定により、国立中央青少年交流の家はインターンシップ生の受け入れや、研究拠点の場の提供を通じた施設利用の促進が図られた。
<p>連携事例：「静岡・子ども体験フェスティバル」</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡・子ども体験フェスティバル」は、「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）の一環として、より広域的に体験活動を普及させる目的で開催されており、事務局を国立中央青少年交流の家が担っている。平成24年度から開始され、様々な参加団体による企画、展示、イベントが行われている。 ・静岡県を東部地区、中部地区、西部地区で分け、それぞれに会場が設けられている。国立中央青少年交流の家は、静岡県の中心である中部地区の中核を担っている。大きな複合型商業施設が近くにある広場を会場とし、体験活動に関心のない層にも参加してもらえるような戦略を取っている。また、東部地区と西部地区は、県立の青少年教育施設が会場となっており、国立中央青少年交流の家も参加し、体験活動に関する資料の配布等を行っている。 ・体験活動の重要性を関係者以外にも理解してもらうため、職員が子ども会に出向いて青少年を取り巻く課題や状況を説明し、体験活動への参加を働きかけている。 ・参加団体による実行委員会を組織し、委員会の参加団体も団体の主催事業の1つとして位置づけるようにした。 ・テレビ局も委員会に加入し、テレビCMを制作・放送した。 <p>【相手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内のボーイスカウト連盟、ガールスカウト連盟、レクリエーション協会、子ども会連合会、教育委員会、静岡県内の県立青少年教育施設、自然体験活動を目的としたNPO法人、テレビ局など。
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業を始めるまで、青少年交流の家は必ずしも県内の関係機関・団体の活動実態を十分に把握できていなかったが、参加団体を呼びかける過程の中で、実態が把握できるようになった。 ・テレビ局が実行委員になったことにより、テレビ局の持つテント設営、機の搬入などを行う業者との繋がりやノウハウなどを会場設営に活用することができた。また、テレビCMを流すことにより体験活動に関する情報発信力が高まり、公共性が高い事業であることから、テレビ局側としても視聴者の獲得にもつながるなど、互惠関係を築くことができた。 ・実行委員会の構成団体が本事業を自らの事業として位置付けることで、事業の規模を大きくし、効果的なイベント運営ができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算が削減される中、これまでと同程度の事業規模を保てない可能性がある。 ・参加者数に変化はなく、参加地域を広げることができていない。また、参加団体の事情によって平成28年度は出展団体数が減少した。大学の研究室やサークルの場合、長期的に見て安定的な参加団体数を見込むことが困難である。 ・事業の継続性のためには地域とのつながりを深めることが重要であるが、通常業務との兼ね合いもあり、地域に出向くことが十分にできていない。

施設名	千葉県南房総市大房岬自然の家	
教育と観光の融合を目指したネットワークの構築		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の家が置かれた地域にある資源と青少年教育施設のもつ資源を合わせて提供できるような事業を考える。 ・地域住民との何気ない会話から、要望やニーズを把握する。 	
基本情報	設置年：昭和55年	
	設置者：市（区）	
	施設種別：少年自然の家	
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：1,354人 宿泊：18,502人	
	施設周辺の環境：海	
	宿泊定員：200人	
	指定管理者：NPO法人（千葉自然学校） 指定管理者開始の年度：平成17年	
<p>その他：南房総市は全般的に少子化が進んでおり、大学生以上の若者の人口流出が続いている。千葉県南部の安房地域の主要産業は観光業であるが、従事者の高齢化が進んでいる。</p>		
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者であるNPO法人千葉自然学校は、平成15年度に、千葉県で体験活動を盛り上げるために県内の賛同する団体が集まる形で、ネットワーク型自然学校として設立された。平成17年度に大房岬自然の家の指定管理者となり、安房地域（南房総市、館山市、鴨川市、鋸南町で構成）の地域ネットワークの核となることを目指している。 ・平成19年まで県立の自然の家であったが、平成20年に南房総市へと移管された。その際に指定管理料はなくなり、独立自営の施設となった。 ・指定管理料がなくなったことに伴い、収入確保と経費削減が必要となったため、12人の職員を半分の6人に削減し、宿泊料を1人300円から1,300円に値上げした。 ・独立自営の施設となった当初は年間宿泊者数が3,000人ほど減少したため、学校への挨拶周りや電話かけを行い、元の利用者数に戻した。さらに削減経費（LED照明の導入、契約先の見直し）を行った。食堂を自営にし、現在は大房岬自然の家の収入の半分近くを占めている。公立の青少年教育施設ではあるが、施設運営にあたっては民間企業と同様の経営の感覚も求められている。 ・南房総市の主な産業は観光業であり、教育と観光の融合を目指した施設運営を行っている。そのため、地域資源である南房総の自然の豊かさを情報発信していくことが求められ、家族など青少年以外の利用者也幅広く対象者とした教育プログラムを提供している。 ・所長は地域住民との交流を欠かさないことを念頭に置き、地域の祭りや消防団の会合などにも頻りに顔を出している。しかし、職員全員ができることではない（職員個人の性格による）ため、所長と対応可能な職員で行っている。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外炊飯やナイトハイクなどのプログラム（5月～10月に集中している）がメインである。また、日帰りプログラムは、磯遊びなどを行っている。経営の一助とするため児童一人あたり100円の指導料を徴収する代わりに、解説を付けるなど付加価値を高める工夫を行っている。 ・大房岬自然の家では、「家庭の所得が低い子供でも平等に体験活動ができる施設であることが大事」という言葉が伝えられてきた。この言葉がきっかけとなり、地域貢献事業として、地元の小学生を対象に料金を抑えたプログラム「岬の学校」を開発した。 	


	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年以外の利用は利用料から見ると全体の 10%以下。学校利用の少ない閑散期の利用者確保が課題となっている。 ・ ボランティアを組織しておらずイベント、主催事業で千葉市内から手伝いに来る大学生はいるが、地元からはほとんどいない。 ・ 近年、南房総市に移住した人たちとの新たな関係性の構築が課題である。
<p>連携事例：南房総体験活動ネットワーク協議会</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「南房総体験活動ネットワーク協議会」は、平成 20 年に安房地域の体験活動を普及させることを目的に設立された。大房岬自然の家はその事務局を担っている。 ・ 協議会が設置されるまでは、大房岬自然の家や行政機関、観光業者などが一堂に会して話し合う場がなく、こうした分断された状況を打開するために、大房岬自然の家が協議会を開くことを提案し、参加者を募った。 ・ 安房地域は事業者（観光業、旅館業など）が多く、青少年教育施設としては、こうした事業者もネットワークの中に取り込むことによって、お互いの事業を活性化する目的があった。 ・ 当初は、教育に直接関わったことがない事業者の体験活動に対する理解が乏しく、協議会はうまく機能しなかった。事務局としては「安房地域の 3 市 1 町の行政や様々な団体が同じテーブルに着いて話し合うことはこれまでなかった」ことを訴え、協議会の存続に努めた。 ・ 協議会は、大房岬自然の家に対する要望や開催した研修への意見を聞く場として機能するようになった。 ・ そのような中、民宿業者が、発達障害の児童・生徒を受け入れた時に、コミュニケーションが取れずに対応に苦慮した経験があることを大房岬自然の家の職員に話したことがきっかけとなり、南房総体験活動ネットワーク協議会の中で、発達障害の児童・生徒に関する研修会を開催することとなり、民宿組合の組合長も参加した。 ・ 日常的な地域の関係機関・団体との交流があったため、上記のような事例につながった。 <p>【相手】</p> <p>千葉大学、鴨川市農林業体験交流協会、安房地域の民宿組合、安房地域の NPO 法人、NPO 法人千葉自然学校、鴨川市観光課、館山市経済観光部観光プロモーション室、南房総市商工観光部観光プロモーション課、鋸南町地域振興課まちづくり推進室、地元企業、個人商店など。</p>
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークを持つことにより、相互のノウハウを共有するきっかけとなった。そのことにより、自然の家の職員だけでは対応できないプログラム（地元漁協と協力した「地曳網体験」、地元 NPO と協力した「大房岬戦跡めぐり」など）の開発が実現した。 ・ 一方で、民宿、海辺でガイドを行っている団体などからスタッフ養成の依頼や、施設の研修室の利用などがあり、新たな業務や施設の有効活用につながっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携を継続するには、地域にどう入っていくかが重要であるが、マニュアル化できない。また、予算の削減により、職員を帯同しての地域の行事や式典に参加することが難しくなるなど、自然の家と地域をつなぐ役割を果たす場面が限定されてしまっている。 ・ 通常業務に追われ新しい連携や共催事業を実施できそうな施設・団体を探す時間が確保できていない。 ・ 公教育を担っている一方で、経営面を考慮する必要があり、利用料や宿泊料金が高くなってしまう。

施設名	静岡県立朝霧野外活動センター	
地域連携と周辺環境を活かした事業の活性化		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との日常的なつながりから、主催事業の協力体制の構築。 ・高原型の環境を最大限に活かした事業展開。 	
基本情報	設置年：昭和 44 年	
	設置者：都道府県	
	施設種別：青年の家（宿泊型）	
	年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：11, 243 人 宿泊：63, 906 人	
	施設周辺の環境：高原	
	宿泊定員：宿泊棟 200 名 キャンプ場 400 名	
	指定管理者：日本キャンプ協会グループ 指定管理者開始の年度：平成 19 年度	
<p>その他：施設は戦後植林された地域の財産区の中にあり、開拓農民が開拓した牧場に囲まれた中に立地している。昭和 46 年に開催された第 13 回ボーイスカウト世界ジャンボリーのゲストハウスとして教育施設を建設することが静岡県議会で決定され、開所に至った。</p>		
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 40 年代に「体力づくり国民運動」が盛り上がる中で、オリエンテーリングが奨励された。施設周辺の環境を活かし、オリエンテーリング普及の中心施設として機能した。 ・昭和 63 年に文部省委託事業「フロンティアアドベンチャーキャンプ」を受託し開催したが、長期キャンプの指導者・スタッフの数が十分でなく、静岡県外の指導者に頼らざるを得なかった。 ・県内の指導者が少ないことを懸念し、平成 2 年にキャンプ指導者養成を目的に、静岡県の事業としてキャンプカウンセラー養成事業が開始された。 ・平成 3 年 11 月にキャンプカウンセラー養成事業の受講者が静岡県キャンプカウンセラー協会を設立。その設立メンバーには現在の野外活動センターの職員となっている者もいる。 ・ボランティアの研修回数は年間 10 回であり、施設や協力関係にある静岡県キャンプ協会、静岡県キャンプカウンセラー協会の主催事業スタッフを育成するために実施している。また静岡県キャンプ協会は当該施設を拠点に実施したキャンプカウンセラー養成事業が契機となって発足した経緯があり、ボーイスカウト活動やキャンプ関係の団体とは密接な連携関係にある。 ・指定管理者制度の導入以来、利用者の立場からサービスを考えることを運営方針の基本として取り組んでいる。 ・国立中央青少年交流の家など、静岡県内の青少年教育施設と積極的に連携している。特に「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」(p. 24 参照)を推進するため、施設開放事業の「朝霧カーニバル」を同運動の共催事業として位置付け、地域の関係機関・団体等との連携協力の下に実施している。 <p>【主な事業・イベントなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏の活動プログラムは、ハイキング、サイクリング、酪農体験が多い。冬はスケート（施設が保有する屋内リンク）と施設内でのプラネタリウム鑑賞が、プログラムの柱となっている。また、秋にはロゲイニング大会のような地図を用いたナビゲーションスポーツを行っており、静岡県のオリエンテーリング協会、静岡大学とも連携している。 ・平成 28 年度まで毎年トレイルランニング大会を開催していた。また、平成 28 年度に「富士あさぎり農業体験組合」（富士ミルクランド、開拓農協などが構成団体）が組合設立 20 周年記念事業として、ドキュメンタリー映画「夢は牛のお医者さん」の上映会を開催した。静岡県立朝 	


	<p>霧野外活動センターも共催し、当該施設を上映会場として開放した。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から週1・2回程度、スケートリンクを開放した「あさぎりっ子スケートクラブ」を開催している（11月～3月。午後3時半～5時まで）。放課後児童対策としての位置付けで、基本的には小学生対象だが、未就学児や、保護者も参加する場合がある。 酪農家とともに「富士あさぎり農業体験組合」を組織し、乳搾り体験などのプログラム実施の際の協力体制を築いている。 ボランティアは県内の大学生が中心となっているが、継続的に参加できない状況がある。また、ボランティアが1つの大学の学生に集中しており、他大学から集めることが課題である。 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士市、富士宮市、静岡市内の学校にチラシを配っている。チラシを配る際には、事業の対象となる学年に絞って配布をしている。 どうやって子供たちにチラシが届くのかを学校に直接伺い、静岡県立朝霧野外活動センターが子供全員分を印刷し、クラスごとに分けた上で学校側に渡すという方式を実施している。
<p>連携事例：「地域懇談会の開催」</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回、地域懇談会が開催され、野外活動センターの運営についての報告や運営に関する意見、要望を伺い検討する機会としている。多くの地域住民や団体に利用していただくために、静岡県立朝霧野外活動センターの職員は、地域の方々との関係を築くことに注力している。 具体的には、地区清掃、牛の慰霊祭、地区の文化祭、運動会など地域の行事が行われる場合には、必ず職員が参加するようにしている。 施設が酪農地帯の中にあり、オリエンテーリングなどで施設以外の土地を利用する事業を行っており、参加者の安全確保のためにも施設周辺の酪農家などの地域住民との連携交流を重視している。 <p>【地域懇談会の参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元の財産区の区長、施設周辺の酪農家、交番勤務の警察官、消防署員、近隣病院の医師、小中学校の校長、主催事業協力者など
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民から日常的に利用できる施設と思われていなかったが、地域懇談会や地域住民を対象とした事業を展開することにより、日常的に利用できるものという認識が生まれた。そのことが「あさぎりっ子スケートクラブ」開催へとつながった。 活動エリアが財産区の中に入ってしまう場合があるが、地域住民との日常的な情報交換から、財産区の一部も活動エリアとして利用可能となっている。また、オリエンテーリングやウォークラリーなどのイベントで、参加者がコースを外れてしまう場合がある。その時、その情報を静岡県立朝霧野外活動センターの職員に伝えてくれることがあり、事業の安全管理面での一助となっている。 指定管理者制度の導入により、職員が人事異動の影響を受けずに長期的に勤務できるため、地域連携が継続的に行うことができる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設周辺地域の少子高齢化が進む中で、地域懇談会の参加者の高齢化が進んでいる。 地域の中に、野外活動を中心としたプログラムの指導者がいない。 通常業務に加え、地域住民との交流や利用者の利便性の向上などを図っていくことを進めると、職員の負担が増えてしまう場合がある。


施設名	四日市市少年自然の家	
地域に支えられることを目指した少年自然の家の運営		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視点に立ち、児童期から青少年教育施設に関わる人材育成を行う。 ・連携する相手と共に成長できる事業を、話し合いを通じて見つけ出し、実行に移す。 	
基本情報	設置年：昭和 62 年	
	設置者：市（区）	
	施設種別：少年自然の家	
	年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：20, 271 人 宿泊：38, 779 人	
	施設周辺の環境：山	
	宿泊定員：278 人	
	指定管理者：企業（株式会社小学館集英社プロダクション） 指定管理者開始の年度：平成 21 年 4 月	
その他： 宿泊訓練を通して青少年の心身の健全な発達を図り、その育成に資するために、昭和 48 年に四日市市野外活動センターとして開設された。後に健全な青少年育成のための社会教育施設として、昭和 62 年に全面リニューアルし「四日市市少年自然の家」となった。		
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に指定管理者が株式会社小学館集英社プロダクションになってから、市民に開かれた施設を目指し、主催事業をこれまで以上に実施するように方針転換が図られた（最も多い年で年間 72 事業）。平成 28 年度は年間 64 件の主催事業を企画・実施している。 ・時代のニーズを把握して事業を開発すること及び人材育成の面で施設の個性を活かすことを、施設運営のコンセプトとしている。 ・これまでの青少年教育の大きなターゲットである 10 代の青少年だけではなく、小学校低学年の児童、未就学児にも利用してもらえるような施設運営を行っている。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市市内の小学 5 年生（1泊 2 日）と中学 1 年生（2泊 3 日）を対象に毎年「自然教室」を開催している。同市内の学校数は減ってないが、利用者の減少が課題となっている（平成 24 年度およそ 14, 000 名だった自然教室参加の児童・生徒数が、平成 28 年度にはおよそ 11, 000 名に減少）。 ・市民が参加できるイベントとして、施設開放事業である「森のオープンデー」を実施している。これは三重県が第 3 日曜日を「家庭の日」としており、その応援プロジェクトとして年 2 回実施しているものであり、茶葉の名産地であることから、春は茶摘みのイベントを行っている。 ・ものづくりに関するプログラム参加者は減少傾向にある。しかし、毎年ハロウィンで盛大にイベントが開催されていることをヒントに、家庭の日のイベントとして平成 28 年 10 月に「かぼちゃでジャック・オー・ランタンを作しましょう」というイベントを開催した。これまでにない集客があり、関心の高さがうかがえた。 ・今後は、未就学児とその保護者を対象とした体験プログラムの開発を検討している。平成 27 年度から未就学児を対象とした主催事業「ウリ坊隊」を開始した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度の利用者は、主催事業の利用者が 31%、青少年・一般利用が 37%となっている。 ・地域別にみると、市内利用者が 66%、市外利用者が 34%となっている。 ・ボランティアスタッフは短期大学・4 年制大学の学生がほとんどである。しかし、施設近隣に短期大学・4 年生大学が少なく、アルバイトを優先する学生もいるため、慢性的にボランティアは不足している。 	

	<p>【人材育成・地域との交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視点に立ち、将来的に施設のサポートスタッフとなる人材の育成や、子供たちが少年自然の家に肯定的な意識を持ち、将来に渡って当該施設を利用してもらえるような仕組みを作り上げることを目的に、小学校の低学年から参加できる事業を平成25年度から行っている。 ・具体的には小学4年生から中学3年生を対象とし、公募で選ばれた児童・生徒に野外活動（名称：RED 隊。40名）や自然・環境を中心とした活動（名称：グリーン隊。40名）などを1年間かけて体験してもらう。その中で、希望者がいれば「ジュニアスタッフ」（登録制。小学5年生から中学3年生が対象。現在は20名）として主催事業運営のサポートをしている。 ・また、スタッフとして参加希望があれば「サポートスタッフ」（登録制。高校1年生から成人が対象。現在は30名）として、連携事業などでのサポートを担っている。ジュニアスタッフからサポートスタッフへの移行者は現在のところ数名であるが、長期的な視点から人材育成が実施できている。 ・日常的に地域のもみじ祭りに平成25年度から職員がお手伝いとして参加し、少年自然の家も地域住民への施設開放などを行った。地域の文化祭や運動会などにも参加し、交流を図っている。
<p>連携事例：春（秋）のワクワクふれあいまつり</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市市少年自然の家では、「みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会」の事務局を担っている。この運動の一環として平成25年度から、近隣の社会教育施設や酪農家などと4施設（四日市市少年自然の家を含む）合同で、年に2回「春（秋）のワクワクふれあいまつり」を開催している。 ・三重県環境学習情報センターと四日市スポーツランドからの提案があり、近隣の四日市市ふれあい牧場も参画し、「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）と連動させて、具現化した。 ・四日市市少年自然の家としては施設の利用者の増加のため、近隣施設と連携イベントの規模を大きくすることを目指した。近隣の施設も同様の目的があったことから、目的を共有して連携が図られた。四日市市少年自然の家は、「体験いっぱいフェア」としてネイチャークラフト、ツリーハウス登頂体験などを実施した。 ・スタンプラリーを用意し、自家用車や専用のループバス、サイクリングなどで施設を周るようなイベントである。平成27年度春の開催では4施設合計で参加人数が13,626名であった。 <p>【相手】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①四日市市ふれあい牧場。搾乳体験やバター作り体験などを実施。 ②四日市スポーツランド。フィールドアスレチックにおける遊びを提供。 ③三重県環境学習情報センター。「春のキッズエコフェア」を実施。
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の施設と協議し、規模の大きなイベントとして継続的に開催できることとなった。 ・大勢の参加者が来場してくれることにより、イベント自体が1つの広報活動として機能した。 ・参加者の口コミにより話題となり、平成28年度は地元テレビ局の情報番組で紹介され、さらに新聞社の地域版にふれあいまつりの記事が掲載されるなど、PR効果があった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の観点を持ち、長期的に少年自然の家に関わり、イベントのサポートなどの支援を求めたい。しかし、指定管理者の変更に伴う運営方針の転換なども可能性として挙げられ、長期的な視点を持った運営ができるかどうかなどに不安要素がある。

施設名	国立大洲青少年交流の家	
青少年教育施設を拠点とした適応指導教室の運営		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携して、青少年教育施設において適応指導教室を展開している。 ・人的・物的環境を活かして、豊富な体験活動を通じて不登校の児童・生徒を支援している。 ・施設周辺の地域課題の解決を、地域の自治体・学校との連携の上で解決する取り組みとなっている。 	
基本情報	設置年：昭和49年	
	設置者：独立行政法人	
	施設種別：青年の家（宿泊型）	
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：40,346人 宿泊：59,222人	
	施設周辺の環境：山	
	宿泊定員：400人	
指定管理者：なし	指定管理者開始の年度：なし	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民などが青少年教育施設との協働関係の下で施設の運営を行う「新しい公共」型の管理運営体制として、地域の関係者を委員とした交流の家運営協議会を設置した。 ・地域の防災拠点として市の警察署と協定を結んでいる。 ・①周辺地域の高校において、ボランティア部が創設されるなど、高校生のボランティア活動が活発であること、②市街地から近い立地であることといった背景から、大学生だけでなく高校生も多く参加していることが、施設ボランティアの特徴となっている。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事業での地域連携の取り組みとしては、①おおずふれあいスクール（大洲市教育委員会との共催）。②生活・自立支援キャンプ（母子生活支援施設および児童養護施設と連携して企画・運営）。③教員免許更新講習（愛媛大学および愛媛県教育委員会と連携して実施）。④伊予の伝承文化を学び伝えるリーダー村（愛媛大学と連携したリーダー養成事業）。⑤チャレンジカヌーツーリング（関係機関との実行委員会形式で実施）。⑥青少年交流の家フェスティバル（地域の関係機関の協力を得ながら運営）などがある。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動プログラムの中では、カヌーへのニーズが高く、施設における中心的な活動となっている。カヌーの指導を自ら担当できる職員が多くいることが強みとなっている。 ・施設の主催する教育事業に位置つかない主な地域連携の取り組みは以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ①「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）（地域のカヌー協会、山岳会等との連携） ②大洲まつり（商工会主催）への協力（実行委員会に出席。当日はカヌー体験やブース出展等） ③えひめ生涯学習“夢”まつり（愛媛県教育委員会主催）への協力（体験ブースの出展等） ④寒中水泳大会（大洲市教育委員会主催）への協力（体験ブースの出展、水上監視等） ⑤文部科学省委託事業「地域教育実践交流集会」の共催（関連する団体のネットワーク構築） 	
連携事例：おおずふれあいスクール		
	<p>【開始の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年に設置された「大洲市及びその近隣地域における児童生徒の健全育成推進協議会」の趣旨に基づき、平成9年に、大洲市長と国立大洲青年の家（当時）所長との間で「大洲市と国立大洲青年の家登校拒否（不登校）児童生徒対応事業に関する覚書」が締結された。本 	

<p>連携内容</p>	<p>覚書に基づき、大洲市教育委員会との共催事業として適応指導教室が開始された。平成13年から、不登校の児童生徒に加えて、16～22歳のひきこもりがちな青年にも対象を拡大して実施している。</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて毎週月～木曜日に開催されている。国立大洲青少年交流の家内に、活動の拠点としてふれあいスクール専用の部屋を設置している。主な活動内容としては、学習活動を中心とした「スタディタイム」（午前）と、自然体験活動、社会体験活動、文化・スポーツ体験活動を行う「ふれあいタイム」（午後）などがある。施設の環境を活かし、豊富な体験活動を通じて通所生への支援を行えることが特色となっている。 <p>【参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の登録者数は、中学生16名、青年2名の計18名であった。しかし、登録者全員が毎日通っているわけではなく、1日あたりの参加は数名程度であることが多い。 大洲市以外の周辺自治体の児童生徒も受け入れることとしており、平成27年度より周辺自治体が運営費の一部を負担する仕組みとなっている。 <p>【実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大洲市教育委員会から教育相談員2名と、国立大洲青少年交流の家の職員1名（事務補佐員※非常勤）の計3名で、常時通所生への対応を行っている。この3名に加えて、臨床心理士1名、訪問相談指導員1名、国立大洲青少年交流の家の企画指導専門職2名が、必要に応じてサポートを行う。施設での自然体験活動等を行う場合は、施設の企画指導専門職等が指導を行う。 市内の学校教員、社会教育関係者、国立大洲青少年交流の家の企画指導専門職など10名で構成される「運営委員会」が、年3回開催されており、事業の運営方針等の協議や、評価・反省が行われている。 大洲市教育研究所第三専門委員会の委員、高等学校の教員、ふれあいスクール指導員など13名で構成される「専門委員会」が年3回開催されており、通所生の変容及び学区での不登校児童生徒についての情報交換に加え、具体的な活動計画の立案が行われている。
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年教育施設における適応指導教室は、人的・物的側面の双方で、豊富な体験活動を通じた不登校児童生徒の支援ができています。 約20年間にわたり、地域の自治体、学校との連携の下、施設周辺の青少年が抱える課題を、解決していこうとする取り組みとして継続的に運営されてきている。 適応指導教室を設置していない自治体に対しても、広域的な利用が可能な適応指導教室として、サービスを提供することができています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設においては、事業開始時には6名だった企画指導専門職が現在では4名となっているなど、職員の定数が削減されている中で、ふれあいスクールに専属の職員を配置することが、施設全体の業務負担を圧迫している現状がある。 施設の本館から離れた自然環境館が会場となっており、占有スペースによる利便性が高い一方で、施設職員とふれあいスクールとの日常的な接点が作りにくい。 多様な参加者に対応するためのスタッフの専門性の向上が、課題となっている。 学校教育との密接な連携が求められる中、いかに学校現場の事情を把握しながら業務を担当できる環境をつくるかが課題となっている。 比較的市街地からのアクセスはよいが、山の中腹に位置しているため、大洲市以外の自治体等の児童生徒が毎日通所するには負担が大きく、利用範囲が限定されがちになっている。


設置主体の異なる青少年教育施設の連携（2施設で実施）	
施設名	国立夜須高原青少年自然の家
九州北部、福岡県、福岡県筑前町という三つのレベルにおいてそれぞれの中核的な機能を発揮	
連携のポイント	①所在地（福岡県筑前町）において、複数の施設（障害者施設等）とともに事業を実施 ②福岡県立の三つの青少年教育施設とともに事業を実施 ③「体験の風をおこそう」運動の推進において、福岡県のみならず佐賀県でも普及啓発活動を実施
基本情報	設置年：昭和63年
	設置者：独立行政法人 施設種別：少年自然の家
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：21,622人 宿泊：115,709人
	施設周辺の環境：高原
	宿泊定員：300人
	指定管理者：— 指定管理者開始の年度：—
	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年教育関係機関・団体との連携促進を図りながら、青少年や青少年教育関係指導者等を対象とした教育事業及び研修利用者への指導・助言を行う研修支援事業を実施するとともに、青少年の「社会を生き抜く力」を育成し、利用者へのサービス向上と施設運営の効率化を図ることを施設運営の目的としている。 かつて、国立夜須高原青少年自然の家がある筑前町三箇山地区を福祉の里にするという計画があり、「太陽の園構想」と称されていた。そのため現在近隣には、社会福祉法人野の花学園が運営する障害者支援施設「第二野の花学園」、社会福祉法人夜須高原福祉村が運営する在宅心身障害児の療育訓練施設「やすらぎ荘」などがある。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県立夜須高原記念の森で毎年開催している野外音楽イベント「夜須高原音楽祭」は、国立夜須高原青少年自然の家、第二野の花学園、やすらぎ荘、福岡県立夜須高原記念の森、夜須高原カントリークラブ（ゴルフ場）、及び地域の3地区が実行委員会を作って運営している。実行委員会が地域を回り寄附を募り、その寄附によって事業の運営を行っている。 県内4つの青少年教育施設（国立夜須高原青少年自然の家、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立英彦山青年の家）が合同でボランティアの養成や研修会を実施している。 九州地区の青少年教育施設が、合同でボランティア研修会を実施しており、国立夜須高原青少年自然の家では、このような研修会に積極的にボランティアを派遣するようにしている。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修や学校の宿泊活動などで利用されている。近隣にある「第二野の花学園」が、国立夜須高原青少年自然の家で宿泊研修を行うこともある。

施設名	福岡県立少年自然の家「玄海の家」	
海型の立地条件を活かした事業の実施		
連携のポイント	①海浜活動プログラムを豊富に揃える ②防潮林の保護に取り組むボランティア活動の実施 ③施設のフィールドを活かし、他の青少年教育施設と連携	
基本情報	設置年：昭和49年	
	設置者：都道府県	
	施設種別：少年自然の家	
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：11,607人 宿泊：42,288人	
	施設周辺の環境：海	
	宿泊定員：200名	
指定管理者：—	指定管理者開始の年度：—	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校との人事交流で来た職員を指導主事として2名、社会教育主事として2名、社会教育主事（補）として1名配置しており、指導内容の充実を図っている。また、北九州市立玄海青年の家のカヌー研修会や救急救命講習など、職員には積極的に講習を受講させ、専門性の向上を図っている。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水浴や海洋カヌー、磯遊びなど、海浜活動プログラムを多く展開している。 事業でヨット体験を行う際には、B&G（ブルーシー・アンド・グリーンランド財団。主に青少年の心身の健全育成と国民の健康づくりを目的として昭和48年に設立された。）のヨットハーバーを無償で提供していただいている。また、同ヨットハーバーに移動する際には、宗像市の保有するバスを提供していただいている。 海洋体験施設「うみんぐ大島」と協定を結んでおり、福岡県立少年自然の家「玄海の家」（以下「玄海の家」という）の利用者は一般価格よりも安価に利用することができる。宗像市郷土文化学習交流館「海の道むなかた館」とも連携した事業も実施している。 小学生のボランティアサークル「タイミング」を企画運営している。タイミングの事業のひとつとして松の植林がある。宗像市には防潮林として松が多く植えられているが、近年松くい虫の被害が多く発生しており、そうした地域課題を解消するための事業として、松の植林が企画された。 <p>【施設の一般利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県では、小学5年生と中学1年生で宿泊体験活動を実施している学校が多く、年間100校ほどの学校が利用している。宗像市の小学校のほとんどが玄海の家で宿泊体験活動を実施している。 施設のボランティアは15名ほどおり、中高年のボランティアが中心である。玄海の家で実施したシニアキャンプの参加者がその後サークルとなり、施設ボランティアとして活動している。「玄海の家」を拠点に、公民館など近隣施設でもボランティア活動を行っている。 	

連携事例：国立施設と県立施設の連携による事業運営

連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・県内青少年教育施設の、設置主体を超えた強いつながり ・それぞれの施設がもつノウハウの共有
連携内容	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県は、県立の三つの青少年教育施設（福岡県立社会教育総合センター、「玄海の家」及び福岡県立英彦山青年の家）を会場に、特別支援学校を対象とした事業を実施していたが、予算の関係上、平成21年で打ち切られることとなった。 ・一方、国立青少年教育振興機構では平成22年1月に「機構活性化プラン」が掲げられ、地域のニーズに基づき、事業の企画段階から都道府県教育委員会等との連携・協力を行う方針が示された。 ・そこで、国立夜須高原青少年自然の家では、「機構活性化プラン」と上記事業の意義の大きさを踏まえ、特別支援学校、県立の三つの青少年教育施設、福岡県教育委員会と協議し、上記事業を、国立夜須高原青少年自然の家と県立の各青少年教育施設との共催事業として実施するとともに、その経費を負担することとした。 ・平成22年度から、国立夜須高原青少年自然の家と「玄海の家」が連携し、視覚に障害のある子供たちを対象とした事業を開始し、毎年度実施している。このほか、福岡県立英彦山青年の家と連携し聴覚に障害がある子供を対象とした事業も実施している。 ・また、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困に関する大綱」を受け、国立夜須高原青少年自然の家は、予算や職員数などの面で単独での事業実施に課題を抱えていた「玄海の家」と連携し、平成28年度「サマーチャレンジキャンプ」（児童養護施設の小学生を対象に「玄海の家」の活動フィールドである大島での活動）を行った。 ・このほか、国立夜須高原青少年自然の家に隣接する飯塚市が実施している放課後子供教室「マナビ塾」と連携し、「子供体力アップ教室」を実施している。 ・福岡県内の社会教育関係者は、資質の向上のため研修会などを頻繁に行っていることから、日頃から協力し合える人間関係が構築されている。国立夜須高原青少年自然の家は、県内6つの教育事務所と日常的に連絡を取り合っているため、学校の情報を入手することができる。同時に、自然の家が実施する事業等の情報を学校に周知する際にも、教育事務所を介すことで、学校に情報を伝えやすい状況がつけられている。 ・福岡県社会教育関係者は、県内に四つの青少年教育施設があると捉えている。つまり、国立夜須高原青少年自然の家を設置主体が異なるからといって、別扱いせず、福岡県立の三つの青少年教育施設（海型施設の「玄海の家」、山型施設の英彦山青年の家、研修施設の社会教育総合センター）と同様に考え、人事面や職員研修等において同等に取り扱っている。 ・国立夜須高原青少年自然の家では、福岡県教育委員会、佐賀県教育委員会、熊本県教育委員会、九州大学等と人事交流を行っている。 ・国立青少年教育振興機構が配置した広域主幹（九州地区担当）は、元福岡県の教員であり、かつ前国立夜須高原青少年自然の家所長であったことから、地域との信頼関係に基づき九州全域で青少年の体験活動を推進するために尽力している。例えば、国立青少年教育振興機構が行っている委託事業「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）を活用して、地域の青少年教育を推進するよう、九州地区の国公立青少年教育施設に継続して働き掛けを行っている。また、佐賀県には国立青少年教育施設がないことから、広域主幹が働きかけを行い、福岡県と佐賀県が連携し、同委託事業を実施する実行委員会の立ち上げが実現している。

<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立夜須高原青少年自然の家と「玄海の家」及び福岡県立英彦山青年の家が、情報交換及び情報共有が活発になったことで、それまで実施できなかった事業を実施することができた。 ・ 資金不足や人員不足が連携によって解消されるなど、連携することがお互いにメリットとなっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果を生み出す連携を構築し維持していくには相手方の困っていることや課題などをどれだけ理解できるか、相手の状況をどれだけきちんと理解できるか、ということを常に意識して日常の業務を遂行する必要がある。 ・ お互いに職員の入れ替わりが激しいので、担当が変わるたびに連携の経緯やねらいを相手に伝え、信頼関係を保ちながら連携を継続していくことの工夫が必要である。
--------------	--


施設名	北九州市立玄海青年の家							
連携によって生まれた看板事業								
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の若者の就労支援（青年の家と、北九州市子ども・若者応援センターとの連携）の実施。 ・同一企業が指定管理を行っている複数の施設との協力関係を構築している。 							
基本情報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">設置年：昭和 45 年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">設置者：政令指定都市 施設種別：青年の家（宿泊型）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：16,201 人 宿泊：27,800 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設周辺の環境：湖</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">宿泊定員：320 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定管理者：玄海グリーン&アドベンチャー 指定管理者開始の年度：平成 19 年 4 月</td> </tr> </table>	設置年：昭和 45 年	設置者：政令指定都市 施設種別：青年の家（宿泊型）	年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：16,201 人 宿泊：27,800 人	施設周辺の環境：湖	宿泊定員：320 人	指定管理者：玄海グリーン&アドベンチャー 指定管理者開始の年度：平成 19 年 4 月	
設置年：昭和 45 年								
設置者：政令指定都市 施設種別：青年の家（宿泊型）								
年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：16,201 人 宿泊：27,800 人								
施設周辺の環境：湖								
宿泊定員：320 人								
指定管理者：玄海グリーン&アドベンチャー 指定管理者開始の年度：平成 19 年 4 月								
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市立玄海青年の家（以下「青年の家」という。）の常勤指導系（8人）、非指導系に分類される職員（4人）の全員が、施設の看板事業であるカヌーの指導資格保持者（JRCA）指導ができるよう、職員の資質向上を図っている。 ・職員は入社時の研修として、NEAL（全国体験活動指導者認定委員会が認定する自然体験活動指導者。Nature Experience Activity Leader）リーダーを受講する。また、希望に応じて野外教育の指導者資格講習の受講を行う。 ・指定管理者である玄海グリーン&アドベンチャー企業共同体は、「青年の家」のほかに、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然、北九州市立ユースステーションの指定管理も行っている。 ・北九州市内の4施設と企業体の構成団体が指定管理に関わっている他都市の施設に呼び掛けて1年に1回、ヒヤリ・ハット事例の報告会を実施している。また市立青少年教育施設の4施設（「青年の家」、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家、ユースステーション）の所長は北九州市子ども家庭局の会議で同席するなど、顔を合わせる機会が多く、日常的に連絡を取り合う人間関係が構築されている。 ・北九州市立青少年教育施設の3施設（「青年の家」、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家）は、それぞれの施設がどのような物品を持っているのか、お互いに把握しているので、事業等で物品が足りないときには、他の施設から借りている。カヌー、ライフジャケット、ウェットスーツの貸し借りが特に多いとのことである。 ・北九州市立の3施設では、WEBサイト（ホームページ）の相互リンクを行っている。 ・北九州市立の4施設の職員は主催事業やイベントなど職員の手が必要な時などは、事前にシフトの調整を行い、応援業務を行ったりしている。また、閑散期には、日頃手を入れることのできない登山コースやキャンプ場など施設の活動で使用する場所の整備を、職員を集中させることで行っている。 ・「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24 参照）を受託している。実行委員会は、青年の家の所長が中心となり、カヌー指導や環境教育で協力関係にある関係団体で構成している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヌーのプログラムを取り入れた事業を多く開催している。 ・近隣に北九州市若松区の頓田貯水池を中心とした市内最大の広域公園である響灘緑地（グリーンパーク）がある。北九州市立玄海青年の家のオープンデーである「とんだジャンボリー」 							


	<p>の際には、来所者の駐車場としてグリーンパークを無償で借りている。グリーンパークも指定管理者制度を導入しており、利用者数が評価につながるため、お互いにとって有益な関係にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、北九州市立玄海青年の家では、普段から小中学生を含んだ利用者にはグリーンパークでの活動を提案している。 <p>【施設の一般利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生の自然体験教室や、中学1年生のふれあい合宿などでの利用が多い。 ・市外にある学校でも、毎年「青年の家」を利用している学校がある。
<p>連携事例：地域の若者の就労支援</p> <p style="text-align: center;">—青少年教育施設と、北九州市子ども・若者応援センター「YELL」との連携—</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市立玄海青年の家は、若者の社会復帰の支援を行っている北九州市子ども・若者応援センター「YELL」（北九州市子ども家庭局青少年課の所管、北九州市福祉事業団が委託運営）と連携した事業を実施している。 ・「YELL」では活動場所がないことが課題となっており、一方で「青年の家」の指定管理者は指定管理を継続して受託するための特徴を模索していたことから、連携事業が開始された。 ・「YELL」と共催で実施している事業は①「玄海青年ドリカム村」（全11回）②「ボランティアやませみ」、③「バイトでゴー」の3事業である。 ・「玄海青年ドリカム村」は、引きこもり傾向があり「YELL」に相談に来た青年を対象とした農作業体験である。地域の方の畑を利用して活動を行っている。農業体験以外にも、レクリエーション的な活動や就労につながるような、社会見学なども企画している。 ・「ボランティアやませみ」は、玄海青年ドリカム村で一定期間の経験を積んだ若者が、施設のボランティアとして「青年の家」で職員と一緒に所内整備の作業を行う事業である。ボランティアとして仲間と協力して作業することや、他人に喜んでもらうことを感じられるようにすることが目的である。本事業はボランティア活動になるため青年の家が参加者に食事を提供するとともに、交通費として500円を支給している。 ・「バイトでゴー」は、青年の家で就労体験を行う事業である。「YELL」の担当者と面談を行って参加者を決定し、担当職員と一緒に所内の業務を行う。就労体験なので雇用契約を結び、勤務時間に応じて時給と通勤手当の支給を行う。 <p>【相手】 北九州市子ども・若者応援センター「YELL」</p>
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の支援事業として「玄海青年ドリカム村」を始めたことが「YELL」との連携のきっかけであったが、「ボランティアやませみ」「バイトでゴー」と段階を追った事業展開をみせている。 ・「ボランティアやませみ」では、月1回の所内整備が活動の中心だが、整備作業の効率が上がり、職員だけでは手の届かない範囲の整備も可能となり、非常に助けられている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若いスタッフが多いため、担当が変わった際の引継ぎや文書にならない部分の対応に課題が残る。 ・参加者との対応で配慮が必要な部分が多いため、専門的な研修を実施する必要がある。

秋田県立3施設（少年自然の家）の連携


①県立少年自然の家が連携した職員研修 ②委託事業を活用して施設の取組を活性化

連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県立の三つの少年自然の家が合同で職員の資質向上のための研修を実施 ・国立青少年教育振興機構が行っている委託事業「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」(p. 24 参照) を受託したことを契機とし、施設間での職員の交流が活性化し、経費負担も軽減
----------------	---

施設名	秋田県立岩城少年自然の家	
基本情報	設置年：昭和 58 年	
	設置者：都道府県	
	施設種別：少年自然の家	
	年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：12, 150 人 宿泊：13, 704 人	
	施設周辺の環境：高原	
	宿泊定員：220 人	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から、児童数の減少に伴い青少年以外の受け入れも開始した。 ・「青い海原」「緑のやまなみ」「自然は友だち」をキャッチフレーズに自然体験活動や宿泊体験活動を推進している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所当初、主催事業は行っておらず、利用団体者の受入れのみであったが、利用者数の減少に伴い、平成 22 年度から主催事業を開始した。主催事業を開始する以前は年間利用者数が 1 万 6000 人まで減少していたが、主催事業を実施することにより年間利用者数が 2 万 5000 人にまで回復した。 ・平成 28 年度から秋田大学と連携し、「施設ボランティア研修会」を実施している。同事業は秋田大学教員養成コースの 2 年次の必修講義の一部となっており、30 名ほどが参加した。 ・職員の OB 会があり、30 名ほどが所属している。クラフトの指導などを施設 OB がボランティアで行っている。 <p>【施設の一般利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設開放事業は、施設に利用の予約がない日に随時開催している。近隣住民に施設を自由に使っていただく機会としている。 ・冬季（11 月～2 月）に宿泊利用を受け入れているのは、秋田県立の青少年教育施設では岩城少年自然の家のみである。 	


施設名	秋田県立大館少年自然の家	
基本情報	設置年：昭和 49 年	
	設置者：都道府県	
	施設種別：少年自然の家	
	年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：17, 280 人 宿泊：8, 455 人	
	施設周辺の環境：山	
	宿泊定員：196 人	

施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「少年に四季と感動を」をキャッチフレーズに、「生きる力」を育む活動プログラムの開発や、セカンドスクールの利用（※1）に応じたプログラムの開発と支援を行っている。 ・大館市の中心である大館駅から約6kmの距離にあり、市街地と近い立地環境にある。 <p>（※1）「セカンドスクールの利用とは、少年自然の家での活動の一部を教科の指導内容に再構築してプログラム化し、それを教科の授業時数にカウントする」（出典：戸部裕隆「教育施設のセカンドスクールの利用の促進と活動の実際」『国立オリンピック記念青少年総合センター紀要第2号』平成14年）</p> <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの要望を受け、年間162回程度の出前講座を行っている。プロジェクトアドベンチャーの指導をしてほしいという要望や、宿泊教室での利用を予定している学校からキャンプの事前研修をしてほしいという要望が多い。 <p>（※2）プロジェクトアドベンチャーとは、冒険を活動の柱にして、個人の成長とグループ内の人間関係づくりを支援する、アメリカが発祥の教育手法（出典：秋田県公式サイト http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4451）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊通学級を年2回実施しており、大館市内の小学生を対象に実施している。 <p>【施設の一般利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は大館市を一望できる立地にあり、施設前の広場は地域の方の散歩コースになっている。
------	---

施設名	秋田県立保呂羽山少年自然の家	
基本情報	<p>設置年：昭和53年</p> <p>設置者：都道府県</p> <p>施設種別：少年自然の家</p> <p>年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：8,080人 宿泊：9,852人</p> <p>施設周辺の環境：山</p> <p>宿泊定員：200人</p>	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然体験や感動体験ができる場の設定、2泊以上の長期宿泊体験活動の機会の拡充、セカンドスクールの利用への支援の充実等に重点を置いている。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般向け、小中学生向け、幼児を含む家族やグループ向けの事業を実施している。 ・平成28年度から青少年以外の一般利用者のみを対象とした事業を開始した。 ・「保呂羽音楽祭」は、地域の音楽サークルや団体が2泊3日宿泊し、練習や発表を行いながら交流を図る事業である。施設OBが中心となって実行委員会を立ち上げ、企画・実行している。 ・近隣の施設を活動場所として利用することで、施設でできる活動の選択肢を増やしている。連携先は、南部シルバーエリア（福祉体験）、秋田県立近代美術館、秋田県立農業科学館等である。 <p>【施設の一般利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館期間は3月1日から10月31日までで、開所期間を限定した運営となっている。冬季は出前講座や主催事業のみの実施となる。 ・指導班の職員が3名のみのため、受入れ事業と主催事業を並行して行うことが難しい。 	

連携事例：県立青少年教育施設の連携による事業展開

連携内容	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県立青少年教育施設は3施設（大館少年自然の家〔大館市〕、岩城少年自然の家〔由利本荘市〕、保呂羽山少年自然の家〔横手市〕とも、指定管理者制度を導入していない。 ・秋田県では、平成24年度から「わんぱく・3ぱく・体験活動プロジェクト」として、3泊以上の宿泊を伴う主催事業を行っている他、学校による多泊型（2泊以上）の宿泊体験活動を促進している。県立の3施設では、学校等の自然体験教育活動の支援と「セカンドスクールの利用」の促進に重点を置き施設運営を行っている。 ・秋田県教育委員会では、少年自然の家での活動として、プロジェクトアドベンチャーを重視しており、毎年4月に3日間かけて、県立3施設が合同で職員を対象にしたプロジェクトアドベンチャーに関する研修会を実施している。研修会ではプロジェクトアドベンチャーに関する指導法だけでなく、野外炊事等も行い、お互いが持っている技術や知識の共有を図るとともに、県立職員同士のネットワークづくりも行っている。 ・このような研修会を通じて築かれた人間関係を基に、物品の貸し借りや、人手が足りない際には他施設の職員に臨時で来てもらうなど日常的に施設間での連携関係がある。 ・県立の3施設は、それぞれの立地条件等をいかしたプログラム作りを行っている。例えば、岩城少年自然の家は、県立青少年教育施設の中で唯一海が近くにある施設であるため、他の県立施設が海の活動を行うために利用することがある。平成28年11月に秋田県立保呂羽山少年自然の家が実施した「ほろっと号でわんぱくツアー！」は、海岸での貝殻拾いや、拾った貝殻を使ったクラフトなど、秋田県立岩城少年自然の家の活動フィールドを活用した事業を行った。 ・国立青少年教育振興機構が実施している委託事業「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）を、平成27年度から、秋田県「体験の風をおこそう」運動推進委員会事務局が受託している（事務局は秋田県教育庁生涯学習課）。また、この委員会には、県立の上記3施設のほか、あきた白神体験センター、ボーイスカウト秋田県連盟、ガールスカウト秋田県連盟、秋田県子ども会連合会、秋田県国公立幼稚園・子ども園PTA連絡協議会、秋田県PTA連合会等が参加している。 ・県立の3施設では、「体験の風をおこそう」運動の趣旨にそった事業を、この推進委員会の事業として実施し、その経費を個々の施設ではなく、推進委員会が負担することで、施設の経費負担を軽減している。この推進委員会が発足したことで、関係者が集まる機会が増え、情報交換の機会が増えた。また、保呂羽山少年自然の家では、施設職員が野外炊事の指導を行うときは、最初から最後まで付いていたが、他施設の取組を参考に、ある程度軌道にのったら施設職員の関与を少なくすることで、職員の負担を軽減した。
成果と課題	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の県立青少年教育施設と連携をすることによって、事業に多様性が生まれている。 ・「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業」（p.24参照）を受託したことで、推進委員会として取り組むことにより、様々な機会にその取組が広報されるので、多くの方々に理解を深めていただいている。また、施設の経費負担が軽減されたり、情報交換の機会が増えたりした。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、施設が老朽化していく中で、いかに施設の存在意義を示し、施設を維持していくかが課題である。

教育委員会、学校等との緊密な連携（2施設で実施）	
施設名	香川県立屋島少年自然の家
県内全公立中学校が集団宿泊活動で施設を活用	
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会、中学校校長会と連携 ・ 施設を利用する教員、児童、生徒があらゆる形式で施設を活用
基本情報	設置年：昭和50年
	設置者：都道府県
	施設種別：少年自然の家
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：761人 宿泊：20,092人
	施設周辺の環境：海
	宿泊定員：312人
	指定管理者：なし 指定管理者開始の年度：なし
	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の中で集団宿泊学習や野外体験活動を行い、青少年の健全な心身の育成を図る目的で設置されている。屋島は高松市に位置し、源平合戦の古戦場として有名な史跡や伝説に富んだ地域である。 ・ 施設は瀬戸内海国立公園内に位置し、目の前には広大な瀬戸内海が広がっており、海にちなんだ水辺活動プログラムの提供を行っている。 ・ 施設は平成28年度に一部の研修室が改修されている。また、海型の施設のため、カッターを収納する艇庫や浮棧橋、25メートルの塩水プールなどの特色のある施設設備がある。 ・ 施設の利用については、4月～12月（6月中旬～9月上旬を除く）は香川県教育委員会が実施する全県の中学校を対象とした「集団宿泊学習事業」を優先的に受け入れ、次に小学校の「集団宿泊学習」の調整を行い、最後に高等学校や大学、一般団体（部活動、子ども会など）の受け入れを行っている。また、施設が主催する事業等も実施しており、カッター体験、いかだづくりなど、水辺活動に関する主催事業を多く実施している。 ・ 職員については、総務系業務（施設運営のための事務全般に関する業務）を行う職員は県の行政職員が担当し、指導系職員は県内の学校教員が人事交流によって勤務している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムは施設の立地上、カッター体験、いかだづくりなど海に関する自然観察や体験活動が多い。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述したとおり、施設利用の大半は県内の小学生や中学生を対象とした「集団宿泊学習」での利用である。「集団宿泊学習」の受け入れを行わない期間は、高等学校、大学等の受け入れを行っている。 ・ 小学校が実施する集団宿泊学習では、香川大学の学生が支援スタッフとして、主に野外炊事やキャンプファイヤなどの活動の補助を行っているケースもある。

施設名	香川県立五色台少年自然センター	
県内全公立中学校が集団宿泊活動で施設を活用		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会、中学校校長会と連携 ・ 施設を利用する教員、児童、生徒があらゆる形式で施設を活用 	
基本情報	設置年：昭和44年	
	設置者：都道府県	
	施設種別：少年自然の家	
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：652人 宿泊：23,039人	
	施設周辺の環境：山	
	宿泊定員：365人	
	指定管理者：なし 指定管理者開始の年度：なし	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の中で集団宿泊学習や野外体験活動を行い、青少年の健全な心身の育成を図る目的で設置されている。五色台は高松市、坂出市にまたがる標高約400メートル、面積約53平方キロメートルを有する溶岩台地である。また、施設周辺には四国八十八ヶ所札所寺院である白峯寺や根香寺などがあり、お遍路のコースにちなんだプログラムの提供も行っている。 ・ 平成28年4月には施設の本館をリニューアルし、自然科学展示室を新たに設置した。自然科学展示室には、五色台や香川県内の生物や地学に関する標本や郷土の人文に関する資料が展示されている。また、口径62センチの反射式天体望遠鏡を有する天体観測棟などの特色のある施設設備がある。 ・ 施設の利用については、5月～12月（7～8月を除く）は香川県教育委員会が実施する全県の中学校を対象とした「集団宿泊学習事業」を優先的に受け入れ、その他の期間で小学校の児童及び高等学校の生徒や一般団体（部活動、家族など）の受け入れを行っている。また、施設主催の事業等も数多く実施しており、特に反射式天体望遠鏡を有していることから天体に関する主催事業が多い。 ・ 職員については、所長や総務系業務（施設運営のための事務全般に関する業務）を行う職員は県の行政職員が担当し、指導系職員は県内の学校教員が人事交流によって勤務している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムは施設の立地上、自然観察や歴史探訪に関するプログラムが多い。提供されるプログラムは学校教育の教科学習を意識して設定している。 ・ 反射式天体望遠鏡を活用し、平成28年度は15回にわたって家族等を対象とした天体観測会を実施している。また、近隣の県立高等学校等と連携し、小学5年生～中学3年生を対象に「アドベンチャーin五色台」を毎年実施している。本事業は瀬戸内海のクルージングやシーカヤックなどのプログラムで平成28年度は3泊4日での実施であった。 ・ 香川県の新規採用教諭を対象とした初任者研修を香川県教育委員会が高松市と共催し、本施設を会場に2泊3日で開催している。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述したとおり、施設利用の大半は県内の中学生を対象とした「集団宿泊学習」での利用である。「集団宿泊学習」の受け入れを行わない7～8月の期間は、小学校や高等学校、部活動や家族等の受け入れを行っている。 	


連携事例（2施設）：「集団宿泊学習」における連携

連携内容	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県では県内全ての中学生を対象に、野外体験活動や奉仕活動を通して、心豊かでたくましい生徒の育成を図ることをねらいとして「集団宿泊学習」を実施している。 ・本取組は昭和45年から「五色台教育」として中学2年生を主たる対象に4泊5日で開始し、昭和51年に名称を「集団宿泊学習」に変更し現在に至っている。本取組の実施場所として香川県立五色台少年自然センター及び香川県立屋島少年自然の家が活用されており、平成28年度までで累計50万人以上の生徒が参加している。近年では中学1年生での実施が中心となっている。 ・現在の本取組の目的は、①自然に親しみ、感動や畏敬の念などの心の体験を通して、人間性を豊かにする、②生徒一人一人が主体的、問題解決的に体験活動に取り組む中で、自ら学び自ら考え問題を解決する力を伸長する、③平素の生活では体験できない活動の中で成就感や自尊感情を獲得することで、自己の更なる確立のきっかけをつくる、④集団生活を通して、互いに協力し合い、よりよい人間関係を形成していこうとする態度を育てる、の4つである。 ・実施日程は、2泊3日又は3泊4日から学校単位で選択できる。 ・実施場所は、香川県立五色台少年自然センターまたは香川県立屋島少年自然の家から学校単位で選択できる。 ・本事業の運営にあたっては、昭和59年から平成10年まで文部省からの補助金を受けて実施した。現在は、県の予算の中から本事業にかかる経費の一部が補助されている。 <p>【相手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校が本取組を実施する際の施設の日程調整については、施設が各学校と直接調整するのではなく、校長会と連携して日程調整を行ったのちに施設と調整を行うようにしている。 ・小学校においても集団宿泊活動を実施している学校があることから、県内の小学校の利用状況について、香川県立五色台少年自然センターと香川県立屋島少年自然の家及び校長会で情報共有している。 ・実施する中学校は事前にプログラムの素案を作成し、施設の職員とプログラムの構成、内容、指導方法について相談を行っている。
成果と課題	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全中学校の施設利用希望を校長会とともに調整し、施設に無駄な空室が出ることなく学校を配置できるようになった。また、このことで県内全中学校が2泊3日以上「集団宿泊学習」を実施することができている。 ・香川県教育委員会が主催する新規採用教諭を対象とした初任者研修を、本施設を会場に実施し、教員が施設やプログラムの内容を把握して、施設を利用する際の一助となった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の小学校での集団宿泊活動の実施が増加傾向にあり、両施設を小学生の時に利用している経験がある生徒がいるため、小学校で実施したプログラムと中学校で実施するプログラムとの調整が必要である。 ・施設を利用する学校は、教育課程上時間数の確保が困難になり、施設での宿泊数も減少傾向にある。その中でプログラムの質を保つ工夫をし、提供することが必要である。 ・「集団宿泊学習」を実施する期間に、その他の施設利用希望者を受け入れることができないことが多い。 ・施設での活動場面での指導は施設職員が、生活指導については教員が担当している。これらをサポートする人材（例えば近隣大学の学生や地域住民）の確保が求められる。


施設名	千葉県立東金青年の家	
地域の課題と施設の課題をマッチングさせて、青少年の育成を図った取り組み		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と施設の課題を再整理し、育成した青少年が地域で活躍できるような取り組みの実施 ・地域との連携で外国人を対象に、おもてなしの心を醸成する事業を展開 	
基本情報	<p>設置年：昭和47年</p> <p>設置者：都道府県 施設種別：青年の家（宿泊型）</p> <p>年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：35,046人 宿泊：11,176人</p> <p>施設周辺の環境：その他（田園）</p> <p>宿泊定員：200人</p> <p>指定管理者：株式会社オーエンス 指定管理者開始の年度：平成20年度</p>	
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿って適切に運営するため、外部の有識者からなる運営委員会を設置し、施設運営や事業に関する指導・助言をいただいている。 ・「共に学び共に育つ場所づくり」のテーマの下、①人づくりの推進、②利用環境の向上、③地域とのコミュニケーションを基本方針に掲げ、未来を担う子供たちの健全育成に貢献するよう施設の管理運営を行っている。①については職員の育成など、きめ細かな対応を徹底し、青少年リーダーやボランティア、教員や体験活動の指導者の養成に注力している。②については宿泊室やトイレの環境整備や、体育館照明の改修等施設整備を行っている。③については東金商店街連合協同組合や東金市観光協会、近隣の公民館や学校と連携して事業等を実施している。 ・千葉県総合教育会議での主催事業年間計画を受け、①親子の絆を育む事業、②災害時に役立つ体験事業、③通学合宿を3本の柱とし、国際理解、奉仕、野外体験、自然観察、地域学習、スポーツ、研修、ふれあいの分野に分け、主催事業を計画的に実施している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年から千葉県立東金青年の家を寮とし、そこから学校へ通学する「東金学寮」を県内の県立青少年教育施設の中で先駆けて実施している。本事業は参加者同士が交流により仲間意識や、自主自立の気持ちを高め、好ましい人間関係を育むことを目的に実施しているものである。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に、青少年の国際理解や交流、奉仕の態度を醸成することを目的とした「おもてなしカレッジ」を平成26年度から実施している。 ・指導者を対象とした「自然体験活動指導者養成研修」や「教員対象の屋外活動実技研修」、「教員フォローアップ研修」等も実施している。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の延べ利用者数は日帰り、宿泊合せて4～5万人を推移している。 ・学校団体の利用をみると、宿泊利用では高等学校の利用が圧倒的に多く、小・中学校は日帰り利用が多くなっている。今後は、宿泊利用をより促進するため中学校、高等学校、大学の部活動やサークル活動、企業等の社会人利用の拡大を図っていく方針である。 	

連携事例：「東金・おもてなしカレッジ」

連携内容	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人全国生涯学習まちづくり協会が提唱し、実施する「青少年おもてなしカレッジ」事業に取り組んでいる。本事業は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、おもてなしの心を体得し、まちのため、日本のために活躍する国際性豊かな青少年の育成を目指し、全国で広域的、継続的に学習の機会を提供する青少年の養成事業である。 ・千葉県立東金青年の家は、「青少年おもてなしカレッジ実行委員会」の理事長である福留強氏の提案した本取組に賛同し、平成26年から全国の青少年教育施設で初めて参加し、「東金・おもてなしカレッジ」を実施している。 ・本事業を実施する前提として、地域の課題（①東金商店街連合協同組合が実施する「とうがね国際カイギ（外国の青少年を集めパーティー等交流を行う事業）」でホスト側の日本人青少年が集まらない、②東金市観光協会が実施する「東金市さくら祭り（市の観光イベント）」でのボランティア不足など）と施設の課題（国際理解や国際交流を目的とした事業を実施していないなど）を事前に情報収集、把握したことが本事業に取り組むきっかけとなった。 <p>【相手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、3年間のカリキュラムで国際性豊かな青少年の育成を目指して実施するものであることから、平成26年度は小学4年生を募集対象として実施した。平成27年度はその枠を広げるため新たに高校生を対象とした講座も新設した。 ・参加者の募集については東金市内の小中学校の全面的な協力を受け、各学校から参加者を推薦してもらった。また、国際コースのある高等学校に協力を仰ぎ、事業内容を生徒に周知してもらうなど広報を行った。 ・事業実施にあたっては、城西国際大学や多摩美術大学等の大学に通う留学生及び地元の千葉県立東金高等学校や千葉県立松尾高等学校のALT（外国語指導助手）、青年海外協力隊の元派遣員を外国の文化に関する学習のための講師として派遣してもらうなど大学や高等学校といった教育機関との連携を行った。 ・本事業で育成した青少年の「おもてなし」の実践の機会として、東金商店街連合協同組合や東金市観光協会と連携し、「とうがね国際カイギ」や「東金市さくら祭り」で実際にイベント参加者と交流をした。
成果と課題	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とうがね国際カイギ」や「東金市さくら祭り」に参加し、留学生やイベント参加者を対象に「おもてなし」の実践ができた。これは前述した地域の抱える課題への対応にもなっており、施設と地域の双方がより発展していく有効な連携であると言える。本事業を通して他の主催事業での協力や東金青年の家職員の市のイベントへのボランティア参加など地域との日常的な連携が強くなったと言える。また、本事業を通して大学と連携することで、ボランティア養成事業など他の主催事業への参加者も増加した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県立東金青年の家の職員が国際交流における知識、経験、人脈が不足しているため、これに対応してもらえる協力者を発掘することが求められる。また、高校生の参加者確保が難しく、より広域に高等学校や教育委員会と連携を図り、参加者確保に努める必要がある。 ・参加者の自発的・積極的な交流は見られたが、今後はより「おもてなし」に主軸を置き、プログラムを構成、提供していく必要がある。 ・本事業を実施するためには多方面において連絡、調整を行う必要がある。地域のイベント開催に向けた事前の連絡会や実行委員会の開催数も多く、担当職員の負担となっているため、その在り方について改善する必要がある。

施設名	松戸青少年会館	
都市型を活かした地域とのつながりの創出		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しみやすく地域に根差した施設運営 ・ 放課後気軽に立ち寄れる、子供の居場所づくり ・ 会館利用者が主催事業に参画 	
基本情報	設置年：昭和51年	
	設置者：市（区） （平成24年度に千葉県から松戸市へ移譲）	
	施設種別：その他の青少年教育施設	
	年間延べ利用者数（平成27年度） 日帰り：97,736人 宿泊：一人	
	施設周辺の環境：都市近郊	
	宿泊定員：—	
	指定管理者：— 指定管理者開始の年度：—	
<p>その他：会館の所在する松戸市は千葉県北西部に位置し、江戸川を挟んで東京都と埼玉県に隣接しており、東京からの通勤圏内である。特に会館のある新松戸地区は新しい市民が移り住み、生活都市として発展をしてきた地区であり、小学校及び中学校も会館に隣接している。</p>		
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の学習機会の充実と学習成果を地域に活かすことを基本方針として、日帰り利用の受け入れ及び主催事業を実施している。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度は、年間開館日数が345日であり、主催事業を135件実施した（約3日毎に実施）。職員数は15名（常勤：5名、非常勤等10名）で、館長を除く常勤職員の4名により、全ての主催事業の企画・立案を行っている。 ・ 通年で、青少年の学習及び仲間づくりの場の提供を目的とした「青少年教室」と、仲間づくりを通じて明るい人間関係を築き、活力あるグループの育成を目的とした「青年講座」を開催している。 ・ 「青少年教室」は主に土日や夏休み等の長期休業に行っており、スポーツや自然体験、文化体験など、多岐にわたる分野の事業を展開している。「青年講座」は主に平日夜や土日に行っている。 ・ 「青少年教室」は、①様々な分野の講座を偏りなく行うこと②親子で体験できること③地域の子供たちが、地域のことをより理解すること④社会教育施設や観光施設等の他機関と連携すること等をポイントに実施されている。 ・ その他にも、国際交流事業や青年学級（青少年の生活面での自立を目指し、自主的活動の促進を目的とした事業）、文化祭や芸術祭等を実施している。 ・ 地元企業や団体から講師を招き、事業を実施している。中でも地元企業である日立物流陸上部から講師を招いて実施した「運動会直前攻略法！～かけっこで速く走れるコツ～」や、地域にあるフランス調理店の店長を講師に招いた「徳川アイスを作ろう！」、地域で活動しているNPO自然塾プレディーを講師に招いた「カヌーに乗って江戸川体験」は人気の講座である。 ・ 事業で行った講座の参加者がその後サークルを立ち上げ、サークルの活動拠点として施設を利用してくれるよう、また地域に根ざしたサークル活動が活発になるよう支援している。 ・ 事業を通じて青少年会館の存在を知っていただくことで、新たな利用者の確保に努めている。 	

	<p>【施設の一般利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数等は約9万人（1日当たり利用者数：約260人）。近隣住民の利用が多く、サークルなどの会場として多く利用されている。平日の昼間でも各部屋の稼働率は約50%である。 ・松戸市内の青少年団体の利用は無料とし、学習室及びロビーは自由に利用できるように開放している。
<p>連携事例：子供の居場所としての運営及び各種団体とのネットワークづくり</p>	
<p>連携内容</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の小中学校の子供たちが放課後に気軽に立ち寄れる遊び場所となっている。 ・地域の各種団体、サークル活動の拠点として利用されている。そうした団体やサークルに依頼し、主催事業の講師になっていただくこともある。 ・事業においては、多様な学習機会の提供、主催事業の充実を図ることを目的に利用サークル、地域の各種団体、地域住民と連携を図っている。 ・開館当初から年1回実施している「文化祭&青年フェスティバル」は、青年活動の活性化を図るため実施しており、公募により集まった松戸市内の青年が実行委員となって開催している。 ・同フェスティバルは、市内の青年たちの交流の場、活動発表の場となっており、実行委員会と、青少年会館の事業がきっかけで発足したサークル、地域の各種団体等が内容等について協議し事業を実施している。 ・実行委員として参加するサークルや団体にとって、「文化祭&青年フェスティバル」は日頃の練習の成果発表の場となっているため、団体側も進んで実行委員を担っていただけている。 <p>【相手】 利用サークル、地域の各種団体、地域住民</p>
<p>成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体、サークルと連携し、主催事業を行うことによって、子供たちに様々な体験を提供することが可能となっている。 ・子供の利用者が大人になってもサークルとして利用するなど地域に根差した会館運営をすることで、継続利用につながっている。 ・自由に利用することができるロビーには、常に多くの利用者が歓談しており、地域住民にとって気軽に立ち寄れる居場所となっている。 ・これまでも、放課後の会館開放を通じて青少年の居場所として松戸青少年会館は機能してきた。そして、平成29年度より教育委員会などとも連携し「青少年の居場所づくり事業」として、会館開放を事業として位置付けることにより、会館開放を拡大することとしている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校外の仲間や地域の大人との触れ合いができる時間と場所が無いこと、松戸市の未来を担う人材が育っていないことが課題である。そこで、平成29年度から中学生～大学生等を対象に、子供たちと関わるリーダー育成事業を実施する。

施設名	浜松市立青少年の家	
都市型の環境を活かした、新たな集いの場としての青少年教育施設		
連携のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・親子連れや年齢を問わない利用者確保の方針を打ち出す ・施設利用者のニーズを聞き取り、それに沿ったプログラムを提供する 	
基本情報	<p>設置年：昭和 44 年</p> <p>設置者：市（区）</p> <p>施設種別：その他の青少年教育施設</p> <p>年間延べ利用者数（平成 27 年度） 日帰り：42,354 人 宿泊：4,730 人</p> <p>施設周辺の環境：都市近郊</p> <p>宿泊定員：70 人</p> <p>指定管理者：遠鉄アシスト株式会社</p> <p>指定管理者開始の年度：平成 23 年</p>	
<p>その他：戦後、平和記念館として建設された土地に建てられた施設。その後の都市開発の中で、周辺環境が農村から住宅街へと変貌し都市型の青少年施設となった。</p>		
施設概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の建物は平成 22 年 2 月に改築された。利用者の大半が浜松市民である。青少年教育施設として、体験活動の普及やボランティア・地元企業などとの協調を目的とするとともに、「新たな集いの場」として青少年の家を位置付け、近隣の住宅街の人に気軽に利用してもらうための公民館的な施設運営方針を取っている。そのため、幼児から成人までの各位年齢期に合わせたプログラムや事業を用意し、開館時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分までとなっている。 ・浜松市の適応指導教室の 1 つとしての施設貸し出しとともに、静岡県立特別支援学校のトライアル実習の受入れなど、青少年の課題に関する支援も行っている。 <p>【主なイベント・プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市型の施設で宿泊定員も少ないため、学校単位での宿泊利用は少ない。利用形態は主に日帰りで、多いときで 1 日 17 団体の利用がある。 ・都会で野外活動の体験できるフィールドがあることや、食堂はあるが運営されていないといった理由から、かまど、飯ごう炊飯などの野外炊事が主なプログラムとなっている。 ・青少年層以外の利用者をターゲットとしたプログラムを提供している。具体的には、①「まごキャン」（小学生とその祖父母を対象としたキャンプ体験プログラム）、②「のびのび自然倶楽部」「絵本とありんこの会」（未就学児対象の日帰りプログラム）、などがある。 ・平成 23 年度から次代を育成するという課題に対応するため、小・中学生を対象としたリーダー養成講座を日帰り型、宿泊型の双方で行っている。小学生から中学生にかけて参加する生徒がおり、ボランティア活動に関心を示すなど、継続的な施設への関わりが実現できている。 ・「ママ友の会」をはじめとする親子連れのグループから、親子で体験できるプログラムの要望を受け取る場合があり、その際には要望に沿ったプログラムを提供している。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年に改築されるまでは、施設は主として特定の団体が利用し、住宅街にありながら、周りの住民が利用することがあまりない施設だったようだ。改築を行い、指定管理者制度の導入を機に都市型野外体験宿泊研修施設として広く利用を受け入れる運営方針となった。 ・一般団体や近隣住民の利用は全体の 20%～30%程度となっている。平日の昼間は半分近くが親子連れ、高齢者、地域住民などの利用で占められている。また、親子連れのグループが、読み聞かせを行うなどの利用がある。母親同士の口コミでその他の幼稚園児の母親グループが利用することや、さらにその利用者の口コミによって企業研修で利用されるなど、日常的な利用を通じた宣伝効果がみられる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアは、全体で70名程度登録がある。公募制で中学生が数名、高校生は5～7名程度である。高齢のボランティアが全体の約1割であり、大学生は登録が最も多いもののあまり参加していない。 ・高校生以上の利用者を増やせていないことが課題である。原因としては、学校の授業、受験勉強、部活動の忙しさなどから、青少年の家から遠ざかっていることが考えられる。
連携事例：運営連絡協議会	
連携内容	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市立青少年の家があらゆる年代に利用してもらえる施設として機能するためには、何が必要なのかを考えることなどを目的に、浜松市立青少年の家が中心となって平成23年度から協議会が設置された。 ・協議会は、地域に開かれた施設運営を行うための中核会議として位置付けられている。協議会は青少年の家を会場として、年3回開催されており、浜松市立青少年の家は会場を提供するとともに、開始当初から事務局を担っている。 ・事務局として事業報告・年度計画などを発表し、多角的な意見をもらう場として機能している。 ・協議会を設置するにあたり、地域住民や地域の青少年団体からは、連携することの意義が感じられないといった意見があった。そのため、相互の意見や情報を交換することを目的に、地域連携の意義を広めている。 ・浜松市の行政関係者が参加しているため、行政の担当者に市民が意見を表明することがある（青少年の家に関する行政の関わり方に関する意見、青少年教育環境に関する意見など）。自分たちの施設に関する議題に対応する場であるとともに、協議会参加者同士の横断的な意見交換の場となっている。 <p>【相手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市子ども家庭部次世代育成課、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、地元の自治会、大学の有識者、地域の小学校校長などが協議会の主要な参加メンバーとなっている。
成果と課題	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の意見交換から、次世代育成団体制度（次世代を育成する目的を持つ団体で、浜松市に申請し認定を受けることによって、青少年の家を、一般団体よりも低額な料金や、早い段階での予約が可能となる制度）があることを知らない団体が多いのではないかと、という指摘が挙げられた。そのため、次世代育成団体に関するチラシを青少年の家の入口に置くことによって、青少年教育関係団体に対し次世代育成団体制度への関心を高めることができた。 ・この協議会から派生して「青少年の家在り方検討会」が設置された。検討会によって平成26年3月には浜松市立青少年の家の運営指針（「新たな集いの場」としての青少年の家）が示された。 ・浜松市立青少年の家の職員が気付くことがなかった施設に関する改善点を得られた。 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の利便性を向上させ利用促進を図るため、インターネット環境の整備が提案された。そのため施設にWi-Fiを設置した。 ②駐車場が未舗装であるため水溜りができて不便だったが、部分的な改修により少しでも利便性が上がるのではないかと提案され、実行に移した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の課題として、浜松市立青少年の家の職員の高齢化が挙げられる。そのような中で、継続的に地域との連携が図れるかが不安要素となっている。 ・浜松市立青少年の家の次世代を担う若い職員が確保できない。職員は1年ごとの契約更新が基本で、長期的に勤務できる人材の確保と、育成が不十分である。

第4章

調査結果のまとめ

第4章 調査結果のまとめ

ここまで、施設の基本情報及び地域連携活動事例収集調査では、主に設置主体ごとの違いに注目して調査結果を示してきた。また地域連携活動事例詳細調査では、青少年教育施設の地域における他施設・団体などとの連携状況と、連携することによる成果と課題について記述した。

ここでは、本調査のまとめとして、調査結果全体から指摘しうる青少年教育施設の地域との連携について、考察を加える。

1. 【青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例収集調査】施設運営の現状

まず、設置主体ごとに施設の職員体制の差が大きいことが挙げられる。

施設の長（所長）の勤務形態（p. 10）をみると、設置主体が国から都道府県・政令指定都市、市（区）、町・村・組合へと規模が小さくなるにつれ、常勤の割合が減少している。また、常勤職員のうち指導系職員の人数（p. 11）も、規模が小さくなるにつれ「いない（0人）」割合が増加している。

そして、指定管理者制度の導入の有無（p. 74）をみると、都道府県・政令指定都市が最も高い割合となっており、町・村・組合は全体で約2割の導入にとどまっている。指定管理の契約期間年数（p. 76）は指定管理の対象となる設置主体（都道府県・政令指定都市、市（区）、町・村・組合）全てにおいて「5年」が最も多くなっている。また、指定管理料（p. 77）は「5,000万円未満」と「2億5000万以上」の割合が高く、指定管理料は二分化傾向にある。さらに、指定管理者制度導入後の年間予算の変化（p. 78）についてみると、都道府県立・政令指定都市及び市（区）では「減っている」と回答している割合が高く、指定管理者制度を導入した施設に限れば予算は減少傾向にある。

また、施設でできる活動の全体を見ると、「講義・勉強・ゼミ」、「自然観察」、「野外炊飯」はプログラムとして多くの施設で提供されている（p. 105）。さらに、青少年教育施設の利用者の多くが利用したプログラムや、施設が力を入れたプログラム内容について、「その他」を選んだ施設が多く（p. 106～p. 107）、人員や予算が厳しくなる中、様々なプログラムを提供し、活動内容が多岐にわたっていることが分かる。

※「その他」のプログラムについては、資料3に掲載している。

2. 【地域連携活動事例詳細調査】青少年教育施設の地域との連携の状況

（1）地域連携における成果

今回ヒアリングによる調査対象とした施設について、連携によってどのような効果があったのか。以下にポイントを示す。

① 青少年教育施設の有効活用

他の青少年教育施設、学校教育、教育委員会、及び行政などと連携することによって青少年教育施設の有効活用が可能となった。

例えば、県内全中学校の施設利用希望を校長会とともに調整することによって、香川県の2施設（p. 49～p. 51）では県内全ての中学校との事業実施が可能となった。秋田県の3施設（p. 46～p. 48）では連携による事業展開によって事業の多様性が生まれている。

また、異なる設置主体で連携した九州の2施設（p. 40～p. 43）や行政機関と連携した施設（p. 38, p. 44）では、施設単独では実施が困難と思われる、青少年の課題に対応した事業を実施している。

その他、施設の規模を活かし、地方自治体、大学、地元組合など様々な団体と連携し、フォーラム等の開催によって青少年教育指導者同士の情報交換が活発に行われ、相互交流の拠点となった施設（p. 28）もある。

これらの連携では、相互補完的な連携により、青少年教育施設の機能を多方面に発揮するとともに、青少年教育施設の有効活用が実現している。

② 立地環境を活かした連携による青少年教育施設利用者の確保

都市近郊施設においては、都市ならではの立地を活かした事業・イベントやプログラムを実施した施設（p. 54）や、地域の日常的な活動の場として機能していることから、地域に出向いて連携を図るのではなく、施設利用者から情報を得て新たな事業を展開した施設（p. 56）など、都市近郊という環境を活かした運営を実施している施設がある。

また、地域が参画した施設運営を基礎に、大勢の参加者が集まるフォーラムを開催している施設（p. 26）、地元の主要産業と連携している施設（p. 32）、高原の立地環境を活かした事業展開を行っている施設（p. 34）、周りの施設と共同でイベントを実施する施設（p. 36）など、利用者が訪れるには必ずしも有利な条件ではない場所に立地していても、施設を取り巻く環境の特徴を活かした取り組みが行われている。

③ 地域の青少年教育環境の醸成を通じた新たな利用者層の獲得

広域的なイベントを通じて、施設の知名度向上を図っている施設（p. 30）や、地域の課題に対応した事業を、関連団体と連携して行うことにより、他の事業に参加する団体の増加を図った施設（p. 52）など、施設の知名度向上などによる新たな利用者層の開拓が促進されている。

(2) 円滑な地域連携のポイント

① 周辺環境の把握と活用

立地上の欠点を補うために、施設ではなく人口が多い場所でイベントを開催することによって、施設の知名度や利用者確保を進める事例（p. 31）や、施設周辺の社会教育施設との連携を推進し、地域産業の現状把握に努めている事例（p. 37）にみられるように、周辺環境を把握し、利用者への効果的な宣伝を行うことが円滑な地域連携のポイントとなる。

② 利用者や地域住民との日常的なコミュニケーションに基づく連携

旅館業を営む男性からの相談が契機となり新たな研修会の実施につながった事例（p. 33）や、施設利用者の希望を聞き、それをプログラムの形で取り入れている事例（p. 57）のように、日常的なコミュニケーションから、ニーズを把握している。事例の中では、協議会や運営委員会などの意見交換の場を設けるだけではなく、日常的な利用者とのコミュニケーションの重要性についての指摘もあり、施設職員の側から利用者とのコミュニケーションを積極的に行うことが、連携構築のポイントとなる。

③ 所長の施設運営方針の明確化（施設職員の連携に対する姿勢の共有）

組織図の中に地域連携チームを設ける（p. 26）、所長が積極的に渉外担当を担う（p. 32）といった事例においては、所長のリーダーシップにより、積極的な地域連携が進められている。地域連携を進めることの意義や方法が明確に位置付けられていることが、組織的・継続的な地域連携の促進のポイントとなる。

(3) 連携に関する課題

① 職員の連携に関する負担をどのように分散、軽減させるか

青少年教育施設の通常業務がある中、地域との連携を進めることは負担の増加につながる。所長が積極的に地域との関わりを進めようとする事例 (p. 32) など、閑散期にいかに関係の計画や実行を進めていくかがポイントとなる。

② 連携の継続性をどのように維持させるか

地域住民とコミュニケーションをとりつつ連携を進めることは、施設職員個人の力量に依存する側面が強く、職員が連携相手を見つける「マニュアル」などというものはない。そのため、手探りの状態で新たな連携相手を探している事例 (p. 33) や、上記①の課題と同様に通常業務との兼ね合いから十分な地域連携の関係構築ができない事例 (p. 31) などがある。また、連携を実行していた担当がいなくなることによって、連携が途絶える可能性もあり、継続的な連携の方策が求められる。

③ 連携相手の核となる人物をどのように探すか

連携相手候補と連携が円滑に進むためには、連携相手の施設、団体に窓口となる人物を探す必要がある。ただし、どのように探すか、円滑に進む方法は何か、というのは確立された方法はなく、手探りの状態である。

青少年教育施設を取り巻く環境は、少子化や人口減少に加え、青少年教育施設の予算の削減傾向や、施設の老朽化といった状況に直面している。そのような中で、上述のとおり地域連携は教育機能の向上や利用者の確保、地域の課題解決といった成果につながる可能性がある。一方で、各地域によって相互補完的で継続性をもった連携方法は様々である。今後、地域の抱える課題がさらに多様化、複雑化していく可能性を考慮しつつ、地域において青少年教育施設がどのような役割を果たすべきか、どのように地域と連携していくべきか、継続的に模索されるべきである。

【資料】

調査結果（青少年教育施設の基本情報及び地域連携活動事例調査）

【集計表の見方】

- ◇表中、「0」はその選択肢を選んだ施設がなかったことを示している。また、「0.0」は、小数点以下第2位を四捨五入の結果0.0%となったことを表す。
- ◇表のタイトルに「(複数回答)」とあるものは、2つ以上の選択肢を選ぶことができる質問の集計結果であることを示している。
- ◇表中のパーセントの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、単一回答の質問項目の場合も、その和が100.0%に一致しない場合がある。
- ◇各集計表のもととなった設問については、資料2の調査票（p. 121～131）を参照すること。ただし、表中では調査票の質問文を簡略化して表記している場合がある。
- ◇「合計」とは、当該質問項目に回答すべき施設数を表す。
- ◇本報告書では、各質問項目の合計の傾向（最も回答数が多かった項目など）を見た上で、合計が異なる設置主体について記述する。
- ◇複数回答の項目については、表のタイトルに「(複数回答)」と明記してある。また、複数回答の場合は、合計値は省略する。

(1) 設置者

設置者についてみると、全体では「市(区)」の割合が364施設(47.3%)と最も高くなっている。次いで「都道府県」(150施設、19.5%)、「町」(63施設、8.2%)の割合が高い。

本報告書では、設置主体を「国立」、「都道府県・政令指定都市立」、「市(区)立」、「町・村・組合」、「民間」(財団法人・社団法人、NPO法人、特別目的会社(PFI)、企業、その他)の、5つに区分し、集計結果をみていく。なお、「国立」、「都道府県・政令指定都市立」、「市(区)立」、「町・村・組合」の合計を「小計(国公立)」として示している。

表1-1 施設数

設置主体	施設数
国	28 (3.6)
都道府県	150 (19.5)
政令指定都市	45 (5.9)
市(区)	364 (47.3)
町	63 (8.2)
村	12 (1.6)
組合	3 (0.4)
財団法人・社団法人	33 (4.3)
NPO法人	3 (0.4)
特別目的会社(PFI)	0 (0.0)
企業	8 (1.0)
その他	60 (7.8)
合計	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

(2) 施設種別

施設種別についてみると、全体では「その他の青少年教育施設」(施設種別の説明についてはp.131を参照)の割合が495施設(64.4%)と最も高くなっている。

表1-2 施設種別

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
少年自然の家	14 (50.0)	74 (37.9)	76 (20.9)	4 (5.1)	5 (4.8)	168 (25.3)	173 (22.5)
青年の家(宿泊型)	13 (46.4)	29 (14.9)	29 (8.0)	8 (10.3)	2 (1.9)	79 (11.9)	81 (10.5)
青年の家(非宿泊型)	0 (0.0)	3 (1.5)	16 (4.4)	1 (1.3)	0 (0.0)	20 (3.0)	20 (2.6)
その他の青少年教育施設	1 (3.6)	89 (45.6)	243 (66.8)	65 (83.3)	97 (93.3)	398 (59.8)	495 (64.4)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

(3) 所管

所管についてみると、全体では「教育委員会が所管」の割合が491施設(77.1%)と最も高くなっている。

表1-3 所管

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	合計
教育委員会が所管	148 (75.9)	275 (75.5)	68 (87.2)	491 (77.1)
首長部局(知事・市(区)町村部局)が所管	44 (22.6)	82 (22.5)	10 (12.8)	136 (21.4)
無回答	3 (1.5)	7 (1.9)	0 (0.0)	10 (1.6)
合計	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	637 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

※ 所管については、「国」は文部科学省が所管しており、「民間」は所管がないため、ここでは、それ以外の637施設を対象としている。

(4) 設置年

施設の設置年についてみると、全体では「1971～1980年」の割合が239施設(31.1%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合では「1981～1990年」の割合が21施設(26.9%)と最も高くなっている。また、民間では「1991～2000年」の割合が23施設(22.1%)と最も高くなっている。

表1-4 設置年

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1960年以前	1 (3.6)	8 (4.1)	4 (1.1)	2 (2.6)	10 (9.6)	15 (2.3)	25 (3.3)
1961～1970年	6 (21.4)	29 (14.9)	43 (11.8)	10 (12.8)	13 (12.5)	88 (13.2)	101 (13.1)
1971～1980年	11 (39.3)	73 (37.4)	124 (34.1)	14 (17.9)	17 (16.3)	222 (33.4)	239 (31.1)
1981～1990年	9 (32.1)	38 (19.5)	82 (22.5)	21 (26.9)	12 (11.5)	150 (22.6)	162 (21.1)
1991～2000年	1 (3.6)	36 (18.5)	49 (13.5)	12 (15.4)	23 (22.1)	98 (14.7)	121 (15.7)
2001年以降	0 (0.0)	8 (4.1)	39 (10.7)	16 (20.5)	21 (20.2)	63 (9.5)	84 (10.9)
無回答	0 (0.0)	3 (1.5)	23 (6.3)	3 (3.8)	8 (7.7)	29 (4.4)	37 (4.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

(5) 面積

5-1. 建物延べ床面積

建物延べ床面積についてみると、全体では「2,000～5,000㎡未満」の割合が211施設(27.4%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「10,000㎡以上」の割合が28施設(100.0%)と最も高くなっている。また、町・村・組合では「500～1,000㎡未満」の割合が26施設(33.3%)と最も高くなっている。さらに、民間では「500㎡未満」の割合が50施設(48.1%)と最も高くなっている。

表1-5-1 建物延べ床面積

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
500㎡未満	0 (0.0)	4 (2.1)	71 (19.5)	23 (29.5)	50 (48.1)	98 (14.7)	148 (19.2)
500～1,000㎡未満	0 (0.0)	4 (2.1)	67 (18.4)	26 (33.3)	21 (20.2)	97 (14.6)	118 (15.3)
1,000～2,000㎡未満	0 (0.0)	21 (10.8)	74 (20.3)	13 (16.7)	4 (3.8)	108 (16.2)	112 (14.6)
2,000～5,000㎡未満	0 (0.0)	89 (45.6)	104 (28.6)	8 (10.3)	10 (9.6)	201 (30.2)	211 (27.4)
5,000～10,000㎡未満	0 (0.0)	58 (29.7)	25 (6.9)	3 (3.8)	2 (1.9)	86 (12.9)	88 (11.4)
10,000㎡以上	28 (100.0)	14 (7.2)	6 (1.6)	1 (1.3)	5 (4.8)	49 (7.4)	54 (7.0)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	17 (4.7)	4 (5.1)	12 (11.5)	26 (3.9)	38 (4.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

5-2. 敷地面積

敷地面積についてみると、全体では「2,500㎡未満」の割合が200施設(26.0%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「100,000～250,000㎡未満」の割合が19施設(67.9%)と最も高くなっている。また、都道府県・政令指定都市立では「25,000～100,000㎡未満」の割合が65施設(33.3%)と最も高くなっている。さらに市(区)立では「5,000～25,000㎡」の割合が105施設(28.8%)と最も高くなっている。

表1-5-2 敷地面積

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
2,500㎡未満	0 (0.0)	10 (5.1)	97 (26.6)	41 (52.6)	52 (50.0)	148 (22.3)	200 (26.0)
2,500～5,000㎡未満	0 (0.0)	12 (6.2)	55 (15.1)	12 (15.4)	14 (13.5)	79 (11.9)	93 (12.1)
5,000～25,000㎡未満	0 (0.0)	45 (23.1)	105 (28.8)	13 (16.7)	15 (14.4)	163 (24.5)	178 (23.1)
25,000～100,000㎡未満	1 (3.6)	65 (33.3)	51 (14.0)	4 (5.1)	9 (8.7)	121 (18.2)	130 (16.9)
100,000～250,000㎡未満	19 (67.9)	36 (18.5)	33 (9.1)	4 (5.1)	2 (1.9)	92 (13.8)	94 (12.2)
250,000㎡以上	8 (28.6)	22 (11.3)	10 (2.7)	1 (1.3)	5 (4.8)	41 (6.2)	46 (6.0)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	13 (3.6)	3 (3.8)	7 (6.7)	21 (3.2)	28 (3.6)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(6) 近隣の環境

6-1. 活動範囲の自然環境

活動範囲の自然環境についてみると、全体では「山」の割合が276施設(35.9%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合では「当てはまるものはない」の割合が40施設(51.3%)と最も高くなっている。

表1-6-1 活動範囲の自然環境

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
山	16 (57.1)	89 (45.6)	124 (34.1)	22 (28.2)	25 (24.0)	251 (37.7)	276 (35.9)
海	5 (17.9)	28 (14.4)	31 (8.5)	6 (7.7)	13 (12.5)	70 (10.5)	83 (10.8)
高原	3 (10.7)	9 (4.6)	18 (4.9)	2 (2.6)	11 (10.6)	32 (4.8)	43 (5.6)
河川	2 (7.1)	7 (3.6)	15 (4.1)	1 (1.3)	1 (1.0)	25 (3.8)	26 (3.4)
湖	0 (0.0)	8 (4.1)	1 (0.3)	2 (2.6)	3 (2.9)	11 (1.7)	14 (1.8)
その他	2 (7.1)	22 (11.3)	35 (9.6)	3 (3.8)	19 (18.3)	62 (9.3)	81 (10.5)
当てはまるものはない	0 (0.0)	26 (13.3)	118 (32.4)	40 (51.3)	19 (18.3)	184 (27.7)	203 (26.4)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	22 (6.0)	2 (2.6)	13 (12.5)	30 (4.5)	43 (5.6)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

6-2. 施設近隣の都市規模(半径50キロ以内)

分析対象とした769施設の、施設近隣の都市規模についてみると、全体では「町・村」の割合が475施設(61.8%)と最も高くなっている。次いで「人口10万人未満の都市(435施設、56.6%)」、「人口10万人以上30万人未満の都市(384施設、49.9%)」の順となっている。

表1-6-2 施設近隣の都市規模(半径50キロ以内) (複数回答)

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
特別区、政令指定都市	6 (21.4)	64 (32.8)	138 (37.9)	9 (11.5)	21 (20.2)	217 (32.6)	238 (30.9)
人口30万人以上の都市	12 (42.9)	70 (35.9)	148 (40.7)	14 (17.9)	19 (18.3)	244 (36.7)	263 (34.2)
人口10万人以上30万人未満の都市	18 (64.3)	95 (48.7)	204 (56.0)	30 (38.5)	37 (35.6)	347 (52.2)	384 (49.9)
人口10万人未満の都市	23 (82.1)	117 (60.0)	219 (60.2)	36 (46.2)	40 (38.5)	395 (59.4)	435 (56.6)
町・村	23 (82.1)	127 (65.1)	206 (56.6)	66 (84.6)	53 (51.0)	422 (63.5)	475 (61.8)
無回答	0 (0.0)	3 (1.5)	3 (0.8)	1 (1.3)	1 (1.0)	7 (1.1)	8 (1.0)

単位：施設 ()内は構成比

6-3. 近隣の青少年教育施設数（半径 50 キロ以内）

近隣の青少年教育施設数についてみると、全体では「1～2施設」の割合が213施設（27.7%）と最も高くなっている。

表 1-6-3 近隣の青少年教育施設数（半径 50 キロ以内）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ない	7 (25.0)	35 (17.9)	37 (10.2)	22 (28.2)	21 (20.2)	101 (15.2)	122 (15.9)
1～2施設	11 (39.3)	55 (28.2)	91 (25.0)	24 (30.8)	32 (30.8)	181 (27.2)	213 (27.7)
3～4施設	2 (7.1)	33 (16.9)	52 (14.3)	8 (10.3)	9 (8.7)	95 (14.3)	104 (13.5)
5～6施設	3 (10.7)	30 (15.4)	37 (10.2)	6 (7.7)	9 (8.7)	76 (11.4)	85 (11.1)
7～8施設	3 (10.7)	7 (3.6)	14 (3.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	24 (3.6)	25 (3.3)
9～10施設	0 (0.0)	14 (7.2)	28 (7.7)	6 (7.7)	6 (5.8)	48 (7.2)	54 (7.0)
11施設以上	2 (7.1)	17 (8.7)	52 (14.3)	7 (9.0)	5 (4.8)	78 (11.7)	83 (10.8)
無回答	0 (0.0)	4 (2.1)	53 (14.6)	5 (6.4)	21 (20.2)	62 (9.3)	83 (10.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(7) 利用者

7-1. 主な利用者

主な利用者についてみると、全体では「行政区域内の利用者が多い」の割合が526施設（68.4%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、民間では「行政区域外の利用者が多い」の割合が85施設（81.7%）と最も高くなっている。

表 1-7-1 主な利用者

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
行政区域内の利用者が多い	16 (57.1)	143 (73.3)	303 (83.2)	52 (66.7)	12 (11.5)	514 (77.3)	526 (68.4)
行政区域外の利用者が多い	12 (42.9)	52 (26.7)	55 (15.1)	24 (30.8)	85 (81.7)	143 (21.5)	228 (29.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.6)	2 (2.6)	7 (6.7)	8 (1.2)	15 (2.0)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

7-2. 利用団体の主な交通手段

7-2-1. 最も多い交通手段

利用団体の最も多い交通手段についてみると、全体では「自家用車」の割合が421施設（54.7%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立（20施設、71.4%）及び都道府県・政令指定都市立（86施設、44.1%）では「団体バス（貸切バス）」の割合が最も高くなっている。

表1-7-2-1 最も多い交通手段

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
自家用車	6 (21.4)	85 (43.6)	217 (59.6)	62 (79.5)	51 (49.0)	370 (55.6)	421 (54.7)
団体バス(貸切バス)	20 (71.4)	86 (44.1)	63 (17.3)	6 (7.7)	10 (9.6)	175 (26.3)	185 (24.1)
新幹線以外の鉄道	1 (3.6)	6 (3.1)	5 (1.4)	1 (1.3)	11 (10.6)	13 (2.0)	24 (3.1)
公共交通のバス	0 (0.0)	6 (3.1)	5 (1.4)	0 (0.0)	9 (8.7)	11 (1.7)	20 (2.6)
新幹線	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
タクシー	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	1 (3.6)	6 (3.1)	49 (13.5)	5 (6.4)	7 (6.7)	61 (9.2)	68 (8.8)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	25 (6.9)	4 (5.1)	15 (14.4)	35 (5.3)	50 (6.5)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

7-2-2. 2番目に多い交通手段

利用団体の2番目に多い交通手段についてみると、全体では「自家用車」の割合が229施設（29.8%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、市（区）立（87施設、23.9%）及び町・村・組合（23施設、29.5%）では「団体バス（貸切バス）」の割合が最も高くなっている。また、民間では「公共交通のバス」の割合が最も高くなっている（24施設、23.1%）。

表1-7-2-2 2番目に多い交通手段

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
自家用車	19 (67.9)	92 (47.2)	86 (23.6)	11 (14.1)	21 (20.2)	208 (31.3)	229 (29.8)
団体バス(貸切バス)	7 (25.0)	69 (35.4)	87 (23.9)	23 (29.5)	9 (8.7)	186 (28.0)	195 (25.4)
公共交通のバス	1 (3.6)	12 (6.2)	42 (11.5)	18 (23.1)	24 (23.1)	73 (11.0)	97 (12.6)
新幹線以外の鉄道	1 (3.6)	7 (3.6)	27 (7.4)	2 (2.6)	15 (14.4)	37 (5.6)	52 (6.8)
新幹線	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.8)	0 (0.0)	2 (1.9)	3 (0.5)	5 (0.7)
タクシー	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.6)	4 (0.5)
その他	0 (0.0)	7 (3.6)	51 (14.0)	12 (15.4)	14 (13.5)	70 (10.5)	84 (10.9)
無回答	0 (0.0)	8 (4.1)	64 (17.6)	12 (15.4)	19 (18.3)	84 (12.6)	103 (13.4)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

7-3. 半径10キロ以内にある交通機関

半径10キロ以内にある交通機関についてみると、全体では「路線バスのバス停」の割合が678施設（88.2%）と最も高くなっている。次いで「新幹線以外の鉄道の駅（482施設、62.7%）」、「高速道路のインターチェンジ（375施設、48.8%）」の順となっている。

表1-7-3 半径10キロ以内にある交通機関（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
路線バスのバス停	27 (96.4)	178 (91.3)	323 (88.7)	65 (83.3)	85 (81.7)	593 (89.2)	678 (88.2)
新幹線以外の鉄道の駅	9 (32.1)	130 (66.7)	252 (69.2)	25 (32.1)	66 (63.5)	416 (62.6)	482 (62.7)
高速道路のインターチェンジ	9 (32.1)	104 (53.3)	196 (53.8)	18 (23.1)	48 (46.2)	327 (49.2)	375 (48.8)
高速バスのバス停	7 (25.0)	62 (31.8)	122 (33.5)	18 (23.1)	34 (32.7)	209 (31.4)	243 (31.6)
港湾(船乗り場)	2 (7.1)	28 (14.4)	41 (11.3)	6 (7.7)	13 (12.5)	77 (11.6)	90 (11.7)
新幹線の駅	1 (3.6)	24 (12.3)	45 (12.4)	0 (0.0)	13 (12.5)	70 (10.5)	83 (10.8)
その他	3 (10.7)	14 (7.2)	25 (6.9)	9 (11.5)	6 (5.8)	51 (7.7)	57 (7.4)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	4 (1.1)	3 (3.8)	1 (1.0)	8 (1.2)	9 (1.2)

単位：施設（ ）内は構成比

(8) 職員

8-1. 施設の長(所長)の勤務形態

施設の長(所長)の勤務形態についてみると、全体では「常勤」の割合が487施設（63.3%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「兼務」の割合が最も高くなっている（44施設、56.4%）。

表1-8-1 施設の長(所長)の勤務形態

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
常勤	28 (100.0)	165 (84.6)	205 (56.3)	16 (20.5)	73 (70.2)	414 (62.3)	487 (63.3)
兼務	0 (0.0)	10 (5.1)	65 (17.9)	44 (56.4)	11 (10.6)	119 (17.9)	130 (16.9)
非常勤	0 (0.0)	14 (7.2)	48 (13.2)	7 (9.0)	2 (1.9)	69 (10.4)	71 (9.2)
その他	0 (0.0)	1 (0.5)	36 (9.9)	8 (10.3)	6 (5.8)	45 (6.8)	51 (6.6)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	10 (2.7)	3 (3.8)	12 (11.5)	18 (2.7)	30 (3.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

8-2. 施設の長（所長）になる前の職業

施設の長（所長）になる前の職業についてみると、全体では「行政職員」の割合が187施設（24.3%）と最も高くなっている。次いで「学校の教職員（174施設、22.6%）」、「教育委員会の職員（173施設、22.5%）」の順となっている。

表1-8-2 施設の長（所長）になる前の職業（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
行政職員	13 (46.4)	38 (19.5)	109 (29.9)	23 (29.5)	4 (3.8)	183 (27.5)	187 (24.3)
学校の教職員	8 (28.6)	90 (46.2)	62 (17.0)	8 (10.3)	6 (5.8)	168 (25.3)	174 (22.6)
教育委員会の職員	6 (21.4)	52 (26.7)	88 (24.2)	24 (30.8)	3 (2.9)	170 (25.6)	173 (22.5)
会社員	1 (3.6)	21 (10.8)	49 (13.5)	8 (10.3)	38 (36.5)	79 (11.9)	117 (15.2)
公益法人、NPO等の職員	1 (3.6)	27 (13.8)	24 (6.6)	1 (1.3)	10 (9.6)	53 (8.0)	63 (8.2)
他の青少年教育施設の職員	11 (39.3)	30 (15.4)	15 (4.1)	2 (2.6)	2 (1.9)	58 (8.7)	60 (7.8)
他の社会教育施設の職員	0 (0.0)	16 (8.2)	18 (4.9)	3 (3.8)	4 (3.8)	37 (5.6)	41 (5.3)
自営業	0 (0.0)	4 (2.1)	7 (1.9)	2 (2.6)	28 (26.9)	13 (2.0)	41 (5.3)
社会教育団体の職員	0 (0.0)	2 (1.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
わからない	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (2.2)	3 (3.8)	0 (0.0)	11 (1.7)	11 (1.4)
その他	0 (0.0)	5 (2.6)	30 (8.2)	8 (10.3)	11 (10.6)	43 (6.5)	54 (7.0)
無回答	1 (3.6)	4 (2.1)	35 (9.6)	6 (7.7)	15 (14.4)	46 (6.9)	61 (7.9)

単位：施設（ ）内は構成比

※ ここで表示されている「行政職員」とは、他の青少年教育施設の職員、他の社会教育施設の職員、学校の教職員、及び教育委員会の職員、を除いた行政職に従事していた者を指している。

8-3. 職員数

8-3-1. 常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数

所長を除く常勤職員のうち指導系職員の人数についてみると、全体では「1～5人」の割合が325施設（42.3%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「6～10人」の割合が最も高くなっている（22施設、78.6%）。

表1-8-3-1 常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
いない(0人)	0 (0.0)	9 (4.6)	102 (28.0)	34 (43.6)	13 (12.5)	145 (21.8)	158 (20.5)
1～5人	4 (14.3)	112 (57.4)	150 (41.2)	24 (30.8)	35 (33.7)	290 (43.6)	325 (42.3)
6～10人	22 (78.6)	47 (24.1)	19 (5.2)	0 (0.0)	8 (7.7)	88 (13.2)	96 (12.5)
11～15人	2 (7.1)	11 (5.6)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	16 (2.4)	17 (2.2)
16～20人	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
21人以上	0 (0.0)	5 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.8)	5 (0.7)
無回答	0 (0.0)	11 (5.6)	90 (24.7)	20 (25.6)	46 (44.2)	121 (18.2)	167 (21.7)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

8-3-2. 常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数

所長を除く常勤職員のうち非指導系職員の人数についてみると、全体では「1～5人」の割合が372施設(48.4%)と最も高くなっている。

表1-8-3-2 常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
いない(0人)	1 (3.6)	22 (11.3)	93 (25.5)	27 (34.6)	15 (14.4)	143 (21.5)	158 (20.5)
1～5人	17 (60.7)	137 (70.3)	153 (42.0)	31 (39.7)	34 (32.7)	338 (50.8)	372 (48.4)
6～10人	9 (32.1)	12 (6.2)	15 (4.1)	0 (0.0)	1 (1.0)	36 (5.4)	37 (4.8)
11～15人	1 (3.6)	1 (0.5)	4 (1.1)	0 (0.0)	3 (2.9)	6 (0.9)	9 (1.2)
16～20人	0 (0.0)	2 (1.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (1.0)	3 (0.5)	4 (0.5)
21人以上	0 (0.0)	2 (1.0)	2 (0.5)	1 (1.3)	1 (1.0)	5 (0.8)	6 (0.8)
無回答	0 (0.0)	19 (9.7)	96 (26.4)	19 (24.4)	49 (47.1)	134 (20.2)	183 (23.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

8-3-3. 非常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数

所長を除く非常勤職員のうち指導系職員の人数についてみると、全体では「いない(0人)」の割合が269施設(35.0%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「1～5人」の割合が最も高くなっている(19施設、67.9%)。

表1-8-3-3 非常勤職員（所長を除く）のうち、指導系職員の人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
いない(0人)	8 (28.6)	76 (39.0)	127 (34.9)	39 (50.0)	19 (18.3)	250 (37.6)	269 (35.0)
1～5人	19 (67.9)	57 (29.2)	99 (27.2)	9 (11.5)	11 (10.6)	184 (27.7)	195 (25.4)
6～10人	1 (3.6)	7 (3.6)	9 (2.5)	1 (1.3)	0 (0.0)	18 (2.7)	18 (2.3)
11～15人	0 (0.0)	1 (0.5)	3 (0.8)	1 (1.3)	0 (0.0)	5 (0.8)	5 (0.7)
16～20人	0 (0.0)	2 (1.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
21人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
無回答	0 (0.0)	52 (26.7)	124 (34.1)	28 (35.9)	74 (71.2)	204 (30.7)	278 (36.2)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

8-3-4. 非常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数

所長を除く非常勤職員のうち非指導系職員の人数についてみると、全体では「1～5人」の割合が274施設（35.6%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（34施設、43.6%）及び民間（16施設、15.4%）は「いない（0人）」の割合が最も高くなっている。

表1-8-3-4 非常勤職員（所長を除く）のうち、非指導系職員の人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
いない(0人)	0 (0.0)	55 (28.2)	94 (25.8)	34 (43.6)	16 (15.4)	183 (27.5)	199 (25.9)
1～5人	14 (50.0)	80 (41.0)	146 (40.1)	20 (25.6)	14 (13.5)	260 (39.1)	274 (35.6)
6～10人	13 (46.4)	10 (5.1)	24 (6.6)	2 (2.6)	3 (2.9)	49 (7.4)	52 (6.8)
11～15人	0 (0.0)	5 (2.6)	4 (1.1)	0 (0.0)	1 (1.0)	9 (1.4)	10 (1.3)
16～20人	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.6)	0 (0.0)	1 (1.0)	6 (0.9)	7 (0.9)
21人以上	1 (3.6)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
無回答	0 (0.0)	44 (22.6)	90 (24.7)	22 (28.2)	69 (66.3)	156 (23.5)	225 (29.3)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(9) 指定管理者制度

9-1. 指定管理者制度導入の有無

指定管理者制度導入の有無についてみると、全体では「導入されていない」の割合が353施設（55.4%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、都道府県・政令指定都市立は「導入されている」の割合が最も高くなっている（128施設、65.6%）。

表1-9-1 指定管理者制度導入の有無

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	合計
導入されている	128 (65.6)	135 (37.1)	16 (20.5)	279 (43.8)
導入されていない	67 (34.4)	225 (61.8)	61 (78.2)	353 (55.4)
無回答	0 (0.0)	4 (1.1)	1 (1.3)	5 (0.8)
合計	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	637 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

- ※ 指定管理者制度は公立施設が制度の対象となるため、公立施設（637施設）を対象として集計している。
- ※ 指定管理者制度とは、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理を民間の能力を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度のこと。平成15年に地方自治法の一部が改正され、制度の導入が始まった。

（参考）地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

9-2. 指定管理を受けている機関・団体の種別

「9-1」で「導入されている」と回答した279施設について、指定管理を受けている機関・団体の種別をみると、全体では「一般財団・社団法人、公営財団・社団法人」の割合が106施設（38.0%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「その他」（青年団、観光協会など）の割合が最も高くなっている（6施設、37.5%）。

表1-9-2 指定管理を受けている機関・団体の種別

	都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		合計	
	一般財団・社団法人、公益財団・社団法人	57	(44.5)	46	(34.1)	3	(18.8)	106
企業(商法法人)	34	(26.6)	43	(31.9)	2	(12.5)	79	(28.3)
NPO法人	17	(13.3)	16	(11.9)	2	(12.5)	35	(12.5)
任意団体(法人格なし)	4	(3.1)	18	(13.3)	3	(18.8)	25	(9.0)
その他	16	(12.5)	12	(8.9)	6	(37.5)	34	(12.2)
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
合計	128	(100.0)	135	(100.0)	16	(100.0)	279	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

9-3. 指定管理者制度を最初に導入した時期

9-3-1. 導入年

「9-1」で「導入されている」と回答した279施設について、指定管理者制度を最初に導入した時期（年）をみると、全体では「2006年」の割合が101施設（36.2%）と最も高くなっている。

表1-9-3-1 導入年

	都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		合計	
	2003年	3	(2.3)	6	(4.4)	2	(12.5)	11
2004年	2	(1.6)	4	(3.0)	2	(12.5)	8	(2.9)
2005年	5	(3.9)	11	(8.1)	1	(6.3)	17	(6.1)
2006年	53	(41.4)	45	(33.3)	3	(18.8)	101	(36.2)
2007年	9	(7.0)	10	(7.4)	2	(12.5)	21	(7.5)
2008年	12	(9.4)	7	(5.2)	1	(6.3)	20	(7.2)
2009年	7	(5.5)	14	(10.4)	1	(6.3)	22	(7.9)
2010年	11	(8.6)	9	(6.7)	0	(0.0)	20	(7.2)
2011年	11	(8.6)	5	(3.7)	2	(12.5)	18	(6.5)
2012年	3	(2.3)	2	(1.5)	1	(6.3)	6	(2.2)
2013年	2	(1.6)	6	(4.4)	0	(0.0)	8	(2.9)
2014年	2	(1.6)	4	(3.0)	1	(6.3)	7	(2.5)
2015年	2	(1.6)	4	(3.0)	0	(0.0)	6	(2.2)
2016年	5	(3.9)	1	(0.7)	0	(0.0)	6	(2.2)
無回答	1	(0.8)	7	(5.2)	0	(0.0)	8	(2.9)
合計	128	(100.0)	135	(100.0)	16	(100.0)	279	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

9-3-2. 導入した月

「9-1」で「導入されている」と回答した279施設について、指定管理者制度を最初に導入した時期（月）をみると、全体では「4月」の割合が233施設（83.5%）と最も高くなっている。

表1-9-3-2 導入した月

	都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		合計	
	1月	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0
2月	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
3月	1	(0.8)	1	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.7)
4月	118	(92.2)	106	(78.5)	9	(56.3)	233	(83.5)
5月	0	(0.0)	1	(0.7)	0	(0.0)	1	(0.4)
6月	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
7月	1	(0.8)	3	(2.2)	2	(12.5)	6	(2.2)
8月	2	(1.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.7)
9月	0	(0.0)	3	(2.2)	1	(6.3)	4	(1.4)
10月	1	(0.8)	1	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.7)
11月	1	(0.8)	1	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.7)
12月	2	(1.6)	1	(0.7)	0	(0.0)	3	(1.1)
無回答	2	(1.6)	18	(13.3)	4	(25.0)	24	(8.6)
合計	128	(100.0)	135	(100.0)	16	(100.0)	279	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

9-4. 現在の指定管理者の契約期間年数

「9-1」で「導入されている」と回答した279施設について、現在の指定管理者の契約期間年数をみると、全体では「5年間」の割合が176施設（63.1%）と最も高くなっている。

表1-9-4 現在の指定管理者の契約期間年数

	都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		合計	
	1年間	2	(1.6)	2	(1.5)	1	(6.3)	5
2年間	2	(1.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.7)
3年間	24	(18.8)	19	(14.1)	6	(37.5)	49	(17.6)
4年間	16	(12.5)	8	(5.9)	1	(6.3)	25	(9.0)
5年間	75	(58.6)	94	(69.6)	7	(43.8)	176	(63.1)
6年間	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
7年間	1	(0.8)	1	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.7)
8年間	2	(1.6)	4	(3.0)	0	(0.0)	6	(2.2)
9年間	0	(0.0)	1	(0.7)	0	(0.0)	1	(0.4)
10年間以上	6	(4.7)	3	(2.2)	1	(6.3)	10	(3.6)
無回答	0	(0.0)	3	(2.2)	0	(0.0)	3	(1.1)
合計	128	(100.0)	135	(100.0)	16	(100.0)	279	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

9-5. 指定管理料

「9-1」で「導入されている」と回答した 279 施設について、指定管理料をみると、全体では「5,000 万円未満」の割合が 162 施設 (58.1%) と最も高くなっている。

表 1-9-5 指定管理料

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	合計
5,000万円未満	52 (40.6)	95 (70.4)	15 (93.8)	162 (58.1)
5,000万～1億円未満	49 (38.3)	16 (11.9)	1 (6.3)	66 (23.7)
1億～1億5,000万円未満	12 (9.4)	7 (5.2)	0 (0.0)	19 (6.8)
1億5,000万～2億円未満	3 (2.3)	1 (0.7)	0 (0.0)	4 (1.4)
2億～2億5,000万円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2億5,000万円以上	3 (2.3)	2 (1.5)	0 (0.0)	5 (1.8)
無回答	9 (7.0)	14 (10.4)	0 (0.0)	23 (8.2)
合計	128 (100.0)	135 (100.0)	16 (100.0)	279 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

9-6. 指定管理者制度導入後の利用者数の変化

「9-1」で「導入されている」と回答した 279 施設について、指定管理者制度導入後の利用者数の変化をみると、全体では「増えている」の割合が 165 施設 (59.1%) と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「変わらない」の割合が最も高くなっている (8 施設、50.0%)。

表 1-9-6 指定管理者制度導入後の利用者数の変化

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	合計
増えている	79 (61.7)	81 (60.0)	5 (31.3)	165 (59.1)
減っている	17 (13.3)	17 (12.6)	2 (12.5)	36 (12.9)
変わらない	28 (21.9)	36 (26.7)	8 (50.0)	72 (25.8)
無回答	4 (3.1)	1 (0.7)	1 (6.3)	6 (2.2)
合計	128 (100.0)	135 (100.0)	16 (100.0)	279 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

9-7. 指定管理者制度導入後の年間予算の変化

「9-1」で「導入されている」と回答した279施設について、指定管理者制度導入後の年間予算の変化をみると、全体では「減っている」の割合が126施設（45.2%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「変わらない」の割合が最も高くなっている（9施設、56.3%）。

表1-9-7 指定管理者制度導入後の年間予算の変化

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	合計
増えている	32 (25.0)	29 (21.5)	3 (18.8)	64 (22.9)
減っている	66 (51.6)	57 (42.2)	3 (18.8)	126 (45.2)
変わらない	27 (21.1)	46 (34.1)	9 (56.3)	82 (29.4)
無回答	3 (2.3)	3 (2.2)	1 (6.3)	7 (2.5)
合計	128 (100.0)	135 (100.0)	16 (100.0)	279 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

9-8. 指定管理者制度導入の予定

「9-1」で「導入されていない」と回答した353施設について、指定管理制度者導入の予定をみると、全体では「導入される予定はない」の割合が270施設（76.5%）と最も高くなっている。

表1-9-8 指定管理者制度導入の予定

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	合計
導入される予定	3 (4.5)	4 (1.8)	0 (0.0)	7 (2.0)
導入が検討されている	11 (16.4)	42 (18.7)	2 (3.3)	55 (15.6)
導入される予定はない	50 (74.6)	168 (74.7)	52 (85.2)	270 (76.5)
無回答	3 (4.5)	11 (4.9)	7 (11.5)	21 (5.9)
合計	67 (100.0)	225 (100.0)	61 (100.0)	353 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(10) 運営状況の評価

10-1. 運営状況の自己評価実施の有無

運営状況の自己評価実施の有無についてみると、全体では「実施している」の割合が475施設(61.8%)と高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合(41施設、52.6%)、及び民間(60施設、57.7%)は「実施していない」の割合が高くなっている。

表1-10-1 運営状況の自己評価実施の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
実施している	28 (100.0)	156 (80.0)	222 (61.0)	35 (44.9)	34 (32.7)	441 (66.3)	475 (61.8)
実施していない	0 (0.0)	32 (16.4)	128 (35.2)	41 (52.6)	60 (57.7)	201 (30.2)	261 (33.9)
無回答	0 (0.0)	7 (3.6)	14 (3.8)	2 (2.6)	10 (9.6)	23 (3.5)	33 (4.3)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

10-2. 運営状況の外部評価実施の有無

運営状況の外部評価実施の有無についてみると、全体では「実施していない」の割合が404施設(52.5%)と高くなっている。設置主体別にみると、国立(28施設、100.0%)及び都道府県・政令指定都市立(121施設、62.1%)は「実施している」の割合が高くなっている。

表1-10-2 運営状況の外部評価実施の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
実施している	28 (100.0)	121 (62.1)	142 (39.0)	23 (29.5)	18 (17.3)	314 (47.2)	332 (43.2)
実施していない	0 (0.0)	70 (35.9)	206 (56.6)	54 (69.2)	74 (71.2)	330 (49.6)	404 (52.5)
無回答	0 (0.0)	4 (2.1)	16 (4.4)	1 (1.3)	12 (11.5)	21 (3.2)	33 (4.3)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

10-3. 運営状況の評価結果の公表の有無

運営状況の評価結果の公表の有無についてみると、全体では「公表していない」の割合が384施設（49.9%）と高くなっている。国公立だけでみると、「公表している」の割合が高くなっている（329施設、49.5%）。設置主体別にみると、国立（28施設、100.0%）及び都道府県・政令指定都市立（109施設、55.9%）は「公表している」の割合が高くなっている。

表1-10-3 運営状況の評価結果の公表の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
公表している	28 (100.0)	109 (55.9)	169 (46.4)	23 (29.5)	17 (16.3)	329 (49.5)	346 (45.0)
公表していない	0 (0.0)	82 (42.1)	174 (47.8)	52 (66.7)	76 (73.1)	308 (46.3)	384 (49.9)
無回答	0 (0.0)	4 (2.1)	21 (5.8)	3 (3.8)	11 (10.6)	28 (4.2)	39 (5.1)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(11) 開館状況

11-1. 年間開館日数

年間開館日数についてみると、全体では「301～350日」の割合が318施設（41.4%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「201～300日」の割合が最も高くなっている（23施設、29.5%）。また、民間は「351日以上」の割合が最も高くなっている（29施設、27.9%）。

表1-11-1 年間開館日数

	国(独立行政法 人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
351日以上	8 (28.6)	55 (28.2)	81 (22.3)	14 (17.9)	29 (27.9)	158 (23.8)	187 (24.3)
301～350日	20 (71.4)	109 (55.9)	143 (39.3)	21 (26.9)	25 (24.0)	293 (44.1)	318 (41.4)
201～300日	0 (0.0)	22 (11.3)	102 (28.0)	23 (29.5)	19 (18.3)	147 (22.1)	166 (21.6)
101～200日	0 (0.0)	2 (1.0)	16 (4.4)	4 (5.1)	8 (7.7)	22 (3.3)	30 (3.9)
100日以下	0 (0.0)	1 (0.5)	6 (1.6)	9 (11.5)	2 (1.9)	16 (2.4)	18 (2.3)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	16 (4.4)	7 (9.0)	21 (20.2)	29 (4.4)	50 (6.5)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

11-2. 年間利用日数

年間利用日数についてみると、全体では「201～300日」の割合が249施設（32.4%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「301～350日」の割合が最も高くなっている（26施設、92.9%）。

表1-11-2 年間利用日数

	国(独立行政法人)	都道府県・政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
351日以上	1 (3.6)	20 (10.3)	26 (7.1)	2 (2.6)	10 (9.6)	49 (7.4)	59 (7.7)
301～350日	26 (92.9)	57 (29.2)	73 (20.1)	11 (14.1)	13 (12.5)	167 (25.1)	180 (23.4)
201～300日	1 (3.6)	86 (44.1)	109 (29.9)	22 (28.2)	31 (29.8)	218 (32.8)	249 (32.4)
101～200日	0 (0.0)	20 (10.3)	79 (21.7)	21 (26.9)	29 (27.9)	120 (18.0)	149 (19.4)
100日以下	0 (0.0)	6 (3.1)	57 (15.7)	18 (23.1)	6 (5.8)	81 (12.2)	87 (11.3)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	20 (5.5)	4 (5.1)	15 (14.4)	30 (4.5)	45 (5.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

11-3. 休館日

休館日についてみると、全体では「原則として決まった曜日」の割合が285施設（37.1%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「その他」の割合が最も高くなっている（28施設、100.0%）。また、民間では「不定期」の割合が最も高くなっている（49施設、47.1%）。

表1-11-3 休館日

	国	都道府県・政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
原則として決まった曜日	0 (0.0)	86 (44.1)	162 (44.5)	28 (35.9)	9 (8.7)	276 (41.5)	285 (37.1)
年末年始	0 (0.0)	50 (25.6)	79 (21.7)	20 (25.6)	16 (15.4)	149 (22.4)	165 (21.5)
不定期	0 (0.0)	10 (5.1)	13 (3.6)	9 (11.5)	49 (47.1)	32 (4.8)	81 (10.5)
季節限定	0 (0.0)	2 (1.0)	20 (5.5)	5 (6.4)	7 (6.7)	27 (4.1)	34 (4.4)
祝日	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.1)	1 (1.3)	1 (1.0)	5 (0.8)	6 (0.8)
その他	28 (100.0)	45 (23.1)	81 (22.3)	15 (19.2)	15 (14.4)	169 (25.4)	184 (23.9)
無回答	0 (0.0)	2 (1.0)	5 (1.4)	0 (0.0)	7 (6.7)	7 (1.1)	14 (1.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(12) 年間予算

12-1. 年間予算

年間予算についてみると、全体では「500万円未満」の割合が157施設(20.4%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「1億5,000万円以上」の割合が最も高くなっている(28施設、100.0%)。また、都道府県・政令指定都市立は「5,000～1億円未満」の割合が最も高くなっている(72施設、36.9%)。

表1-12-1 年間予算

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
500万円未満	0 (0.0)	3 (1.5)	73 (20.1)	36 (46.2)	45 (43.3)	112 (16.8)	157 (20.4)
500～1,000万円未満	0 (0.0)	5 (2.6)	52 (14.3)	15 (19.2)	20 (19.2)	72 (10.8)	92 (12.0)
1,000～2,500万円未満	0 (0.0)	11 (5.6)	73 (20.1)	15 (19.2)	6 (5.8)	99 (14.9)	105 (13.7)
2,500～5,000万円未満	0 (0.0)	42 (21.5)	62 (17.0)	3 (3.8)	6 (5.8)	107 (16.1)	113 (14.7)
5,000～1億円未満	0 (0.0)	72 (36.9)	66 (18.1)	5 (6.4)	13 (12.5)	143 (21.5)	156 (20.3)
1億～1億5,000万円未満	0 (0.0)	34 (17.4)	23 (6.3)	1 (1.3)	4 (3.8)	58 (8.7)	62 (8.1)
1億5,000万円以上	28 (100.0)	22 (11.3)	7 (1.9)	2 (2.6)	2 (1.9)	59 (8.9)	61 (7.9)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	8 (2.2)	1 (1.3)	8 (7.7)	15 (2.3)	23 (3.0)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

12-2. 事業(イベント)の年間経費

事業(イベント)の年間経費についてみると、全体では「予算はない」の割合が221施設(28.7%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「1,000万円以上」の割合が最も高くなっている(28施設、100.0%)。また、都道府県・政令指定都市立は「100～250万円未満」の割合が最も高くなっている(55施設、28.2%)。

表1-12-2 事業(イベント)の年間経費

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
予算はない	0 (0.0)	14 (7.2)	118 (32.4)	41 (52.6)	48 (46.2)	173 (26.0)	221 (28.7)
50万円未満	0 (0.0)	26 (13.3)	76 (20.9)	12 (15.4)	15 (14.4)	114 (17.1)	129 (16.8)
50～100万円未満	0 (0.0)	27 (13.8)	45 (12.4)	7 (9.0)	6 (5.8)	79 (11.9)	85 (11.1)
100～250万円未満	0 (0.0)	55 (28.2)	43 (11.8)	2 (2.6)	8 (7.7)	100 (15.0)	108 (14.0)
250～500万円未満	0 (0.0)	29 (14.9)	31 (8.5)	4 (5.1)	5 (4.8)	64 (9.6)	69 (9.0)
500～1,000万円未満	0 (0.0)	20 (10.3)	20 (5.5)	6 (7.7)	2 (1.9)	46 (6.9)	48 (6.2)
1,000万円以上	28 (100.0)	14 (7.2)	21 (5.8)	2 (2.6)	7 (6.7)	65 (9.8)	72 (9.4)
無回答	0 (0.0)	10 (5.1)	10 (2.7)	4 (5.1)	13 (12.5)	24 (3.6)	37 (4.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

12-3. 施設の利用や活動に関わる収入

12-3-1. 施設使用料

施設使用料についてみると、全体では「1,000万円以上」の割合が160施設(20.8%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、市(区)立は「ない」の割合が最も高くなっている(82施設、22.5%)。また、町・村・組合は「50万円未満」の割合が最も高くなっている(26施設、33.3%)。

表1-12-3-1 施設使用料

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ない	0 (0.0)	18 (9.2)	82 (22.5)	18 (23.1)	15 (14.4)	118 (17.7)	133 (17.3)
50万円未満	0 (0.0)	9 (4.6)	58 (15.9)	26 (33.3)	11 (10.6)	93 (14.0)	104 (13.5)
50~100万円未満	0 (0.0)	12 (6.2)	30 (8.2)	9 (11.5)	3 (2.9)	51 (7.7)	54 (7.0)
100~250万円未満	0 (0.0)	22 (11.3)	48 (13.2)	9 (11.5)	9 (8.7)	79 (11.9)	88 (11.4)
250~500万円未満	0 (0.0)	22 (11.3)	36 (9.9)	3 (3.8)	4 (3.8)	61 (9.2)	65 (8.5)
500~1,000万円未満	5 (17.9)	28 (14.4)	28 (7.7)	3 (3.8)	8 (7.7)	64 (9.6)	72 (9.4)
1,000万円以上	23 (82.1)	71 (36.4)	42 (11.5)	6 (7.7)	18 (17.3)	142 (21.4)	160 (20.8)
無回答	0 (0.0)	13 (6.7)	40 (11.0)	4 (5.1)	36 (34.6)	57 (8.6)	93 (12.1)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

12-3-2. 寄附金

寄附金についてみると、全体では「ない」の割合が520施設(67.6%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「50万円未満」の割合が最も高くなっている(14施設、50.0%)。

表1-12-3-2 寄附金

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ない	1 (3.6)	155 (79.5)	258 (70.9)	57 (73.1)	49 (47.1)	471 (70.8)	520 (67.6)
50万円未満	14 (50.0)	3 (1.5)	5 (1.4)	0 (0.0)	3 (2.9)	22 (3.3)	25 (3.3)
50~100万円未満	6 (21.4)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.1)	7 (0.9)
100~250万円未満	3 (10.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
250~500万円未満	2 (7.1)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	2 (1.9)	3 (0.5)	5 (0.7)
500~1,000万円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
1,000万円以上	2 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	2 (0.3)	3 (0.4)
無回答	0 (0.0)	37 (19.0)	99 (27.2)	21 (26.9)	48 (46.2)	157 (23.6)	205 (26.7)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

12-3-3. 受託事業等収入

受託事業等収入についてみると、全体では「ない」の割合が448施設（58.3%）と最も高くなっている。

表1-12-3-3 受託事業等収入

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
ない	15	(53.6)	116	(59.5)	221	(60.7)	50	(64.1)	46	(44.2)	402	(60.5)	448	(58.3)
50万円未満	2	(7.1)	7	(3.6)	9	(2.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	18	(2.7)	18	(2.3)
50～100万円未満	1	(3.6)	2	(1.0)	9	(2.5)	2	(2.6)	1	(1.0)	14	(2.1)	15	(2.0)
100～250万円未満	5	(17.9)	6	(3.1)	5	(1.4)	1	(1.3)	3	(2.9)	17	(2.6)	20	(2.6)
250～500万円未満	1	(3.6)	3	(1.5)	5	(1.4)	0	(0.0)	1	(1.0)	9	(1.4)	10	(1.3)
500～1,000万円未満	3	(10.7)	1	(0.5)	3	(0.8)	2	(2.6)	0	(0.0)	9	(1.4)	9	(1.2)
1,000万円以上	1	(3.6)	23	(11.8)	15	(4.1)	3	(3.8)	6	(5.8)	42	(6.3)	48	(6.2)
無回答	0	(0.0)	37	(19.0)	97	(26.6)	20	(25.6)	47	(45.2)	154	(23.2)	201	(26.1)
合計	28	(100.0)	195	(100.0)	364	(100.0)	78	(100.0)	104	(100.0)	665	(100.0)	769	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

12-3-4. その他

その他の収入（自主事業収入、営業収入、財産貸付料収入、雑収入等）についてみると、全体では「ない」の割合が366施設（47.6%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「250～500万円未満」の割合が最も高くなっている（14施設、50.0%）。

表1-12-3-4 その他

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
ない	0	(0.0)	104	(53.3)	183	(50.3)	47	(60.3)	32	(30.8)	334	(50.2)	366	(47.6)
50万円未満	0	(0.0)	21	(10.8)	32	(8.8)	3	(3.8)	1	(1.0)	56	(8.4)	57	(7.4)
50～100万円未満	0	(0.0)	7	(3.6)	10	(2.7)	2	(2.6)	1	(1.0)	19	(2.9)	20	(2.6)
100～250万円未満	12	(42.9)	5	(2.6)	11	(3.0)	1	(1.3)	3	(2.9)	29	(4.4)	32	(4.2)
250～500万円未満	14	(50.0)	2	(1.0)	4	(1.1)	0	(0.0)	3	(2.9)	20	(3.0)	23	(3.0)
500～1,000万円未満	1	(3.6)	1	(0.5)	4	(1.1)	0	(0.0)	2	(1.9)	6	(0.9)	8	(1.0)
1,000万円以上	1	(3.6)	11	(5.6)	8	(2.2)	1	(1.3)	4	(3.8)	21	(3.2)	25	(3.3)
無回答	0	(0.0)	44	(22.6)	112	(30.8)	24	(30.8)	58	(55.8)	180	(27.1)	238	(30.9)
合計	28	(100.0)	195	(100.0)	364	(100.0)	78	(100.0)	104	(100.0)	665	(100.0)	769	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(13) 利用形態と宿泊施設

13-1. 日帰り・宿泊利用の有無

日帰り・宿泊利用の有無についてみると、全体では「宿泊利用と日帰り利用が可能」の割合が474施設(61.6%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、民間は「宿泊利用のみ可能」の割合が最も高くなっている(60施設、57.7%)。

表1-13-1 日帰り・宿泊利用の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
宿泊利用と日帰り利用が可能	28 (100.0)	170 (87.2)	204 (56.0)	38 (48.7)	34 (32.7)	440 (66.2)	474 (61.6)
日帰り利用のみ可能	0 (0.0)	15 (7.7)	130 (35.7)	32 (41.0)	3 (2.9)	177 (26.6)	180 (23.4)
宿泊利用のみ可能	0 (0.0)	5 (2.6)	14 (3.8)	3 (3.8)	60 (57.7)	22 (3.3)	82 (10.7)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	16 (4.4)	5 (6.4)	7 (6.7)	26 (3.9)	33 (4.3)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

13-2. 宿泊施設の有無と定員

13-2-1. 宿泊室の有無

「13-1」で「宿泊利用と日帰り利用が可能」及び「宿泊利用のみ可能」と回答した556施設について、宿泊室の有無をみると、全体では「ある」の割合が506施設(91.0%)と高くなっている。

表1-13-2-1 宿泊室の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ある	28 (100.0)	171 (97.7)	184 (84.4)	36 (87.8)	87 (92.6)	419 (90.7)	506 (91.0)
ない	0 (0.0)	3 (1.7)	30 (13.8)	5 (12.2)	0 (0.0)	38 (8.2)	38 (6.8)
無回答	0 (0.0)	1 (0.6)	4 (1.8)	0 (0.0)	7 (7.4)	5 (1.1)	12 (2.2)
合計	28 (100.0)	175 (100.0)	218 (100.0)	41 (100.0)	94 (100.0)	462 (100.0)	556 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

13-2-2. 宿泊室の定員

「13-2-1」で「ある」と回答した506施設について、宿泊室の定員をみると、全体では「100人未満」の割合が189施設(37.4%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「400人以上」の割合が最も高くなっている(19施設、67.9%)。また、都道府県・政令指定都市は「200~300人未満」の割合が最も高くなっている(64施設、37.4%)。

表1-13-2-2 宿泊室の定員

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
100人未満	0 (0.0)	14 (8.2)	85 (46.2)	23 (63.9)	67 (77.0)	122 (29.1)	189 (37.4)
100~200人未満	1 (3.6)	53 (31.0)	34 (18.5)	5 (13.9)	7 (8.0)	93 (22.2)	100 (19.8)
200~300人未満	0 (0.0)	64 (37.4)	49 (26.6)	5 (13.9)	6 (6.9)	118 (28.2)	124 (24.5)
300~400人未満	8 (28.6)	27 (15.8)	5 (2.7)	0 (0.0)	1 (1.1)	40 (9.5)	41 (8.1)
400人以上	19 (67.9)	13 (7.6)	3 (1.6)	0 (0.0)	3 (3.4)	35 (8.4)	38 (7.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (4.3)	3 (8.3)	3 (3.4)	11 (2.6)	14 (2.8)
合計	28 (100.0)	171 (100.0)	184 (100.0)	36 (100.0)	87 (100.0)	419 (100.0)	506 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

13-2-3. バンガロー、キャビン、ロッジの有無

「13-1」で「宿泊利用と日帰り利用が可能」及び「宿泊利用のみ可能」と回答した556施設について、バンガロー、キャビン、ロッジの有無をみると、全体では「ない」の割合が371施設(66.7%)と高くなっている。

表1-13-2-3 バンガロー、キャビン、ロッジの有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ある	10 (35.7)	32 (18.3)	48 (22.0)	5 (12.2)	6 (6.4)	95 (20.6)	101 (18.2)
ない	18 (64.3)	133 (76.0)	147 (67.4)	30 (73.2)	43 (45.7)	328 (71.0)	371 (66.7)
無回答	0 (0.0)	10 (5.7)	23 (10.6)	6 (14.6)	45 (47.9)	39 (8.4)	84 (15.1)
合計	28 (100.0)	175 (100.0)	218 (100.0)	41 (100.0)	94 (100.0)	462 (100.0)	556 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

13-2-4. バンガロー、キャビン、ロッジの定員

「13-2-3」でバンガロー、キャビン、ロッジが「ある」と回答した101施設について、バンガロー、キャビン、ロッジの定員をみると、全体では「50人未満」の割合が35施設（34.7%）と最も高くなっている。国公立だけでみると、「50～100人未満」の割合が最も高くなっている（32施設、33.7%）。設置主体別にみると、都道府県・政令指定都市立（11施設、34.4%）及び市（区）立（19施設、39.6%）は「50～100人未満」の割合が最も高くなっている。

表1-13-2-4 バンガロー、キャビン、ロッジの定員

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
50人未満	5 (50.0)	6 (18.8)	17 (35.4)	2 (40.0)	5 (83.3)	30 (31.6)	35 (34.7)
50～100人未満	1 (10.0)	11 (34.4)	19 (39.6)	1 (20.0)	0 (0.0)	32 (33.7)	32 (31.7)
100～150人未満	2 (20.0)	6 (18.8)	6 (12.5)	0 (0.0)	1 (16.7)	14 (14.7)	15 (14.9)
150人以上	2 (20.0)	9 (28.1)	5 (10.4)	1 (20.0)	0 (0.0)	17 (17.9)	17 (16.8)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.1)	1 (20.0)	0 (0.0)	2 (2.1)	2 (2.0)
合計	10 (100.0)	32 (100.0)	48 (100.0)	5 (100.0)	6 (100.0)	95 (100.0)	101 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

13-2-5. キャンプ場の有無

「13-1」で「宿泊利用と日帰り利用が可能」及び「宿泊利用のみ可能」と回答した556施設について、キャンプ場の有無をみると、全体では「ある」の割合が261施設（46.9%）と高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（23施設、56.1%）及び民間（38施設、40.4%）は「ない」の割合が高くなっている。

表1-13-2-5 キャンプ場の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
ある	25 (89.3)	108 (61.7)	103 (47.2)	13 (31.7)	12 (12.8)	249 (53.9)	261 (46.9)
ない	3 (10.7)	59 (33.7)	101 (46.3)	23 (56.1)	38 (40.4)	186 (40.3)	224 (40.3)
無回答	0 (0.0)	8 (4.6)	14 (6.4)	5 (12.2)	44 (46.8)	27 (5.8)	71 (12.8)
合計	28 (100.0)	175 (100.0)	218 (100.0)	41 (100.0)	94 (100.0)	462 (100.0)	556 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

13-2-6. キャンプ場の定員

「13-2-5」でキャンプ場が「ある」と回答した261施設について、キャンプ場の定員をみると、全体では「100～200人未満」の割合が100施設（38.3%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（5施設、38.5%）及び民間（6施設、50.0%）は「100人未満」の割合が最も高くなっている。

表1-13-2-6 キャンプ場の定員

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
100人未満	3 (12.0)	28 (25.9)	32 (31.1)	5 (38.5)	6 (50.0)	68 (27.3)	74 (28.4)
100～200人未満	13 (52.0)	43 (39.8)	38 (36.9)	2 (15.4)	4 (33.3)	96 (38.6)	100 (38.3)
200～300人未満	7 (28.0)	23 (21.3)	14 (13.6)	2 (15.4)	1 (8.3)	46 (18.5)	47 (18.0)
300人以上	2 (8.0)	10 (9.3)	6 (5.8)	0 (0.0)	1 (8.3)	18 (7.2)	19 (7.3)
無回答	0 (0.0)	4 (3.7)	13 (12.6)	4 (30.8)	0 (0.0)	21 (8.4)	21 (8.0)
合計	25 (100.0)	108 (100.0)	103 (100.0)	13 (100.0)	12 (100.0)	249 (100.0)	261 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

13-3. キャンプ場の設備

13-3-1. キャンプ場の設備

「13-2-5」でキャンプ場が「ある」と回答した261施設について、キャンプ場の設備をみると、全体では「テントを設営するスペースがある」の割合が230施設（88.1%）と最も高くなっている。次いで「荒天時の避難場所がある（179施設、68.6%）」、「シャワー、または風呂がある（130施設、49.8%）」の順となっている。

表1-13-3-1 キャンプ場の設備（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
テントを設営するスペースがある	22 (88.0)	94 (87.0)	92 (89.3)	12 (92.3)	10 (83.3)	220 (88.4)	230 (88.1)
荒天時の避難場所がある	21 (84.0)	74 (68.5)	67 (65.0)	6 (46.2)	11 (91.7)	168 (67.5)	179 (68.6)
シャワー、または風呂がある	20 (80.0)	41 (38.0)	55 (53.4)	8 (61.5)	6 (50.0)	124 (49.8)	130 (49.8)
テントサイトへの車の乗り入れが可能である	12 (48.0)	26 (24.1)	28 (27.2)	6 (46.2)	5 (41.7)	72 (28.9)	77 (29.5)
常設テントがある	14 (56.0)	26 (24.1)	24 (23.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	64 (25.7)	65 (24.9)
無回答	0 (0.0)	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	1 (0.4)

単位：施設（ ）内は構成比

13-3-2. 常設テントの数

「13-3-1」で「常設テントがある」と回答した65施設について、常設テントの数をみると、全体では「1～10」の割合が29施設（44.6%）と最も高くなっている。

表1-13-3-2 常設テントの数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1～10	6 (42.9)	11 (42.3)	11 (45.8)	0 (0.0)	1 (100.0)	28 (43.8)	29 (44.6)
11～20	2 (14.3)	7 (26.9)	7 (29.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (25.0)	16 (24.6)
21～30	5 (35.7)	1 (3.8)	3 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (14.1)	9 (13.8)
31～40	0 (0.0)	2 (7.7)	1 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.7)	3 (4.6)
41～50	0 (0.0)	2 (7.7)	1 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.7)	3 (4.6)
51以上	1 (7.1)	3 (11.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (6.3)	4 (6.2)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	1 (1.5)
合計	14 (100.0)	26 (100.0)	24 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	64 (100.0)	65 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

13-3-3. テント設営スペースの数

「13-3-1」で「テントを設営するスペースがある」と回答した230施設について、テント設営スペースの数をみると、全体では「1～10」の割合が69施設（30.0%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、市(区)立では「11～20」の割合が最も高くなっている（30施設、32.6%）。

表1-13-3-3 テント設営スペースの数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1～10	9 (40.9)	24 (25.5)	29 (31.5)	5 (41.7)	2 (20.0)	67 (30.5)	69 (30.0)
11～20	4 (18.2)	23 (24.5)	30 (32.6)	3 (25.0)	2 (20.0)	60 (27.3)	62 (27.0)
21～30	4 (18.2)	19 (20.2)	14 (15.2)	3 (25.0)	2 (20.0)	40 (18.2)	42 (18.3)
31～40	2 (9.1)	9 (9.6)	5 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (7.3)	16 (7.0)
41～50	2 (9.1)	10 (10.6)	4 (4.3)	0 (0.0)	1 (10.0)	16 (7.3)	17 (7.4)
51以上	1 (4.5)	7 (7.4)	4 (4.3)	1 (8.3)	1 (10.0)	13 (5.9)	14 (6.1)
無回答	0 (0.0)	2 (2.1)	6 (6.5)	0 (0.0)	2 (20.0)	8 (3.6)	10 (4.3)
合計	22 (100.0)	94 (100.0)	92 (100.0)	12 (100.0)	10 (100.0)	220 (100.0)	230 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(14) 利用対象

利用対象をみると、全体では「少年（小・中学生）」の割合が748施設（97.3%）と最も高くなっている。次いで「青年（高校生～30歳未満の者）」（716施設、93.1%）、「成人（30歳以上の者）」（689施設、89.6%）となっている。

表1-14 利用対象（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
幼児(未就学児)	28 (100.0)	172 (88.2)	281 (77.2)	52 (66.7)	66 (63.5)	533 (80.2)	599 (77.9)
少年(小・中学生)	28 (100.0)	192 (98.5)	357 (98.1)	75 (96.2)	96 (92.3)	652 (98.0)	748 (97.3)
青年(高校生～30歳未満の者)	28 (100.0)	187 (95.9)	333 (91.5)	69 (88.5)	99 (95.2)	617 (92.8)	716 (93.1)
成人(30歳以上の者)	28 (100.0)	180 (92.3)	311 (85.4)	70 (89.7)	100 (96.2)	589 (88.6)	689 (89.6)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	2 (1.9)	3 (0.5)	5 (0.7)

単位：施設（ ）内は構成比

(15) 受入れの単位

受入れの単位をみると、全体では「団体・グループ」の割合が731施設（95.1%）と最も高くなっている。次いで「家族」（492施設、64.0%）、「個人」（413施設、53.7%）となっている。

表1-15 受入れの単位（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
団体・グループ	28 (100.0)	194 (99.5)	347 (95.3)	73 (93.6)	89 (85.6)	642 (96.5)	731 (95.1)
家族	28 (100.0)	136 (69.7)	192 (52.7)	41 (52.6)	95 (91.3)	397 (59.7)	492 (64.0)
個人	1 (3.6)	69 (35.4)	202 (55.5)	45 (57.7)	96 (92.3)	317 (47.7)	413 (53.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.1)	0 (0.0)	1 (1.0)	4 (0.6)	5 (0.7)

単位：施設（ ）内は構成比

(16) 宿泊利用料金

16-1. 宿泊料金の有無

「13-1」で「宿泊利用と日帰り利用が可能」及び「宿泊利用のみ可能」と回答した556施設について、宿泊料金の有無についてみると、全体では「有料」の割合が411施設（73.9%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「一部有料」の割合が最も高くなっている（28施設、100.0%）。

表1-16-1 宿泊料金の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
有料	0 (0.0)	116 (66.3)	166 (76.1)	37 (90.2)	92 (97.9)	319 (69.0)	411 (73.9)
一部有料	28 (100.0)	44 (25.1)	34 (15.6)	4 (9.8)	1 (1.1)	110 (23.8)	111 (20.0)
無料	0 (0.0)	12 (6.9)	18 (8.3)	0 (0.0)	1 (1.1)	30 (6.5)	31 (5.6)
無回答	0 (0.0)	3 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.6)	3 (0.5)
合計	28 (100.0)	175 (100.0)	218 (100.0)	41 (100.0)	94 (100.0)	462 (100.0)	556 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

16-2. 宿泊料金の内容

「16-1」で「有料」及び「一部有料」と回答した522施設について、宿泊料金の内容をみると、全体では「年齢別等で料金に差を設けている」の割合が372施設（71.3%）と最も高くなっている。次いで「利用者の在住地域によって料金に差を設けている」（164施設、31.4%）、「活動の内容（学校利用等）によって料金に差を設けている」（163施設、31.2%）となっている。

表1-16-2 宿泊料金の内容（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
年齢別等で料金に差を設けている	28 (100.0)	129 (80.6)	125 (62.5)	19 (46.3)	71 (76.3)	301 (70.2)	372 (71.3)
利用者の在住地域によって料金に差を設けている	0 (0.0)	40 (25.0)	105 (52.5)	13 (31.7)	6 (6.5)	158 (36.8)	164 (31.4)
活動の内容(学校利用等)によって料金に差を設けている	0 (0.0)	63 (39.4)	72 (36.0)	14 (34.1)	14 (15.1)	149 (34.7)	163 (31.2)
一律同料金	0 (0.0)	10 (6.3)	26 (13.0)	10 (24.4)	18 (19.4)	46 (10.7)	64 (12.3)
その他	0 (0.0)	13 (8.1)	7 (3.5)	1 (2.4)	12 (12.9)	21 (4.9)	33 (6.3)
無回答	0 (0.0)	1 (0.6)	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (1.1)	2 (0.5)	3 (0.6)

単位：施設（ ）内は構成比

(17) 年間延べ利用者人数

17-1. 年間延べ日帰り利用者数

年間延べ日帰り利用者数についてみると、全体では「10,000～50,000人未満」の割合が203施設(26.4%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「1,000～5,000人未満」の割合が最も高くなっている(34施設、43.6%)。また、民間は「1,000人未満」の割合が最も高くなっている(27施設、26.0%)。

表1-17-1 年間延べ日帰り利用者数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1,000人未満	0 (0.0)	13 (6.7)	74 (20.3)	20 (25.6)	27 (26.0)	107 (16.1)	134 (17.4)
1,000～5,000人未満	0 (0.0)	51 (26.2)	92 (25.3)	34 (43.6)	7 (6.7)	177 (26.6)	184 (23.9)
5,000～10,000人未満	0 (0.0)	38 (19.5)	33 (9.1)	11 (14.1)	3 (2.9)	82 (12.3)	85 (11.1)
10,000～50,000人未満	26 (92.9)	64 (32.8)	101 (27.7)	7 (9.0)	5 (4.8)	198 (29.8)	203 (26.4)
50,000～100,000人未満	1 (3.6)	15 (7.7)	28 (7.7)	1 (1.3)	3 (2.9)	45 (6.8)	48 (6.2)
100,000人以上	1 (3.6)	9 (4.6)	8 (2.2)	0 (0.0)	2 (1.9)	18 (2.7)	20 (2.6)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	28 (7.7)	5 (6.4)	57 (54.8)	38 (5.7)	95 (12.4)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

17-2. 年間延べ宿泊利用者数

年間延べ宿泊利用者数についてみると、全体では「10,000～50,000人未満」の割合が199施設(25.9%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「50,000～100,000人未満」の割合が最も高くなっている(16施設、57.1%)。また、市(区)立(102施設、28.0%)、町・村・組合(39施設、50.0%)、民間(38施設、36.5%)は「1,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表1-17-2 年間延べ宿泊利用者数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1,000人未満	0 (0.0)	15 (7.7)	102 (28.0)	39 (50.0)	38 (36.5)	156 (23.5)	194 (25.2)
1,000～5,000人未満	0 (0.0)	20 (10.3)	76 (20.9)	20 (25.6)	30 (28.8)	116 (17.4)	146 (19.0)
5,000～10,000人未満	0 (0.0)	26 (13.3)	40 (11.0)	2 (2.6)	5 (4.8)	68 (10.2)	73 (9.5)
10,000～50,000人未満	6 (21.4)	120 (61.5)	59 (16.2)	3 (3.8)	11 (10.6)	188 (28.3)	199 (25.9)
50,000～100,000人未満	16 (57.1)	9 (4.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)	25 (3.8)	27 (3.5)
100,000人以上	6 (21.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.9)	6 (0.8)
無回答	0 (0.0)	5 (2.6)	87 (23.9)	14 (17.9)	18 (17.3)	106 (15.8)	124 (16.1)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(18) 利用団体の宿泊日数

18-1. 総団体数

利用団体の宿泊日数（総団体数）についてみると、全体では「1泊2日」の割合が97,799団体（74.3%）と最も高くなっている。

表1-18-1 総団体数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1泊2日	11,158 (56.0)	64,647 (78.2)	17,698 (77.1)	1,402 (70.7)	2,894 (71.9)	94,905 (74.4)	97,799 (74.3)
2泊3日	5,731 (28.8)	11,822 (14.3)	4,095 (17.8)	398 (20.1)	790 (19.6)	22,046 (17.3)	22,836 (17.4)
3泊4日	1,602 (8.0)	3,368 (4.1)	822 (3.6)	53 (2.7)	201 (5.0)	5,845 (4.6)	6,046 (4.6)
4泊5日	608 (3.1)	585 (0.7)	215 (0.9)	101 (5.1)	88 (2.2)	1,509 (1.2)	1,597 (1.2)
5泊6日	259 (1.3)	2,151 (2.6)	44 (0.2)	19 (1.0)	18 (0.4)	2,473 (1.9)	2,491 (1.9)
6泊7日以上	569 (2.9)	145 (0.2)	72 (0.3)	10 (0.5)	34 (0.8)	796 (0.6)	830 (0.6)
合計	19,927 (100.0)	82,718 (100.0)	22,946 (100.0)	1,983 (100.0)	4,025 (100.0)	12,7574 (100.0)	131,599 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

18-2. 小中学校利用団体数

利用団体の宿泊日数（小中学校利用）をみると、全体では「1泊2日」の割合が14,690団体（68.4%）と最も高くなっている。

表1-18-2 小中学校利用団体数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
1泊2日	2,036 (53.5)	8,623 (75.2)	2,868 (63.0)	193 (52.7)	970 (74.6)	13,720 (68.0)	14,690 (68.4)
2泊3日	1,471 (38.7)	2,363 (20.6)	1,379 (30.3)	86 (23.5)	250 (19.2)	5,299 (26.3)	5,549 (25.8)
3泊4日	235 (6.2)	350 (3.1)	217 (4.8)	8 (2.2)	40 (3.1)	810 (4.0)	850 (4.0)
4泊5日	59 (1.6)	107 (0.9)	82 (1.8)	79 (21.6)	39 (3.0)	327 (1.6)	366 (1.7)
5泊6日	0 (0.0)	16 (0.1)	1 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.2)	17 (0.1)	19 (0.1)
6泊7日以上	3 (0.1)	3 (0.0)	4 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (0.0)	10 (0.0)
合計	3,804 (100.0)	11,462 (100.0)	4,551 (100.0)	366 (100.0)	1,301 (100.0)	20,183 (100.0)	21,484 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

18-3、小中学校を除いた、その他学校利用団体数

利用団体の宿泊日数（その他学校利用）についてみると、全体では「1泊2日」の割合が7,517団体（61.1%）と最も高くなっている。

表1-18-3 小中学校を除いた、その他学校利用団体数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1泊2日	1,353 (49.5)	3,163 (61.4)	2,141 (71.1)	68 (46.3)	792 (62.7)	6,725 (60.9)	7,517 (61.1)
2泊3日	908 (33.2)	1,296 (25.2)	556 (18.5)	53 (36.1)	317 (25.1)	2,813 (25.5)	3,130 (25.4)
3泊4日	227 (8.3)	365 (7.1)	202 (6.7)	14 (9.5)	115 (9.1)	808 (7.3)	923 (7.5)
4泊5日	103 (3.8)	176 (3.4)	59 (2.0)	5 (3.4)	13 (1.0)	343 (3.1)	356 (2.9)
5泊6日	46 (1.7)	101 (2.0)	27 (0.9)	5 (3.4)	6 (0.5)	179 (1.6)	185 (1.5)
6泊7日以上	98 (3.6)	51 (1.0)	26 (0.9)	2 (1.4)	20 (1.6)	177 (1.6)	197 (1.6)
合計	2,735 (100.0)	5,152 (100.0)	3,011 (100.0)	147 (100.0)	1,263 (100.0)	11,045 (100.0)	12,308 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(19) 宿泊室の稼働率

宿泊室の稼働率について回答のあった495施設をみると、全体では「10%台」の割合が92施設（18.6%）と最も高くなっている。国公立だけでみると、「20%台」の割合が78施設（18.4%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「50%台」の割合が18施設（64.3%）と最も高くなっている。また、都道府県・政令指定都市立は「20%台」の割合が最も高くなっている（35施設、21.6%）。さらに、市（区）立（43施設、22.4%）及び町・村・組合（19施設、44.2%）は「10%未満」の割合が最も高くなっている。

表1-19 宿泊室の稼働率

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
10%未満	0 (0.0)	7 (4.3)	43 (22.4)	19 (44.2)	5 (7.1)	69 (16.2)	74 (14.9)
10%台	0 (0.0)	26 (16.0)	37 (19.3)	9 (20.9)	20 (28.6)	72 (16.9)	92 (18.6)
20%台	0 (0.0)	35 (21.6)	39 (20.3)	4 (9.3)	9 (12.9)	78 (18.4)	87 (17.6)
30%台	0 (0.0)	31 (19.1)	30 (15.6)	5 (11.6)	12 (17.1)	66 (15.5)	78 (15.8)
40%台	0 (0.0)	25 (15.4)	21 (10.9)	1 (2.3)	10 (14.3)	47 (11.1)	57 (11.5)
50%台	18 (64.3)	18 (11.1)	7 (3.6)	1 (2.3)	7 (10.0)	44 (10.4)	51 (10.3)
60%台	8 (28.6)	11 (6.8)	7 (3.6)	1 (2.3)	4 (5.7)	27 (6.4)	31 (6.3)
70%台	2 (7.1)	7 (4.3)	3 (1.6)	1 (2.3)	1 (1.4)	13 (3.1)	14 (2.8)
80%台	0 (0.0)	1 (0.6)	2 (1.0)	1 (2.3)	2 (2.9)	4 (0.9)	6 (1.2)
90%台	0 (0.0)	1 (0.6)	3 (1.6)	1 (2.3)	0 (0.0)	5 (1.2)	5 (1.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	28 (100.0)	162 (100.0)	192 (100.0)	43 (100.0)	70 (100.0)	425 (100.0)	495 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(20) 主催事業・イベント

20-1. 主催事業・イベント実施の有無

主催事業・イベント実施の有無についてみると、全体では「実施している」の割合が519施設（67.5%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（49施設、62.8%）、及び民間（55施設、52.9%）は「実施していない」の割合が高くなっている。

表1-20-1 主催事業・イベント実施の有無

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
実施している	28	(100.0)	183	(93.8)	239	(65.7)	28	(35.9)	41	(39.4)	478	(71.9)	519	(67.5)
実施していない	0	(0.0)	10	(5.1)	114	(31.3)	49	(62.8)	55	(52.9)	173	(26.0)	228	(29.6)
無回答	0	(0.0)	2	(1.0)	11	(3.0)	1	(1.3)	8	(7.7)	14	(2.1)	22	(2.9)
合計	28	(100.0)	195	(100.0)	364	(100.0)	78	(100.0)	104	(100.0)	665	(100.0)	769	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

20-2. 主催事業・イベント件数

20-2-1. 日帰り事業件数

「20-1」で「実施している」と回答した519施設について、日帰り事業件数をみると、全体では「1～5件」の割合が127施設（24.5%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、都道府県・政令指定都市立は「21件以上」の割合が最も高くなっている（48施設、26.2%）。

表1-20-2-1 日帰り事業件数

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
なし(0件)	3	(10.7)	4	(2.2)	6	(2.5)	3	(10.7)	4	(9.8)	16	(3.3)	20	(3.9)
1～5件	9	(32.1)	39	(21.3)	64	(26.8)	7	(25.0)	8	(19.5)	119	(24.9)	127	(24.5)
6～10件	5	(17.9)	38	(20.8)	32	(13.4)	7	(25.0)	2	(4.9)	82	(17.2)	84	(16.2)
11～15件	3	(10.7)	25	(13.7)	30	(12.6)	3	(10.7)	2	(4.9)	61	(12.8)	63	(12.1)
16～20件	3	(10.7)	21	(11.5)	13	(5.4)	0	(0.0)	1	(2.4)	37	(7.7)	38	(7.3)
21件以上	5	(17.9)	48	(26.2)	63	(26.4)	4	(14.3)	6	(14.6)	120	(25.1)	126	(24.3)
無回答	0	(0.0)	8	(4.4)	31	(13.0)	4	(14.3)	18	(43.9)	43	(9.0)	61	(11.8)
合計	28	(100.0)	183	(100.0)	239	(100.0)	28	(100.0)	41	(100.0)	478	(100.0)	519	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

20-2-2. 宿泊事業件数

「20-1」で「実施している」と回答した519施設について、年間宿泊事業件数をみると、全体では「1～5件」の割合が157施設（30.3%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「21件以上」の割合が最も高くなっている（17施設、60.7%）。また、都道府県・政令指定都市立は「6～10件」の割合が最も高くなっている（57件、31.1%）。

表1-20-2-2 宿泊事業件数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
なし(0件)	0 (0.0)	15 (8.2)	49 (20.5)	5 (17.9)	3 (7.3)	69 (14.4)	72 (13.9)
1～5件	0 (0.0)	50 (27.3)	84 (35.1)	7 (25.0)	16 (39.0)	141 (29.5)	157 (30.3)
6～10件	1 (3.6)	57 (31.1)	22 (9.2)	1 (3.6)	7 (17.1)	81 (16.9)	88 (17.0)
11～15件	5 (17.9)	25 (13.7)	8 (3.3)	2 (7.1)	1 (2.4)	40 (8.4)	41 (7.9)
16～20件	5 (17.9)	14 (7.7)	2 (0.8)	1 (3.6)	0 (0.0)	22 (4.6)	22 (4.2)
21件以上	17 (60.7)	15 (8.2)	3 (1.3)	1 (3.6)	5 (12.2)	36 (7.5)	41 (7.9)
無回答	0 (0.0)	7 (3.8)	71 (29.7)	11 (39.3)	9 (22.0)	89 (18.6)	98 (18.9)
合計	28 (100.0)	183 (100.0)	239 (100.0)	28 (100.0)	41 (100.0)	478 (100.0)	519 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

20-3. 主催事業・イベントの対象者

「20-1」で「実施している」と回答した519施設について、主催事業・イベントの対象者をみると、全体では「小中学生」の割合が473施設（91.1%）と最も高くなっている。次いで「親子」（389施設、75.0%）、「高校生以上」（272施設、52.4%）となっている。

表1-20-3 主催事業・イベントの対象者（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
小中学生	28 (100.0)	179 (97.8)	218 (91.2)	22 (78.6)	26 (63.4)	447 (93.5)	473 (91.1)
親子	28 (100.0)	161 (88.0)	165 (69.0)	13 (46.4)	22 (53.7)	367 (76.8)	389 (75.0)
高校生以上	24 (85.7)	115 (62.8)	100 (41.8)	14 (50.0)	19 (46.3)	253 (52.9)	272 (52.4)
就学前の子ども	23 (82.1)	98 (53.6)	104 (43.5)	9 (32.1)	18 (43.9)	234 (49.0)	252 (48.6)
保護者	18 (64.3)	69 (37.7)	87 (36.4)	8 (28.6)	9 (22.0)	182 (38.1)	191 (36.8)
ボランティア(希望者も含む)	28 (100.0)	93 (50.8)	45 (18.8)	4 (14.3)	14 (34.1)	170 (35.6)	184 (35.5)
学校教員	28 (100.0)	77 (42.1)	30 (12.6)	2 (7.1)	5 (12.2)	137 (28.7)	142 (27.4)
青少年教育施設・団体の指導者	21 (75.0)	73 (39.9)	33 (13.8)	1 (3.6)	6 (14.6)	128 (26.8)	134 (25.8)
障害のある青少年(LD・ADHD等 を含む)	8 (28.6)	41 (22.4)	23 (9.6)	1 (3.6)	10 (24.4)	73 (15.3)	83 (16.0)
不登校・ひきこもりの青少年	13 (46.4)	47 (25.7)	28 (11.7)	0 (0.0)	4 (9.8)	88 (18.4)	92 (17.7)
その他	3 (10.7)	28 (15.3)	26 (10.9)	4 (14.3)	14 (34.1)	61 (12.8)	75 (14.5)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.8)	0 (0.0)	1 (2.4)	2 (0.4)	3 (0.6)

単位：施設（ ）内は構成比

20-4. 主催事業・イベントの内容

「20-1」で「実施している」と回答した519施設について、主催事業・イベントの内容をみると、全体では「自然体験に関する事業」の割合が408施設（78.6%）と最も高くなっている。次いで「施設開放（フェスティバル等）に関する事業」（217施設、41.8%）、「ボランティアの養成・資質向上に関する事業」（191施設、36.8%）となっている。

表1-20-4 主催事業・イベントの内容（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市		市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]		合計
自然体験活動に関する事業	28 (100.0)	161 (88.0)	167 (69.9)	17 (60.7)	35 (85.4)	373 (78.0)	408 (78.6)		
施設開放(フェスティバル等)に関する事業	26 (92.9)	103 (56.3)	76 (31.8)	1 (3.6)	11 (26.8)	206 (43.1)	217 (41.8)		
ボランティアの養成・資質向上に関する事業	28 (100.0)	100 (54.6)	51 (21.3)	2 (7.1)	10 (24.4)	181 (37.9)	191 (36.8)		
環境教育に関する事業	16 (57.1)	70 (38.3)	56 (23.4)	5 (17.9)	18 (43.9)	147 (30.8)	165 (31.8)		
異年齢交流(世代間交流を含む)に関する事業	11 (39.3)	72 (39.3)	62 (25.9)	3 (10.7)	12 (29.3)	148 (31.0)	160 (30.8)		
食育に関する事業	9 (32.1)	65 (35.5)	60 (25.1)	2 (7.1)	12 (29.3)	136 (28.5)	148 (28.5)		
青少年教育施設・団体の指導者等の資質向上に関する事業	24 (85.7)	76 (41.5)	35 (14.6)	1 (3.6)	7 (17.1)	136 (28.5)	143 (27.6)		
青少年のリーダーシップ育成に関する事業	19 (67.9)	61 (33.3)	49 (20.5)	3 (10.7)	8 (19.5)	132 (27.6)	140 (27.0)		
科学・理科教育に関する事業	15 (53.6)	52 (28.4)	61 (25.5)	2 (7.1)	6 (14.6)	130 (27.2)	136 (26.2)		
スポーツ振興に関する事業	17 (60.7)	59 (32.2)	42 (17.6)	5 (17.9)	10 (24.4)	123 (25.7)	133 (25.6)		
歴史や芸術等の文化的な事業	8 (28.6)	59 (32.2)	45 (18.8)	4 (14.3)	10 (24.4)	116 (24.3)	126 (24.3)		
家庭教育の支援に関する事業	15 (53.6)	48 (26.2)	37 (15.5)	0 (0.0)	3 (7.3)	100 (20.9)	103 (19.8)		
国際交流・国際理解に関する事業	18 (64.3)	35 (19.1)	26 (10.9)	1 (3.6)	14 (34.1)	80 (16.7)	94 (18.1)		
勤労観・職業観の育成に関する事業	7 (25.0)	30 (16.4)	23 (9.6)	1 (3.6)	4 (9.8)	61 (12.8)	65 (12.5)		
通学合宿に関する事業	16 (57.1)	23 (12.6)	8 (3.3)	5 (17.9)	1 (2.4)	52 (10.9)	53 (10.2)		
読書活動に関する事業	8 (28.6)	15 (8.2)	18 (7.5)	1 (3.6)	2 (4.9)	42 (8.8)	44 (8.5)		
子どもの貧困対策に関する事業	28 (100.0)	4 (2.2)	3 (1.3)	0 (0.0)	2 (4.9)	35 (7.3)	37 (7.1)		
ノーマライゼーションの理解・普及に関する事業	1 (3.6)	8 (4.4)	4 (1.7)	0 (0.0)	2 (4.9)	13 (2.7)	15 (2.9)		
メディアリテラシーを育成する事業	2 (7.1)	4 (2.2)	5 (2.1)	0 (0.0)	2 (4.9)	11 (2.3)	13 (2.5)		
その他	3 (10.7)	13 (7.1)	30 (12.6)	3 (10.7)	3 (7.3)	49 (10.3)	52 (10.0)		
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	1 (3.6)	0 (0.0)	2 (0.4)	2 (0.4)		

単位：施設（ ）内は構成比

(21) 施設にある施設・設備

21-1. 施設・設備の有無

施設にある施設・設備についてみると、全体では「研修室」の割合が548施設（71.3%）と最も高くなっている。次いで「浴室・シャワー室」（535施設、69.6%）、「食堂」（461施設、59.9%）となっている。

表1-21-1 施設にある施設・設備（複数回答）

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
研修室	28	(100.0)	177	(90.8)	257	(70.6)	44	(56.4)	42	(40.4)	506	(76.1)	548	(71.3)
浴室・シャワー室	28	(100.0)	166	(85.1)	224	(61.5)	34	(43.6)	83	(79.8)	452	(68.0)	535	(69.6)
食堂	28	(100.0)	165	(84.6)	160	(44.0)	25	(32.1)	83	(79.8)	378	(56.8)	461	(59.9)
体育館・プレイホール	28	(100.0)	149	(76.4)	171	(47.0)	30	(38.5)	14	(13.5)	378	(56.8)	392	(51.0)
野外炊事場	27	(96.4)	149	(76.4)	163	(44.8)	21	(26.9)	16	(15.4)	360	(54.1)	376	(48.9)
集会室・談話室	25	(89.3)	104	(53.3)	154	(42.3)	29	(37.2)	54	(51.9)	312	(46.9)	366	(47.6)
キャンプファイア場	26	(92.9)	135	(69.2)	129	(35.4)	17	(21.8)	14	(13.5)	307	(46.2)	321	(41.7)
グラウンド(運動場全般含む)	20	(71.4)	85	(43.6)	113	(31.0)	18	(23.1)	11	(10.6)	236	(35.5)	247	(32.1)
洗濯室	26	(92.9)	77	(39.5)	69	(19.0)	17	(21.8)	55	(52.9)	189	(28.4)	244	(31.7)
講堂・ホール	16	(57.1)	79	(40.5)	60	(16.5)	17	(21.8)	15	(14.4)	172	(25.9)	187	(24.3)
調理実習室	5	(17.9)	18	(9.2)	95	(26.1)	26	(33.3)	4	(3.8)	144	(21.7)	148	(19.2)
乾燥室	19	(67.9)	50	(25.6)	29	(8.0)	5	(6.4)	18	(17.3)	103	(15.5)	121	(15.7)
資料室・図書室	7	(25.0)	25	(12.8)	52	(14.3)	9	(11.5)	9	(8.7)	93	(14.0)	102	(13.3)
天体関係施設(天文台・プラネタリウム等)	10	(35.7)	40	(20.5)	40	(11.0)	0	(0.0)	5	(4.8)	90	(13.5)	95	(12.4)
視聴覚室	8	(28.6)	35	(17.9)	34	(9.3)	3	(3.8)	4	(3.8)	80	(12.0)	84	(10.9)
レクリエーション室	11	(39.3)	27	(13.8)	33	(9.1)	4	(5.1)	8	(7.7)	75	(11.3)	83	(10.8)
テニスコート	14	(50.0)	21	(10.8)	24	(6.6)	3	(3.8)	5	(4.8)	62	(9.3)	67	(8.7)
売店	26	(92.9)	17	(8.7)	10	(2.7)	2	(2.6)	6	(5.8)	55	(8.3)	61	(7.9)
海・湖・河川などの研修施設(艇庫など)	9	(32.1)	29	(14.9)	8	(2.2)	4	(5.1)	2	(1.9)	50	(7.5)	52	(6.8)
展示室	7	(25.0)	19	(9.7)	24	(6.6)	1	(1.3)	4	(3.8)	51	(7.7)	55	(7.2)
武道場(剣道・柔道場)	8	(28.6)	2	(1.0)	11	(3.0)	3	(3.8)	2	(1.9)	24	(3.6)	26	(3.4)
プール	3	(10.7)	8	(4.1)	9	(2.5)	4	(5.1)	1	(1.0)	24	(3.6)	25	(3.3)
その他	7	(25.0)	32	(16.4)	70	(19.2)	10	(12.8)	5	(4.8)	119	(17.9)	124	(16.1)
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(1.1)	1	(1.3)	3	(2.9)	5	(0.8)	8	(1.0)

単位：施設（ ）内は構成比

21-2. 研修室の最少収容人数

「21-1」で研修室が「ある」と回答した548施設について、研修室の最少収容人数をみると、全体では「10～20人未満」の割合が134施設（24.5%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「1～10人未満」の割合が最も高くなっている（14施設、31.8%）。

表1-21-2 研修室の最少収容人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1～10人未満	0 (0.0)	19 (10.7)	58 (22.6)	14 (31.8)	6 (14.3)	91 (18.0)	97 (17.7)
10～20人未満	9 (32.1)	33 (18.6)	64 (24.9)	10 (22.7)	18 (42.9)	116 (22.9)	134 (24.5)
20～30人未満	7 (25.0)	32 (18.1)	34 (13.2)	4 (9.1)	4 (9.5)	77 (15.2)	81 (14.8)
30～40人未満	7 (25.0)	27 (15.3)	28 (10.9)	3 (6.8)	1 (2.4)	65 (12.8)	66 (12.0)
40～50人未満	3 (10.7)	23 (13.0)	12 (4.7)	3 (6.8)	2 (4.8)	41 (8.1)	43 (7.8)
50人以上	2 (7.1)	23 (13.0)	9 (3.5)	1 (2.3)	1 (2.4)	35 (6.9)	36 (6.6)
無回答	0 (0.0)	20 (11.3)	52 (20.2)	9 (20.5)	10 (23.8)	81 (16.0)	91 (16.6)
合計	28 (100.0)	177 (100.0)	257 (100.0)	44 (100.0)	42 (100.0)	506 (100.0)	548 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

21-3. 研修室の最大収容人数

「21-1」で研修室が「ある」と回答した548施設について、研修室の最大収容人数をみると、全体では「50～100人未満」の割合が163施設（29.7%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、市(区)立（94施設、36.6%）及び町・村・組合（22施設、50.0%）は「50人未満」の割合が最も高くなっている。

表1-21-3 研修室の最大収容人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計[国公立]	合計
50人未満	0 (0.0)	31 (17.5)	94 (36.6)	22 (50.0)	11 (26.2)	147 (29.1)	158 (28.8)
50～100人未満	9 (32.1)	50 (28.2)	82 (31.9)	11 (25.0)	11 (26.2)	152 (30.0)	163 (29.7)
100～150人未満	8 (28.6)	51 (28.8)	43 (16.7)	5 (11.4)	11 (26.2)	107 (21.1)	118 (21.5)
150～200人未満	3 (10.7)	12 (6.8)	8 (3.1)	1 (2.3)	3 (7.1)	24 (4.7)	27 (4.9)
200人以上	8 (28.6)	23 (13.0)	9 (3.5)	1 (2.3)	2 (4.8)	41 (8.1)	43 (7.8)
無回答	0 (0.0)	10 (5.6)	21 (8.2)	4 (9.1)	4 (9.5)	35 (6.9)	39 (7.1)
合計	28 (100.0)	177 (100.0)	257 (100.0)	44 (100.0)	42 (100.0)	506 (100.0)	548 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

21-4. 食堂の席数

「21-1」で食堂が「ある」と回答した 461 施設について、食堂の席数をみると、全体では「100 人未満」の割合が 156 施設 (33.8%) と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「200～300 人未満」の割合が最も高くなっている (22 施設、78.6%)。また、都道府県・政令指定都市立は「100～200 人未満」の割合が最も高くなっている (69 施設、41.8%)。

表 1-21-4 食堂の席数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
100人未満	0 (0.0)	17 (10.3)	56 (35.0)	19 (76.0)	64 (77.1)	92 (24.3)	156 (33.8)
100～200人未満	4 (14.3)	69 (41.8)	47 (29.4)	1 (4.0)	7 (8.4)	121 (32.0)	128 (27.8)
200～300人未満	22 (78.6)	57 (34.5)	36 (22.5)	3 (12.0)	6 (7.2)	118 (31.2)	124 (26.9)
300人以上	1 (3.6)	10 (6.1)	7 (4.4)	1 (4.0)	2 (2.4)	19 (5.0)	21 (4.6)
無回答	1 (3.6)	12 (7.3)	14 (8.8)	1 (4.0)	4 (4.8)	28 (7.4)	32 (6.9)
合計	28 (100.0)	165 (100.0)	160 (100.0)	25 (100.0)	83 (100.0)	378 (100.0)	461 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

(22) バリアフリー施設・設備

バリアフリー施設・設備をみると、全体では「専用トイレ」の割合が 467 施設 (60.7%) と最も高くなっている。次いで「車椅子用スロープ」(431 施設、56.0%)、「車椅子等貸出物品」(258 施設、33.6%) となっている。また、「その他」では、「障がい者用駐車場」、「点字ブロック」、「手すり」などの記述がある。

表 1-22 バリアフリー施設・設備 (複数回答)

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
専用トイレ	28 (100.0)	164 (84.1)	223 (61.3)	25 (32.1)	27 (26.0)	440 (66.2)	467 (60.7)
車椅子用スロープ	27 (96.4)	158 (81.0)	203 (55.8)	21 (26.9)	22 (21.2)	409 (61.5)	431 (56.0)
車椅子等貸出物品	26 (92.9)	125 (64.1)	91 (25.0)	6 (7.7)	10 (9.6)	248 (37.3)	258 (33.6)
エレベーター、階段昇降機	22 (78.6)	76 (39.0)	85 (23.4)	4 (5.1)	14 (13.5)	187 (28.1)	201 (26.1)
専用浴室	21 (75.0)	60 (30.8)	23 (6.3)	2 (2.6)	4 (3.8)	106 (15.9)	110 (14.3)
点字案内板	9 (32.1)	44 (22.6)	37 (10.2)	3 (3.8)	5 (4.8)	93 (14.0)	98 (12.7)
専用宿泊室	12 (42.9)	53 (27.2)	20 (5.5)	1 (1.3)	3 (2.9)	86 (12.9)	89 (11.6)
その他	1 (3.6)	9 (4.6)	9 (2.5)	1 (1.3)	1 (1.0)	20 (3.0)	21 (2.7)
バリアフリー施設・設備はない	0 (0.0)	10 (5.1)	89 (24.5)	40 (51.3)	52 (50.0)	139 (20.9)	191 (24.8)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	8 (2.2)	4 (5.1)	18 (17.3)	13 (2.0)	31 (4.0)

単位：施設 ()内は構成比

(23) 外国人向けの表示・表記

23-1. 外国人向けの表示・表記の有無

外国人向けの表示・表記の有無についてみると、全体では「ない」の割合が612施設(79.6%)と高くなっている。設置主体別にみると、国立は「ある」の割合が高くなっている(15施設、53.6%)。

表1-23-1 外国人向けの表示・表記の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ある	15 (53.6)	43 (22.1)	35 (9.6)	2 (2.6)	42 (40.4)	95 (14.3)	137 (17.8)
ない	13 (46.4)	151 (77.4)	322 (88.5)	73 (93.6)	53 (51.0)	559 (84.1)	612 (79.6)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	7 (1.9)	3 (3.8)	9 (8.7)	11 (1.7)	20 (2.6)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

23-2. 外国人向けの表示・表記の言語

「23-1」で「ある」と回答した137施設について、外国人向けの表示・表記の言語をみると、全体では「英語」の割合が125施設(91.2%)と最も高くなっている。次いで「韓国語」(39施設、28.5%)、「中国語」(30施設、21.9%)となっている。

表1-23-2 外国人向けの表示・表記の言語 (複数回答)

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
英語	14 (93.3)	37 (86.0)	32 (91.4)	1 (50.0)	41 (97.6)	84 (88.4)	125 (91.2)
韓国語	4 (26.7)	17 (39.5)	12 (34.3)	0 (0.0)	6 (14.3)	33 (34.7)	39 (28.5)
中国語	5 (33.3)	9 (20.9)	11 (31.4)	1 (50.0)	4 (9.5)	26 (27.4)	30 (21.9)
その他	0 (0.0)	3 (7.0)	5 (14.3)	0 (0.0)	1 (2.4)	8 (8.4)	9 (6.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

単位：施設 ()内は構成比

23-3. 外国人向けの表示・表記がされているもの

「23-1」で「ある」と回答した137施設について、外国人向けの表示・表記がされているものをみると、全体では「施設・設備に表示」の割合が116施設（84.7%）と最も高くなっている。次いで「ホームページなどの情報発信媒体で表示」（42施設、30.7%）、「施設の利用手引きなどで表示」（29施設、21.2%）となっている。

表1-23-3 外国人向けの表示・表記がされているもの（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
施設・設備に表示	15 (100.0)	40 (93.0)	27 (77.1)	2 (100.0)	32 (76.2)	84 (88.4)	116 (84.7)
ホームページなどの情報発信媒体で表示	1 (6.7)	7 (16.3)	8 (22.9)	0 (0.0)	26 (61.9)	16 (16.8)	42 (30.7)
施設の利用手引きなどで表示	1 (6.7)	7 (16.3)	3 (8.6)	0 (0.0)	18 (42.9)	11 (11.6)	29 (21.2)
その他	1 (6.7)	1 (2.3)	3 (8.6)	0 (0.0)	1 (2.4)	5 (5.3)	6 (4.4)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)	1 (0.7)

単位：施設（ ）内は構成比

(24) インターネット環境

インターネット環境（携帯電話の電波、他の施設の電波が受信できる、などは含まない。）についてみると、全体では「使用できない」の割合が434施設（56.4%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立（18施設、64.3%）及び民間（35施設、33.7%）は「建物内の一部で使用可能」の割合が最も高くなっている。また、民間は「建物内ならどこでも使用可能」の割合も最も高くなっている（35施設、33.7%）。

表1-24 インターネット環境

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
使用できない	10 (35.7)	106 (54.4)	247 (67.9)	57 (73.1)	14 (13.5)	420 (63.2)	434 (56.4)
建物内の一部で使用可能	18 (64.3)	76 (39.0)	77 (21.2)	13 (16.7)	35 (33.7)	184 (27.7)	219 (28.5)
建物内ならどこでも使用可能	0 (0.0)	9 (4.6)	11 (3.0)	3 (3.8)	35 (33.7)	23 (3.5)	58 (7.5)
敷地内ならどこでも使用可能	0 (0.0)	3 (1.5)	21 (5.8)	3 (3.8)	16 (15.4)	27 (4.1)	43 (5.6)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	8 (2.2)	2 (2.6)	4 (3.8)	11 (1.7)	15 (2.0)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(25) 受入れ制限

25-1. 受入れ制限の有無

受入れ制限の有無についてみると、全体では「ある」の割合が469施設（61.0%）と高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（40施設、51.3%）及び民間（70施設、67.3%）は「ない」の割合が高くなっている。

表1-25-1 受入れ制限の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ある	28 (100.0)	153 (78.5)	231 (63.5)	35 (44.9)	22 (21.2)	447 (67.2)	469 (61.0)
ない	0 (0.0)	41 (21.0)	124 (34.1)	40 (51.3)	70 (67.3)	205 (30.8)	275 (35.8)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	9 (2.5)	3 (3.8)	12 (11.5)	13 (2.0)	25 (3.3)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

25-2. 受入れ制限の内容

「25-1」で「ある」と回答した469施設について、受入れ制限の内容についてみると、全体では「最少人数の制限」の割合が229施設（48.8%）と最も高くなっている。次いで「その他」（政治的活動、宗教的活動、営利目的活動など）（205施設、43.7%）、「教育目的による受入れ制限」（137施設、29.2%）となっている。

表1-25-2 受入れ制限の内容（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
最少人数の制限	27 (96.4)	103 (67.3)	85 (36.8)	9 (25.7)	5 (22.7)	224 (50.1)	229 (48.8)
教育目的による受入れ 制限	5 (17.9)	41 (26.8)	73 (31.6)	13 (37.1)	5 (22.7)	132 (29.5)	137 (29.2)
年齢による受入れ制限	0 (0.0)	17 (11.1)	37 (16.0)	2 (5.7)	4 (18.2)	56 (12.5)	60 (12.8)
住所等による受入れ制限	0 (0.0)	5 (3.3)	38 (16.5)	7 (20.0)	0 (0.0)	50 (11.2)	50 (10.7)
学校利用のみ受入れ	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.7)	1 (2.9)	1 (4.5)	5 (1.1)	6 (1.3)
その他	21 (75.0)	67 (43.8)	93 (40.3)	13 (37.1)	11 (50.0)	194 (43.4)	205 (43.7)
無回答	0 (0.0)	1 (0.7)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.4)	2 (0.4)

単位：施設（ ）内は構成比

25-3. 最少受入れ人数

「25-2」で「最少人数の制限」と回答した229施設について、最少受入れ人数をみると、全体では「5～10人未満」の割合が86施設(37.6%)と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「1～5人未満」の割合が最も高くなっている(27施設、100.0%)。また、町・村・組合(5施設、55.6%)及び民間(2施設、40.0%)では「10～15人未満」の割合が最も高くなっている。

表1-25-3 最少受入れ人数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1～5人未満	27 (100.0)	27 (26.2)	14 (16.5)	0 (0.0)	1 (20.0)	68 (30.4)	69 (30.1)
5～10人未満	0 (0.0)	46 (44.7)	36 (42.4)	3 (33.3)	1 (20.0)	85 (37.9)	86 (37.6)
10～15人未満	0 (0.0)	24 (23.3)	25 (29.4)	5 (55.6)	2 (40.0)	54 (24.1)	56 (24.5)
15～20人未満	0 (0.0)	5 (4.9)	4 (4.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (4.0)	9 (3.9)
20人以上	0 (0.0)	1 (1.0)	3 (3.5)	1 (11.1)	1 (20.0)	5 (2.2)	6 (2.6)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.3)	3 (1.3)
合計	27 (100.0)	103 (100.0)	85 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	224 (100.0)	229 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

(26) 施設でできる活動

施設でできる活動をみると、全体では「野外炊飯」の割合が408施設（53.1%）と最も高くなっている。4割以上が「自然観察」（373施設、48.5%）、「講義、勉強、ゼミ」（368施設、47.9%）、「キャンプファイア」（337施設、43.8%）と回答している。また、3割以上が「各種音楽活動」（267施設、34.7%）、「キャンプ」（267施設、34.7%）、「ハイキング」（260施設、33.8%）、「ウォークラリー」（245施設、31.9%）、「天体観察」（244施設、31.7%）、「卓球」（237施設、30.8%）と回答している。

表1-26 施設でできる活動（複数回答）

		国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
登山・ハイキング・ キャンプ	登山	20 (71.4)	82 (42.1)	70 (19.2)	11 (14.1)	33 (31.7)	183 (27.5)	216 (28.1)
	ハイキング	22 (78.6)	90 (46.2)	97 (26.6)	8 (10.3)	43 (41.3)	217 (32.6)	260 (33.8)
	キャンプ	18 (64.3)	95 (48.7)	122 (33.5)	20 (25.6)	12 (11.5)	255 (38.3)	267 (34.7)
水辺活動	川・沢遊び(沢登り等)	10 (35.7)	49 (25.1)	64 (17.6)	12 (15.4)	14 (13.5)	135 (20.3)	149 (19.4)
	海水浴	5 (17.9)	26 (13.3)	16 (4.4)	3 (3.8)	14 (13.5)	50 (7.5)	64 (8.3)
	シュノーケリング	4 (14.3)	9 (4.6)	1 (0.3)	2 (2.6)	11 (10.6)	16 (2.4)	27 (3.5)
	カヌー	9 (32.1)	45 (23.1)	24 (6.6)	9 (11.5)	17 (16.3)	87 (13.1)	104 (13.5)
	カッターボート	6 (21.4)	13 (6.7)	3 (0.8)	1 (1.3)	1 (1.0)	23 (3.5)	24 (3.1)
	いかだ	5 (17.9)	19 (9.7)	8 (2.2)	4 (5.1)	1 (1.0)	36 (5.4)	37 (4.8)
	つり	7 (25.0)	41 (21.0)	31 (8.5)	4 (5.1)	13 (12.5)	83 (12.5)	96 (12.5)
雪中活動	スキー	11 (39.3)	23 (11.8)	30 (8.2)	6 (7.7)	17 (16.3)	70 (10.5)	87 (11.3)
	かんじき、スノーシュー	11 (39.3)	24 (12.3)	26 (7.1)	2 (2.6)	12 (11.5)	63 (9.5)	75 (9.8)
	そり遊び	12 (42.9)	35 (17.9)	28 (7.7)	2 (2.6)	12 (11.5)	77 (11.6)	89 (11.6)
自然観察・ 観察活動	自然観察	26 (92.9)	124 (63.6)	161 (44.2)	22 (28.2)	40 (38.5)	333 (50.1)	373 (48.5)
	ナイトハイキング	21 (75.0)	102 (52.3)	68 (18.7)	6 (7.7)	17 (16.3)	197 (29.6)	214 (27.8)
	バードウォッチング	2 (7.1)	38 (19.5)	35 (9.6)	5 (6.4)	16 (15.4)	80 (12.0)	96 (12.5)
炊飯・生産活動	野外炊飯	27 (96.4)	160 (82.1)	175 (48.1)	24 (30.8)	22 (21.2)	386 (58.0)	408 (53.1)
	そば・うどんづくり	12 (42.9)	56 (28.7)	61 (16.8)	5 (6.4)	12 (11.5)	134 (20.2)	146 (19.0)
	もちつき	11 (39.3)	46 (23.6)	56 (15.4)	8 (10.3)	13 (12.5)	121 (18.2)	134 (17.4)
	農作業	7 (25.0)	32 (16.4)	39 (10.7)	9 (11.5)	16 (15.4)	87 (13.1)	103 (13.4)
ゲーム・レク 活動	キャンプファイア	26 (92.9)	145 (74.4)	136 (37.4)	14 (17.9)	16 (15.4)	321 (48.3)	337 (43.8)
	オリエンテーリング	23 (82.1)	97 (49.7)	74 (20.3)	4 (5.1)	13 (12.5)	198 (29.8)	211 (27.4)
	ウォークラリー	19 (67.9)	122 (62.6)	83 (22.8)	7 (9.0)	14 (13.5)	231 (34.7)	245 (31.9)
	フィールドアスレチック	5 (17.9)	43 (22.1)	26 (7.1)	2 (2.6)	2 (1.9)	76 (11.4)	78 (10.1)
スポーツ活動	卓球	23 (82.1)	74 (37.9)	122 (33.5)	10 (12.8)	8 (7.7)	229 (34.4)	237 (30.8)
	バドミントン	23 (82.1)	81 (41.5)	99 (27.2)	16 (20.5)	8 (7.7)	219 (32.9)	227 (29.5)
	バレーボール	22 (78.6)	91 (46.7)	85 (23.4)	16 (20.5)	12 (11.5)	214 (32.2)	226 (29.4)
	バスケットボール	18 (64.3)	79 (40.5)	84 (23.1)	14 (17.9)	12 (11.5)	195 (29.3)	207 (26.9)
	サッカー	17 (60.7)	50 (25.6)	55 (15.1)	12 (15.4)	15 (14.4)	134 (20.2)	149 (19.4)
	野球、ソフトボール	10 (35.7)	38 (19.5)	51 (14.0)	13 (16.7)	14 (13.5)	112 (16.8)	126 (16.4)
	陸上	11 (39.3)	27 (13.8)	15 (4.1)	4 (5.1)	10 (9.6)	57 (8.6)	67 (8.7)
	テニス	12 (42.9)	19 (9.7)	32 (8.8)	7 (9.0)	10 (9.6)	70 (10.5)	80 (10.4)
	剣道	18 (64.3)	58 (29.7)	71 (19.5)	9 (11.5)	6 (5.8)	156 (23.5)	162 (21.1)
	柔道	11 (39.3)	7 (3.6)	19 (5.2)	3 (3.8)	2 (1.9)	40 (6.0)	42 (5.5)
学習活動	講義、勉強、ゼミ	28 (100.0)	125 (64.1)	157 (43.1)	25 (32.1)	33 (31.7)	335 (50.4)	368 (47.9)
	天体観察	22 (78.6)	103 (52.8)	96 (26.4)	10 (12.8)	13 (12.5)	231 (34.7)	244 (31.7)
文化・歴史 活動	環境学習	9 (32.1)	60 (30.8)	65 (17.9)	6 (7.7)	17 (16.3)	140 (21.1)	157 (20.4)
	各種音楽活動	25 (89.3)	86 (44.1)	122 (33.5)	14 (17.9)	20 (19.2)	247 (37.1)	267 (34.7)
	茶道、華道	9 (32.1)	15 (7.7)	48 (13.2)	2 (2.6)	5 (4.8)	74 (11.1)	79 (10.3)
	歴史等講話、史跡巡り	9 (32.1)	36 (18.5)	38 (10.4)	8 (10.3)	12 (11.5)	91 (13.7)	103 (13.4)
創作・制作 活動	民俗芸能、演劇、ダンス	11 (39.3)	58 (29.7)	89 (24.5)	16 (20.5)	9 (8.7)	174 (26.2)	183 (23.8)
	竹細工	10 (35.7)	58 (29.7)	55 (15.1)	7 (9.0)	7 (6.7)	130 (19.5)	137 (17.8)
	わら細工	4 (14.3)	17 (8.7)	23 (6.3)	1 (1.3)	4 (3.8)	45 (6.8)	49 (6.4)
	七宝焼き	11 (39.3)	30 (15.4)	11 (3.0)	2 (2.6)	1 (1.0)	54 (8.1)	55 (7.2)
	焼き板	17 (60.7)	71 (36.4)	42 (11.5)	4 (5.1)	4 (3.8)	134 (20.2)	138 (17.9)
奉仕活動	陶芸	6 (21.4)	46 (23.6)	43 (11.8)	4 (5.1)	5 (4.8)	99 (14.9)	104 (13.5)
	環境美化活動	15 (53.6)	48 (24.6)	49 (13.5)	8 (10.3)	12 (11.5)	120 (18.0)	132 (17.2)
	奉仕活動	18 (64.3)	61 (31.3)	40 (11.0)	5 (6.4)	7 (6.7)	124 (18.6)	131 (17.0)
無回答		0 (0.0)	2 (1.0)	15 (4.1)	7 (9.0)	19 (18.3)	24 (3.6)	43 (5.6)

単位：施設（ ）内は構成比

(27) 主な活動

27-1. 利用者が最も多かったプログラム

利用者が最も多かったプログラムについてみると、全体では「野外炊飯」の割合が148施設(19.2%)と最も高くなっている。次いで「その他」(92施設、12.0%)、「講義、勉強、ゼミ」(47施設、6.1%)となっている。なお、本項目では49の活動プログラムの中から当てはまる1つを選ぶ回答形式としている。49の選択肢の中に、当てはまる項目がなかった場合、その他を選択し、具体的なプログラム名を記述してもらった。記述内容は資料3(p.132~134)を参照。

表1-27-1 利用者が最も多かったプログラム

		国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・ 組合	民間	小計 [国公立]	合計
登山・ハイキン グ・キャンプ	登山	2 (7.1)	12 (6.2)	14 (3.8)	2 (2.6)	3 (2.9)	30 (4.5)	33 (4.3)
	ハイキング	1 (3.6)	4 (2.1)	5 (1.4)	0 (0.0)	6 (5.8)	10 (1.5)	16 (2.1)
	キャンプ	0 (0.0)	3 (1.5)	20 (5.5)	7 (9.0)	1 (1.0)	30 (4.5)	31 (4.0)
水辺活動	川・沢遊び(沢登り等)	2 (7.1)	2 (1.0)	2 (0.5)	3 (3.8)	1 (1.0)	9 (1.4)	10 (1.3)
	海水浴	1 (3.6)	0 (0.0)	3 (0.8)	0 (0.0)	3 (2.9)	4 (0.6)	7 (0.9)
	シュノーケリング	1 (3.6)	2 (1.0)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	4 (0.6)	4 (0.5)
	カヌー	1 (3.6)	5 (2.6)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	7 (1.1)	7 (0.9)
	カッターボート	3 (10.7)	6 (3.1)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (1.7)	11 (1.4)
	いかだ	0 (0.0)	2 (1.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
	つり	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
雪中活動	スキー	2 (7.1)	0 (0.0)	3 (0.8)	1 (1.3)	3 (2.9)	6 (0.9)	9 (1.2)
	かんじき、スノーシュー	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
	そり遊び	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
自然観察・ 観察活動	自然観察	0 (0.0)	5 (2.6)	10 (2.7)	1 (1.3)	5 (4.8)	16 (2.4)	21 (2.7)
	ナイトハイキング	0 (0.0)	3 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	3 (0.5)	4 (0.5)
	バードウォッチング	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
炊飯・生産活動	野外炊飯	11 (39.3)	66 (33.8)	60 (16.5)	6 (7.7)	5 (4.8)	143 (21.5)	148 (19.2)
	そば・うどんづくり	0 (0.0)	1 (0.5)	3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.6)	4 (0.5)
	もちつき	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.8)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
	農作業	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.4)	1 (1.3)	5 (4.8)	6 (0.9)	11 (1.4)
ゲーム・レク 活動	キャンプファイア	0 (0.0)	3 (1.5)	8 (2.2)	0 (0.0)	1 (1.0)	11 (1.7)	12 (1.6)
	オリエンテーリング	0 (0.0)	1 (0.5)	7 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.2)	8 (1.0)
	ウォークラリー	0 (0.0)	6 (3.1)	3 (0.8)	1 (1.3)	0 (0.0)	10 (1.5)	10 (1.3)
	フィールドアスレチック	0 (0.0)	7 (3.6)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (1.4)	9 (1.2)
スポーツ活動	卓球	0 (0.0)	2 (1.0)	20 (5.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (3.3)	22 (2.9)
	バドミントン	0 (0.0)	3 (1.5)	3 (0.8)	2 (2.6)	0 (0.0)	8 (1.2)	8 (1.0)
	バレーボール	0 (0.0)	1 (0.5)	11 (3.0)	3 (3.8)	0 (0.0)	15 (2.3)	15 (2.0)
	バスケットボール	0 (0.0)	3 (1.5)	9 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (1.8)	12 (1.6)
	サッカー	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.1)	1 (1.3)	1 (1.0)	5 (0.8)	6 (0.8)
	野球、ソフトボール	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.9)	2 (2.6)	1 (1.0)	9 (1.4)	10 (1.3)
	陸上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
	テニス	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	1 (1.0)	3 (0.5)	4 (0.5)
	剣道	0 (0.0)	1 (0.5)	4 (1.1)	2 (2.6)	0 (0.0)	7 (1.1)	7 (0.9)
	柔道	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
ニュースポーツ	0 (0.0)	3 (1.5)	2 (0.5)	1 (1.3)	1 (1.0)	6 (0.9)	7 (0.9)	
学習活動	講義、勉強、ゼミ	3 (10.7)	8 (4.1)	26 (7.1)	4 (5.1)	6 (5.8)	41 (6.2)	47 (6.1)
	天体観察	0 (0.0)	1 (0.5)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	4 (0.6)	5 (0.7)
	環境学習	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	1 (1.3)	1 (1.0)	2 (0.3)	3 (0.4)
文化・歴史 活動	各種音楽活動	0 (0.0)	2 (1.0)	12 (3.3)	3 (3.8)	3 (2.9)	17 (2.6)	20 (2.6)
	茶道、華道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	歴史等講話、史跡巡り	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (1.0)	1 (0.2)	2 (0.3)
	民俗芸能、演劇、ダンス	0 (0.0)	4 (2.1)	12 (3.3)	5 (6.4)	0 (0.0)	21 (3.2)	21 (2.7)
創作・制作 活動	竹細工	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	わら細工	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	七宝焼き	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
	焼き板	0 (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
	陶芸	0 (0.0)	2 (1.0)	2 (0.5)	2 (2.6)	0 (0.0)	6 (0.9)	6 (0.8)
奉仕活動	環境美化活動	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	奉仕活動	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
その他・計		1 (3.6)	21 (10.8)	46 (12.6)	12 (15.4)	12 (11.5)	80 (12.0)	92 (12.0)
無回答		0 (0.0)	12 (6.2)	45 (12.4)	13 (16.7)	40 (38.5)	70 (10.5)	110 (14.3)
合計		28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

27-2. 施設が最も力を入れたプログラム

施設が最も力を入れたプログラムについてみると、全体では「その他」の割合が110施設(14.3%)と最も高くなっている。次いで「野外炊飯」(62施設、8.1%)、「講義、勉強、ゼミ」(43施設、5.6%)となっている。なお、本項目では49の活動プログラムの中から当てはまる1つを選ぶ回答形式としている。49の選択肢の中に、当てはまる項目がなかった場合、その他を選択し、具体的なプログラム名を記述してもらった。記述内容は資料3(p.132~134)を参照。

表1-27-2 施設が最も力を入れたプログラム

		国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
登山・ハイキング・ キャンプ	登山	2 (7.1)	14 (7.2)	14 (3.8)	4 (5.1)	4 (3.8)	34 (5.1)	38 (4.9)
	ハイキング	1 (3.6)	3 (1.5)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	7 (1.1)	8 (1.0)
	キャンプ	1 (3.6)	10 (5.1)	21 (5.8)	5 (6.4)	1 (1.0)	37 (5.6)	38 (4.9)
水辺活動	川・沢遊び(沢登り等)	3 (10.7)	5 (2.6)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (1.0)	11 (1.7)	12 (1.6)
	海水浴	1 (3.6)	1 (0.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.6)	4 (0.5)
	シュノーケリング	1 (3.6)	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
	カヌー	1 (3.6)	14 (7.2)	5 (1.4)	1 (1.3)	0 (0.0)	21 (3.2)	21 (2.7)
	カッターボート	3 (10.7)	9 (4.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (1.8)	12 (1.6)
	いかだ	0 (0.0)	2 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
	つり	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	0 (0.0)	1 (1.0)	2 (0.3)	3 (0.4)
雪中活動	スキー	1 (3.6)	1 (0.5)	3 (0.8)	1 (1.3)	1 (1.0)	6 (0.9)	7 (0.9)
	かんじき、スノーシュ	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	1 (0.2)	2 (0.3)
	そり遊び	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
自然観察・ 観察活動	自然観察	0 (0.0)	8 (4.1)	16 (4.4)	0 (0.0)	9 (8.7)	24 (3.6)	33 (4.3)
	ナイトハイキング	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	バードウォッチング	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
炊飯・生産活動	野外炊飯	1 (3.6)	21 (10.8)	33 (9.1)	2 (2.6)	5 (4.8)	57 (8.6)	62 (8.1)
	そば・うどんづくり	0 (0.0)	3 (1.5)	3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.9)	6 (0.8)
	もちつき	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
	農作業	0 (0.0)	1 (0.5)	9 (2.5)	1 (1.3)	4 (3.8)	11 (1.7)	15 (2.0)
ゲーム・レク 活動	キャンプファイア	0 (0.0)	3 (1.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	1 (1.0)	5 (0.8)	6 (0.8)
	オリエンテーリング	1 (3.6)	2 (1.0)	5 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.2)	8 (1.0)
	ウォークラリー	1 (3.6)	4 (2.1)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.1)	7 (0.9)
	フィールドアスレチック	0 (0.0)	8 (4.1)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (1.5)	10 (1.3)
スポーツ活動	卓球	0 (0.0)	1 (0.5)	6 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.1)	7 (0.9)
	バドミントン	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
	バレーボール	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
	バスケットボール	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
	サッカー	0 (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	1 (1.3)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
	野球、ソフトボール	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
	陸上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
	テニス	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	1 (1.3)	0 (0.0)	3 (0.5)	3 (0.4)
	剣道	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.8)	1 (1.3)	0 (0.0)	4 (0.6)	4 (0.5)
	柔道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ニュースポーツ	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (0.5)	1 (1.3)	2 (1.9)	4 (0.6)	6 (0.8)	
学習活動	講義、勉強、ゼミ	0 (0.0)	6 (3.1)	28 (7.7)	5 (6.4)	4 (3.8)	39 (5.9)	43 (5.6)
	天体観察	1 (3.6)	6 (3.1)	5 (1.4)	0 (0.0)	1 (1.0)	12 (1.8)	13 (1.7)
	環境学習	1 (3.6)	2 (1.0)	4 (1.1)	1 (1.3)	2 (1.9)	8 (1.2)	10 (1.3)
文化・歴史 活動	各種音楽活動	0 (0.0)	3 (1.5)	8 (2.2)	3 (3.8)	1 (1.0)	14 (2.1)	15 (2.0)
	茶道、華道	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
	歴史等講話、史跡巡り	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	1 (1.3)	2 (1.9)	3 (0.5)	5 (0.7)
	民俗芸能、演劇、ダンス	0 (0.0)	2 (1.0)	4 (1.1)	3 (3.8)	1 (1.0)	9 (1.4)	10 (1.3)
創作・制作 活動	竹細工	0 (0.0)	2 (1.0)	3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.8)	5 (0.7)
	わら細工	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	七宝焼き	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	焼き板	0 (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	2 (0.3)
	陶芸	0 (0.0)	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (2.6)	0 (0.0)	4 (0.6)	4 (0.5)
奉仕活動	環境美化活動	1 (3.6)	1 (0.5)	3 (0.8)	1 (1.3)	0 (0.0)	6 (0.9)	6 (0.8)
	奉仕活動	0 (0.0)	2 (1.0)	3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.8)	5 (0.7)
その他・計	8 (28.6)	30 (15.4)	50 (13.7)	13 (16.7)	9 (8.7)	101 (15.2)	110 (14.3)	
無回答	0 (0.0)	24 (12.3)	104 (28.6)	30 (38.5)	52 (50.0)	158 (23.8)	210 (27.3)	
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)	

単位：施設（ ）内は構成比

(28) 利用者への指導、助言

28-1. 利用者への活動案作成の助言、協力

利用者への活動案作成の助言、協力についてみると、全体では「ある」の割合が447施設（58.1%）と高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合は「ない」の割合が高くなっている（58施設、74.4%）。

表1-28-1 利用者への活動案作成の助言、協力

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ある	28 (100.0)	172 (88.2)	180 (49.5)	19 (24.4)	48 (46.2)	399 (60.0)	447 (58.1)
ない	0 (0.0)	21 (10.8)	175 (48.1)	58 (74.4)	38 (36.5)	254 (38.2)	292 (38.0)
無回答	0 (0.0)	2 (1.0)	9 (2.5)	1 (1.3)	18 (17.3)	12 (1.8)	30 (3.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

28-2. 利用者の活動に対する指導

利用者の活動に対する指導についてみると、全体では「ある」の割合が451施設（58.6%）と高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（48施設、61.5%）及び民間（49施設、47.1%）は「ない」の割合が高くなっている。

表1-28-2 利用者の活動に対する指導

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ある	28 (100.0)	166 (85.1)	197 (54.1)	22 (28.2)	38 (36.5)	413 (62.1)	451 (58.6)
ない	0 (0.0)	23 (11.8)	146 (40.1)	48 (61.5)	49 (47.1)	217 (32.6)	266 (34.6)
無回答	0 (0.0)	6 (3.1)	21 (5.8)	8 (10.3)	17 (16.3)	35 (5.3)	52 (6.8)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

28-3. 利用者の活動に対する指導者属性

「28-2」で「ある」と回答した451施設について、利用者の活動に対する指導者属性をみると、全体では「常勤職員による指導」の割合が391施設（86.7%）と最も高くなっている。次いで「非常勤職員による指導」（200施設、44.3%）、「ボランティアによる指導」（116施設、25.7%）となっている。

表1-28-3 利用者の活動に対する指導者属性（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
常勤職員による指導	28 (100.0)	161 (97.0)	155 (78.7)	16 (72.7)	31 (81.6)	360 (87.2)	391 (86.7)
非常勤職員による指導	26 (92.9)	67 (40.4)	90 (45.7)	7 (31.8)	10 (26.3)	190 (46.0)	200 (44.3)
ボランティアによる指導	7 (25.0)	51 (30.7)	46 (23.4)	2 (9.1)	10 (26.3)	106 (25.7)	116 (25.7)
その他	5 (17.9)	10 (6.0)	15 (7.6)	4 (18.2)	4 (10.5)	34 (8.2)	38 (8.4)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (9.1)	1 (2.6)	3 (0.7)	4 (0.9)

単位：施設（ ）内は構成比

(29) 施設内での酒類の飲用について

施設内での酒類の飲用についてみると、全体では「認めていない」の割合が330施設（42.9%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立（25施設、89.3%）及び都道府県・政令指定都市立（102施設、52.3%）は「条件付きで認めている」の割合が最も高くなっている。また民間は「認めている」の割合が最も高くなっている（59施設、56.7%）。

表1-29 施設内での酒類の飲用について

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
認めていない	1 (3.6)	75 (38.5)	213 (58.5)	34 (43.6)	7 (6.7)	323 (48.6)	330 (42.9)
条件付きで認めている	25 (89.3)	102 (52.3)	81 (22.3)	18 (23.1)	35 (33.7)	226 (34.0)	261 (33.9)
認めている	2 (7.1)	17 (8.7)	63 (17.3)	24 (30.8)	59 (56.7)	106 (15.9)	165 (21.5)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	7 (1.9)	2 (2.6)	3 (2.9)	10 (1.5)	13 (1.7)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(30) 喫煙

30-1. 喫煙許可の有無

喫煙許可の有無についてみると、全体では「場所を限定し許可」の割合が556施設（72.3%）と最も高くなっている。

表1-30-1 喫煙許可の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
場所を限定し許可	27 (96.4)	166 (85.1)	230 (63.2)	51 (65.4)	82 (78.8)	474 (71.3)	556 (72.3)
敷地内は全面禁煙	1 (3.6)	26 (13.3)	112 (30.8)	21 (26.9)	15 (14.4)	160 (24.1)	175 (22.8)
制限していない	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (3.6)	4 (5.1)	1 (1.0)	17 (2.6)	18 (2.3)
無回答	0 (0.0)	3 (1.5)	9 (2.5)	2 (2.6)	6 (5.8)	14 (2.1)	20 (2.6)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

30-2. 喫煙許可の場所

30-2-1. 屋内

「30-1」で「場所を限定し許可」と回答した556施設について、屋内での喫煙場所をみると、全体では「全面禁煙」の割合が411施設（73.9%）と最も高くなっている。

表1-30-2-1 喫煙許可の場所（屋内）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
全面禁煙	19 (70.4)	139 (83.7)	182 (79.1)	33 (64.7)	38 (46.3)	373 (78.7)	411 (73.9)
喫煙室のみ可	8 (29.6)	16 (9.6)	21 (9.1)	7 (13.7)	29 (35.4)	52 (11.0)	81 (14.6)
無回答	0 (0.0)	11 (6.6)	27 (11.7)	11 (21.6)	15 (18.3)	49 (10.3)	64 (11.5)
合計	27 (100.0)	166 (100.0)	230 (100.0)	51 (100.0)	82 (100.0)	474 (100.0)	556 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

30-2-2. 屋外

「30-1」で「場所を限定し許可」と回答した 556 施設について、屋外での喫煙場所をみると、全体では「指定された場所のみ可」の割合が 508 施設 (91.4%) と最も高くなっている。

表 1-30-2-2 喫煙許可の場所 (屋外)

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
指定された場所のみ可	23 (85.2)	157 (94.6)	219 (95.2)	46 (90.2)	63 (76.8)	445 (93.9)	508 (91.4)
全面禁煙	4 (14.8)	5 (3.0)	3 (1.3)	2 (3.9)	2 (2.4)	14 (3.0)	16 (2.9)
無回答	0 (0.0)	4 (2.4)	8 (3.5)	3 (5.9)	17 (20.7)	15 (3.2)	32 (5.8)
合計	27 (100.0)	166 (100.0)	230 (100.0)	51 (100.0)	82 (100.0)	474 (100.0)	556 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

(31) オリエンテーション

31-1. オリエンテーション実施の有無

オリエンテーション実施の有無についてみると、全体では「行わない」の割合が 327 施設 (42.5%) と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立 (15 施設、53.6%) 及び都道府県・政令指定都市立 (141 施設、72.3%) は「行う」の割合が最も高くなっている。

表 1-31-1 オリエンテーション実施の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
行わない	2 (7.1)	20 (10.3)	205 (56.3)	51 (65.4)	49 (47.1)	278 (41.8)	327 (42.5)
行う	15 (53.6)	141 (72.3)	102 (28.0)	8 (10.3)	25 (24.0)	266 (40.0)	291 (37.8)
条件付きで行う	11 (39.3)	33 (16.9)	43 (11.8)	13 (16.7)	17 (16.3)	100 (15.0)	117 (15.2)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	14 (3.8)	6 (7.7)	13 (12.5)	21 (3.2)	34 (4.4)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

31-2. オリエンテーション実施の条件

「31-1」で「条件付きで行う」と回答した117施設について、オリエンテーション実施の条件をみると、全体では「希望する団体・グループに行く」の割合が78施設（66.7%）と最も高くなっている。次いで「初めての団体・グループのみに行く」（29施設、24.8%）、「その他」（20施設、17.1%）となっている。

表1-31-2 オリエンテーション実施の条件（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
希望する団体・グループのみに行く	10 (90.9)	17 (51.5)	30 (69.8)	10 (76.9)	11 (64.7)	67 (67.0)	78 (66.7)
初めての団体・グループのみに行く	2 (18.2)	6 (18.2)	12 (27.9)	4 (30.8)	5 (29.4)	24 (24.0)	29 (24.8)
小グループや家族には行かない	0 (0.0)	5 (15.2)	6 (14.0)	3 (23.1)	4 (23.5)	14 (14.0)	18 (15.4)
その他	0 (0.0)	10 (30.3)	6 (14.0)	2 (15.4)	2 (11.8)	18 (18.0)	20 (17.1)
無回答	0 (0.0)	2 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.9)	2 (2.0)	3 (2.6)

単位：施設（ ）内は構成比

(32) 朝・夕のつどいの実施

32-1. 朝・夕のつどいの実施の有無

朝・夕のつどいの実施の有無についてみると、全体では「実施していない」の割合が516施設（67.1%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「朝・夕実施」の割合が最も高くなっている（27施設、96.4%）。

表1-32-1 朝・夕のつどいの実施の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
実施していない	1 (3.6)	100 (51.3)	284 (78.0)	64 (82.1)	67 (64.4)	449 (67.5)	516 (67.1)
朝・夕実施	27 (96.4)	42 (21.5)	21 (5.8)	3 (3.8)	5 (4.8)	93 (14.0)	98 (12.7)
朝のみ	0 (0.0)	26 (13.3)	21 (5.8)	2 (2.6)	4 (3.8)	49 (7.4)	53 (6.9)
夕のみ	0 (0.0)	3 (1.5)	2 (0.5)	0 (0.0)	15 (14.4)	5 (0.8)	20 (2.6)
その他	0 (0.0)	22 (11.3)	14 (3.8)	2 (2.6)	5 (4.8)	38 (5.7)	43 (5.6)
無回答	0 (0.0)	2 (1.0)	22 (6.0)	7 (9.0)	8 (7.7)	31 (4.7)	39 (5.1)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

32-2. つどいへの参加形態

「32-1」で「朝・夕実施」「朝のみ」及び「夕のみ」と回答した171施設について、つどいへの参加形態をみると、全体では「研修日程に支障がある場合は参加しなくてよい」の割合が59施設（34.5%）と最も高くなっている。次いで「団体・グループが自主的に行う」（55施設、32.2%）、「すべての団体・グループの参加で行う」（49施設、28.7%）、「希望する団体・グループのみが参加」（49施設、28.7%）となっている。

表1-32-2 つどいへの参加形態（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
研修日程に支障がある場合は 参加しなくてよい	22 (81.5)	23 (32.4)	10 (22.7)	1 (20.0)	3 (12.5)	56 (38.1)	59 (34.5)
団体・グループが自主的に行う	1 (3.7)	26 (36.6)	21 (47.7)	2 (40.0)	5 (20.8)	50 (34.0)	55 (32.2)
すべての団体・グループの参加で行う	14 (51.9)	20 (28.2)	6 (13.6)	4 (80.0)	5 (20.8)	44 (29.9)	49 (28.7)
希望する団体・グループのみが参加	0 (0.0)	24 (33.8)	13 (29.5)	1 (20.0)	11 (45.8)	38 (25.9)	49 (28.7)
その他	1 (3.7)	2 (2.8)	1 (2.3)	0 (0.0)	5 (20.8)	4 (2.7)	9 (5.3)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(33) ボランティアの活動状況

33-1. ボランティア活動実施の有無

ボランティア活動実施の有無についてみると、全体では「活動していない」の割合が393施設（51.1%）と高くなっている。国公立だけでみると、「活動している」の割合が高くなっている（327施設、49.2%）。設置主体別にみると、国立（28施設、100.0%）及び都道府県・政令指定都市立（155施設、79.5%）は「活動している」の割合が高くなっている。

表1-33-1 ボランティア活動実施の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
活動していない	0 (0.0)	39 (20.0)	228 (62.6)	56 (71.8)	70 (67.3)	323 (48.6)	393 (51.1)
活動している	28 (100.0)	155 (79.5)	126 (34.6)	18 (23.1)	27 (26.0)	327 (49.2)	354 (46.0)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	10 (2.7)	4 (5.1)	7 (6.7)	15 (2.3)	22 (2.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

33-2. ボランティアの活動内容

「33-1」で「活動している」と回答した 354 施設について、ボランティアの活動内容をみると、全体では「主催事業の運営支援」の割合が 290 施設 (81.9%) と最も高くなっている。次いで「施設利用者の活動補助」(116 施設、32.8%)、「施設整備」(98 施設、27.7%) となっている。

表 1-33-2 ボランティアの活動内容 (複数回答)

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
主催事業の運営支援	28 (100.0)	142 (91.6)	92 (73.0)	9 (50.0)	19 (70.4)	271 (82.9)	290 (81.9)
施設利用者の活動補助	7 (25.0)	43 (27.7)	43 (34.1)	9 (50.0)	14 (51.9)	102 (31.2)	116 (32.8)
施設整備(環境美化や保守点検)	6 (21.4)	40 (25.8)	32 (25.4)	7 (38.9)	13 (48.1)	85 (26.0)	98 (27.7)
自主企画事業(講座等)の実施	17 (60.7)	32 (20.6)	36 (28.6)	4 (22.2)	8 (29.6)	89 (27.2)	97 (27.4)
託児や子どもの世話	0 (0.0)	5 (3.2)	7 (5.6)	0 (0.0)	4 (14.8)	12 (3.7)	16 (4.5)
その他	0 (0.0)	1 (0.6)	5 (4.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	6 (1.8)	7 (2.0)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	1 (0.3)

単位：施設 ()内は構成比

33-3. ボランティア登録制度の有無

ボランティア登録制度の有無をみると、全体では「ない」の割合が 441 施設 (57.3%) と高くなっている。設置主体別にみると、国立 (28 施設、100.0%) 及び都道府県・政令指定都市立 (103 施設、52.8%) は「ある」の割合が高くなっている。

表 1-33-3 ボランティア登録制度の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
ない	0 (0.0)	82 (42.1)	247 (67.9)	58 (74.4)	54 (51.9)	387 (58.2)	441 (57.3)
ある	28 (100.0)	103 (52.8)	66 (18.1)	11 (14.1)	15 (14.4)	208 (31.3)	223 (29.0)
無回答	0 (0.0)	10 (5.1)	51 (14.0)	9 (11.5)	35 (33.7)	70 (10.5)	105 (13.7)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設 ()内は構成比

33-4. ボランティアの登録人数

「33-3」で「ある」と回答した223施設について、ボランティアの登録人数をみると、全体では「21～50人」の割合が64施設（28.7%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、国立は「51～100人」の割合が最も高くなっている（15施設、53.6%）。また町・村・組合（4施設、36.4%）及び民間（7施設、46.7%）は「10～20人」の割合が最も高くなっている。

表1-33-4 ボランティアの登録人数

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
10人未満	0	(0.0)	12	(11.7)	15	(22.7)	3	(27.3)	3	(20.0)	30	(14.4)	33	(14.8)
10～20人	1	(3.6)	25	(24.3)	17	(25.8)	4	(36.4)	7	(46.7)	47	(22.6)	54	(24.2)
21～50人	3	(10.7)	38	(36.9)	18	(27.3)	3	(27.3)	2	(13.3)	62	(29.8)	64	(28.7)
51～100人	15	(53.6)	19	(18.4)	11	(16.7)	0	(0.0)	1	(6.7)	45	(21.6)	46	(20.6)
101人以上	9	(32.1)	9	(8.7)	5	(7.6)	1	(9.1)	2	(13.3)	24	(11.5)	26	(11.7)
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
合計	28	(100.0)	103	(100.0)	66	(100.0)	11	(100.0)	15	(100.0)	208	(100.0)	223	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

33-5. ボランティアに対する研修実施の有無

ボランティアに対する研修実施の有無についてみると、全体では「実施していない」の割合が368施設（47.9%）と高くなっている。設置主体別にみると、国立（28施設、100.0%）及び都道府県・政令指定都市立（102施設、52.3%）は「実施している」の割合が高くなっている。

表1-33-5 ボランティアに対する研修実施の有無

	国		都道府県・ 政令指定都市		市(区)		町・村・組合		民間		小計 [国公立]		合計	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
実施していない	0	(0.0)	71	(36.4)	207	(56.9)	53	(67.9)	37	(35.6)	331	(49.8)	368	(47.9)
実施している	28	(100.0)	102	(52.3)	52	(14.3)	6	(7.7)	12	(11.5)	188	(28.3)	200	(26.0)
無回答	0	(0.0)	22	(11.3)	105	(28.8)	19	(24.4)	55	(52.9)	146	(22.0)	201	(26.1)
合計	28	(100.0)	195	(100.0)	364	(100.0)	78	(100.0)	104	(100.0)	665	(100.0)	769	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

33-6. ボランティアに対する年間研修回数

「33-5」で「実施している」と回答した200施設について、ボランティアに対する年間研修回数をみると、全体では「1回」の割合が69施設（34.5%）と最も高くなっている。設置主体別にみると、町・村・組合（3施設、50.0%）及び民間（3施設、25.0%）は「3回」の割合が最も高くなっている。

表1-33-6 ボランティアに対する年間研修回数

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
1回	11 (39.3)	39 (38.2)	15 (28.8)	2 (33.3)	2 (16.7)	67 (35.6)	69 (34.5)
2回	8 (28.6)	28 (27.5)	11 (21.2)	0 (0.0)	2 (16.7)	47 (25.0)	49 (24.5)
3回	2 (7.1)	8 (7.8)	6 (11.5)	3 (50.0)	3 (25.0)	19 (10.1)	22 (11.0)
4回	2 (7.1)	4 (3.9)	5 (9.6)	1 (16.7)	0 (0.0)	12 (6.4)	12 (6.0)
5回	1 (3.6)	7 (6.9)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (4.8)	9 (4.5)
6回	2 (7.1)	3 (2.9)	2 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (3.7)	7 (3.5)
7回	0 (0.0)	1 (1.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (1.1)	3 (1.5)
8回	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.1)	2 (1.0)
9回	1 (3.6)	1 (1.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.6)	3 (1.5)
10回	0 (0.0)	4 (3.9)	2 (3.8)	0 (0.0)	1 (8.3)	6 (3.2)	7 (3.5)
11回以上	0 (0.0)	6 (5.9)	7 (13.5)	0 (0.0)	1 (8.3)	13 (6.9)	14 (7.0)
無回答	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	1 (0.5)	3 (1.5)
合計	28 (100.0)	102 (100.0)	52 (100.0)	6 (100.0)	12 (100.0)	188 (100.0)	200 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(34) 施設の広報・宣伝方策

施設の広報・宣伝方策をみると、全体では「施設ホームページ」の割合が618施設（80.4%）と最も高くなっている。次いで「リーフレット等施設紹介刊行物」（403施設、52.4%）、「チラシやポスターなど」（401施設、52.1%）となっている。

表1-34 施設の広報・宣伝方策（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
施設ホームページ	28 (100.0)	190 (97.4)	282 (77.5)	32 (41.0)	86 (82.7)	532 (80.0)	618 (80.4)
リーフレット等施設紹介刊行物	28 (100.0)	151 (77.4)	177 (48.6)	13 (16.7)	34 (32.7)	369 (55.5)	403 (52.4)
チラシやポスターなど	27 (96.4)	159 (81.5)	176 (48.4)	15 (19.2)	24 (23.1)	377 (56.7)	401 (52.1)
学校・教育委員会等への訪問	27 (96.4)	125 (64.1)	84 (23.1)	10 (12.8)	13 (12.5)	246 (37.0)	259 (33.7)
FacebookやTwitter、LINEなどのSNS	22 (78.6)	86 (44.1)	62 (17.0)	6 (7.7)	42 (40.4)	176 (26.5)	218 (28.3)
マスコミ	21 (75.0)	87 (44.6)	50 (13.7)	4 (5.1)	7 (6.7)	162 (24.4)	169 (22.0)
施設独自のキャラクター設定	22 (78.6)	44 (22.6)	27 (7.4)	2 (2.6)	7 (6.7)	95 (14.3)	102 (13.3)
ミニコミ誌など	4 (14.3)	37 (19.0)	28 (7.7)	1 (1.3)	5 (4.8)	70 (10.5)	75 (9.8)
YouTubeなどの動画サイト	2 (7.1)	10 (5.1)	7 (1.9)	0 (0.0)	2 (1.9)	19 (2.9)	21 (2.7)
その他	2 (7.1)	10 (5.1)	51 (14.0)	28 (35.9)	7 (6.7)	91 (13.7)	98 (12.7)
無回答	0 (0.0)	1 (0.5)	20 (5.5)	12 (15.4)	9 (8.7)	33 (5.0)	42 (5.5)

単位：施設（ ）内は構成比

(35) 今後2年以内の予定

今後2年以内の予定についてみると、全体では「特に予定はない」の割合が668施設(86.9%)と最も高くなっている。

表1-35 今後2年以内の予定

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
特に予定はない	28 (100.0)	179 (91.8)	305 (83.8)	68 (87.2)	88 (84.6)	580 (87.2)	668 (86.9)
施設の廃止・閉館	0 (0.0)	3 (1.5)	13 (3.6)	5 (6.4)	4 (3.8)	21 (3.2)	25 (3.3)
他の施設との統合	0 (0.0)	1 (0.5)	5 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.9)	6 (0.8)
教育委員会所管から首長部局への移管	0 (0.0)	1 (0.5)	4 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.8)	5 (0.7)
他の自治体への移管・譲渡	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
首長部局から教育 委員会への移管	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
その他	0 (0.0)	8 (4.1)	21 (5.8)	2 (2.6)	2 (1.9)	31 (4.7)	33 (4.3)
無回答	0 (0.0)	2 (1.0)	15 (4.1)	3 (3.8)	10 (9.6)	20 (3.0)	30 (3.9)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(36) 他施設・団体との連携

36-1. 地域の各種施設・団体との連携の有無

地域の各種施設・団体との連携の有無についてみると、全体では「行った」の割合が402施設（52.3%）と高くなっている。設置主体別にみると、市（区）立（189施設、51.9%）、町・村・組合（55施設、70.5%）、及び民間（63施設、60.6%）は「行っていない」の割合が高くなっている。

表1-36-1 地域の各種施設・団体との連携の有無

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
行った	28 (100.0)	155 (79.5)	168 (46.2)	20 (25.6)	31 (29.8)	371 (55.8)	402 (52.3)
行っていない	0 (0.0)	33 (16.9)	189 (51.9)	55 (70.5)	63 (60.6)	277 (41.7)	340 (44.2)
無回答	0 (0.0)	7 (3.6)	7 (1.9)	3 (3.8)	10 (9.6)	17 (2.6)	27 (3.5)
合計	28 (100.0)	195 (100.0)	364 (100.0)	78 (100.0)	104 (100.0)	665 (100.0)	769 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

36-2. 連携した活動内容

「36-2」で「行った」と回答した402施設について、連携した活動内容をみると、全体では「共催事業・イベントの実施」の割合が339施設（84.3%）と最も高くなっている。次いで「施設、物品・設備等の貸し借り」（210施設、52.2%）、「研修会や交流会の共同実施」（137施設、34.1%）となっている。

表1-36-2 連携した活動内容（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都 市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
共催事業・イベントの実施	26 (92.9)	139 (89.7)	130 (77.4)	16 (80.0)	28 (90.3)	311 (83.8)	339 (84.3)
施設、物品・設備等の貸し借り	21 (75.0)	83 (53.5)	82 (48.8)	12 (60.0)	12 (38.7)	198 (53.4)	210 (52.2)
研修会や交流会の共同実施	14 (50.0)	52 (33.5)	50 (29.8)	5 (25.0)	16 (51.6)	121 (32.6)	137 (34.1)
職員やボランティアの派遣や受入れの実施	18 (64.3)	56 (36.1)	35 (20.8)	3 (15.0)	10 (32.3)	112 (30.2)	122 (30.3)
研修支援(受入れ事業)での支援協力	15 (53.6)	45 (29.0)	34 (20.2)	5 (25.0)	8 (25.8)	99 (26.7)	107 (26.6)
ホームページ等での関係機関の紹介、 リンク情報の発信	9 (32.1)	37 (23.9)	27 (16.1)	1 (5.0)	9 (29.0)	74 (19.9)	83 (20.6)
広報活動、協働した利用者向け パンフレット等の作成	11 (39.3)	23 (14.8)	19 (11.3)	2 (10.0)	10 (32.3)	55 (14.8)	65 (16.2)
調査研究やガイドブック、教材等の企画作成	5 (17.9)	10 (6.5)	6 (3.6)	1 (5.0)	3 (9.7)	22 (5.9)	25 (6.2)
その他	3 (10.7)	7 (4.5)	7 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (4.6)	17 (4.2)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.2)	1 (5.0)	1 (3.2)	3 (0.8)	4 (1.0)

単位：施設（ ）内は構成比

36-3. 連携した相手

「36-1」で「行った」と回答した402施設について、連携した相手を見ると、全体では「他の青少年教育施設」の割合が160施設(39.8%)と最も高くなっている。次いで「教育委員会(事務局)」(158施設、39.3%)、「小学校・中学校」(145施設、36.1%)となっている。

表1-36-3 連携した相手 (複数回答)

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組 合	民間	小計 [国公立]	合計
他の青少年教育施設	22 (78.6)	74 (47.7)	51 (30.4)	2 (10.0)	11 (35.5)	149 (40.2)	160 (39.8)
教育委員会(事務局)	23 (82.1)	67 (43.2)	55 (32.7)	8 (40.0)	5 (16.1)	153 (41.2)	158 (39.3)
小学校、中学校	18 (64.3)	49 (31.6)	63 (37.5)	6 (30.0)	9 (29.0)	136 (36.7)	145 (36.1)
教育委員会以外の行政部局	18 (64.3)	39 (25.2)	51 (30.4)	7 (35.0)	8 (25.8)	115 (31.0)	123 (30.6)
NPO法人・公益法人	20 (71.4)	39 (25.2)	43 (25.6)	3 (15.0)	17 (54.8)	105 (28.3)	122 (30.3)
町内会・自治会などの自治組織	8 (28.6)	44 (28.4)	47 (28.0)	6 (30.0)	9 (29.0)	105 (28.3)	114 (28.4)
ボーイスカウト、子ども会等の青少年団体	15 (53.6)	34 (21.9)	46 (27.4)	4 (20.0)	10 (32.3)	99 (26.7)	109 (27.1)
大学、専門学校、研究機関	20 (71.4)	32 (20.6)	35 (20.8)	3 (15.0)	7 (22.6)	90 (24.3)	97 (24.1)
青少年教育施設以外の社会教育施設	11 (39.3)	47 (30.3)	27 (16.1)	3 (15.0)	6 (19.4)	88 (23.7)	94 (23.4)
漁協・農協・商工会などの地元組織	13 (46.4)	39 (25.2)	28 (16.7)	3 (15.0)	5 (16.1)	83 (22.4)	88 (21.9)
高等学校	10 (35.7)	29 (18.7)	22 (13.1)	2 (10.0)	5 (16.1)	63 (17.0)	68 (16.9)
幼稚園、保育園	12 (42.9)	19 (12.3)	29 (17.3)	2 (10.0)	4 (12.9)	62 (16.7)	66 (16.4)
企業	11 (39.3)	25 (16.1)	16 (9.5)	3 (15.0)	5 (16.1)	55 (14.8)	60 (14.9)
適応指導教室	9 (32.1)	15 (9.7)	15 (8.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	39 (10.5)	39 (9.7)
児童養護施設	20 (71.4)	4 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	24 (6.5)	25 (6.2)
マスコミ	9 (32.1)	6 (3.9)	4 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (5.1)	19 (4.7)
その他	2 (7.1)	25 (16.1)	32 (19.0)	3 (15.0)	5 (16.1)	62 (16.7)	67 (16.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	1 (5.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	2 (0.5)

単位：施設 ()内は構成比

36-4. 連携を始めた主な理由

「36-1」で「行った」と回答した402施設について、連携を始めた主な理由をみると、全体では「地域に根付いた施設運営を図るため」の割合が237施設（59.0%）と最も高くなっている。次いで「多様な活動や総合的な事業展開を図るため」（215施設、53.5%）、「様々な機関・団体とのネットワークを広げるため」（206施設、51.2%）となっている。

表1-36-4 連携を始めた主な理由（複数回答）

	国	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村・組合	民間	小計 [国公立]	合計
地域に根付いた施設運営を図るため	22 (78.6)	93 (60.0)	96 (57.1)	10 (50.0)	16 (51.6)	221 (59.6)	237 (59.0)
多様な活動や総合的な事業展開を図るため	24 (85.7)	91 (58.7)	79 (47.0)	6 (30.0)	15 (48.4)	200 (53.9)	215 (53.5)
様々な機関・団体とのネットワークを広げるため	20 (71.4)	86 (55.5)	78 (46.4)	4 (20.0)	18 (58.1)	188 (50.7)	206 (51.2)
施設の事業や活動を社会に広く発信するため	22 (78.6)	84 (54.2)	73 (43.5)	5 (25.0)	17 (54.8)	184 (49.6)	201 (50.0)
地域や社会のニーズに即した事業を展開するため	23 (82.1)	80 (51.6)	66 (39.3)	5 (25.0)	16 (51.6)	174 (46.9)	190 (47.3)
相互のノウハウ・専門性を活かすため	25 (89.3)	84 (54.2)	52 (31.0)	4 (20.0)	12 (38.7)	165 (44.5)	177 (44.0)
施設の教育機能を高めるため	21 (75.0)	74 (47.7)	58 (34.5)	5 (25.0)	7 (22.6)	158 (42.6)	165 (41.0)
これまであった連携をより強化させるため	21 (75.0)	42 (27.1)	52 (31.0)	1 (5.0)	15 (48.4)	116 (31.3)	131 (32.6)
青少年教育施設の知名度を向上させるため	15 (53.6)	43 (27.7)	43 (25.6)	3 (15.0)	7 (22.6)	104 (28.0)	111 (27.6)
経費の節減を図るため	2 (7.1)	13 (8.4)	16 (9.5)	3 (15.0)	2 (6.5)	34 (9.2)	36 (9.0)
人手不足を解消するため	5 (17.9)	11 (7.1)	15 (8.9)	2 (10.0)	2 (6.5)	33 (8.9)	35 (8.7)
その他	2 (7.1)	4 (2.6)	3 (1.8)	0 (0.0)	1 (3.2)	9 (2.4)	10 (2.5)
無回答	0 (0.0)	1 (0.6)	1 (0.6)	2 (10.0)	0 (0.0)	4 (1.1)	4 (1.0)

単位：施設（ ）内は構成比

青少年教育関係施設基礎調査

平成 28 年度

施設名		
	施設の愛称・略称	
施設所在地・連絡先	〒	
	所在地	
	TEL	
	FAX	
	E - mail	
ホームページアドレス		

本調査に関する問い合わせ先

国立青少年教育振興機構

総務企画部 調査・広報課 調査情報係 担当：國定、藤江

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

TEL : 03-6407-7621, 7742 FAX : 03-6407-7689

E-mail : honbu-jyouthou@niye.go.jp



※ 特に断りのない限りは、調査の期日は平成 28 年 11 月 1 日現在のことをお書きください。

問	回答欄 当てはまるものを選んで番号に○印をつけてください。 「その他」を選択した場合で、() がある場合には、具体的な内容をお書きください。
1. 施設種別	施設の種別を選んでください。(○は1つ) ※施設種別の分類は、12 ページをご参照ください。 1. 少年自然の家 2. 青年の家 (宿泊型) 3. 青年の家 (非宿泊型) 4. 児童文化センター 5. 野外教育施設 6. その他の青少年教育施設
2. 設置者	設置者を選んでください。(○は1つ) ※過去に移管等がある場合、現在の制度上の設置者をお答えください。 ※指定管理者制度を導入している場合、指定管理者ではなく、施設を設置している自治体についてお答えください。 ※「7. 組合」は地方公共団体の組合のことを指します。 1. 都道府県 2. 政令指定都市 3. 市 (区) 4. 町 5. 村 6. 組合 7. 独立行政法人 8. 一般財団・社団法人、公益財団・社団法人 9. NPO 法人 10. 特別目的会社(PFI) 11. 企業 12. その他 ()
2-1. 所管	【この設問は上記「2. 設置者」で「1」～「6」を選択した施設のみ】(○は1つ) ※指定管理者制度の導入の有無にかかわらず、お答えください。 1. 教育委員会が所管 2. 首長部局 (知事・市 (区) 町村部局) が所管
3. 設置年	(西暦)年 ※現在までに名称変更や改築等があった場合でも、当初の設置年(開館年)を記入。
4. 建物延べ床面積	建物延べ床面積を選んでください。(○は1つ) ※複合施設の場合は専有面積 1. 500 m ² 未満 2. 500～1,000 m ² 未満 3. 1,000～2,000 m ² 未満 4. 2,000～5,000 m ² 未満 5. 5,000～10,000 m ² 未満 6. 10,000 m ² 以上
5. 敷地面積	敷地面積を選んでください。(○は1つ) ※借地を含め利用者が活動できる敷地面積 1. 2,500 m ² 未満 2. 2,500～5,000 m ² 未満 3. 5,000～25,000 m ² 未満 4. 25,000～100,000 m ² 未満 5. 100,000～250,000 m ² 未満 6. 250,000 m ² 以上
6. 近隣の環境	①主に活動範囲としている敷地内外の自然環境を選んでください。(○は1つ) 1. 山 2. 高原 3. 湖 4. 海 5. 河川 6. その他 () 7. 当てはまるものはない
	②半径 50 キロ以内にあるものを選んでください。(複数回答可) 1. 特別区、政令指定都市 2. 人口 30 万人以上の都市 3. 人口 10 万人以上 30 万人未満の都市 4. 人口 10 万人未満の都市 5. 町・村
	③貴施設を中心にして半径 50 キロ以内にある青少年教育施設数をおよそでよいので () 内にお書きください。施設がない場合には () 内に「0」とお書きください。 () 施設
7. 主な利用者と施設へのアクセス	①主な利用者を選んでください。※民間施設は、施設がある市町村を基準にお答えください。 ※国立施設は、施設が想定している利用者エリアを基準にお答えください。 1. 行政区域内の利用者が多い 2. 行政区域外の利用者が多い
	②利用団体(日帰り利用、宿泊利用含む)の主な交通手段を、下の「1」～「7」からを選んでください。 1 番目に多い手段 () 2 番目に多い手段 () 1. 自家用車 2. 公共交通のバス 3. 団体バス(貸切バス) 4. 新幹線 5. 新幹線以外の鉄道 6. タクシー 7. その他 ()

	<p>③半径 10 キロ以内にある交通機関等を選んでください。(複数回答可)</p> <p>1. 新幹線の駅 2. 新幹線以外の鉄道の駅 3. 高速道路のインターチェンジ</p> <p>4. 路線バスのバス停 5. 高速バスのバス停 6. 港湾 (船乗り場)</p> <p>7. その他 (交通機関の名称)</p>		
8. 職員	<p>施設の職員の内訳をお教えてください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導系職員とは、利用者への指導や事業の企画・運営を主に担当する職員を表します。それ以外の職員を指導系職員以外とします。両方を兼ねている場合は、比較して業務の多い方に含めてください。 ・ アルバイトや、業務委託業者 (清掃や給食等) が雇用する職員は含みません。 </div>		
		<p>勤務形態について、次の中から当てはまるものを選んでください。(〇は1つ)</p> <p>1. 常勤 2. 非常勤 3. 兼務 4. その他 ()</p>	
	所長	<p>施設の長 (所長) になる前に経験した職業を選んでください。(複数回答可)</p> <p>1. 他の青少年教育施設の職員 2. 他の社会教育施設の職員 3. 学校の教職員</p> <p>4. 教育委員会の職員 5. 前記 1~4 以外の行政職員 6. 社会教育団体の職員</p> <p>7. 公益法人、NPO 等の職員 8. 会社員 9. 自営業 10. わからない</p> <p>11. その他 ()</p>	
		<p>職員数を次の () 内にお書きください。</p>	
		常勤職員 (所長を除く)	指導系職員 () 人
	非常勤職員 (所長を除く)	指導系職員 () 人	非指導系職員 () 人
9. 指定管理者制度	<p>①指定管理者制度が導入されていますか。(〇は1つ)</p> <p>1. 導入されている 2. 導入されていない (→「導入されていない」と回答した施設は②にお進みください)</p>		
	<p>【次のア~カは、上記①で「1」を選択した施設のみお答えください】</p> <p>ア. 指定管理を受けている機関・団体の種別を選んでください。(〇は1つ)</p> <p>1. 一般財団・社団法人、公益財団・社団法人 2. NPO 法人 3. 任意団体 (法人格なし)</p> <p>4. 企業 (商法法人) 5. その他 ()</p>		
	<p>イ. 指定管理者制度を最初に導入された時期をお書きください。月が分からない場合は空欄で差し支えありません。</p> <p>西暦 () 年 () 月</p>		
	<p>ウ. 現在の指定管理者の契約期間年数をお書きください。</p> <p>() 年</p>		
	<p>エ. 平成 27 年度の自治体からの指定管理料をお書きください。</p> <p>() 千円</p>		
	<p>オ. 指定管理者制度導入後の利用者数の変化を選んでください。(〇は1つ)</p> <p>1. 増えている 2. 減っている 3. 変わらない</p>		
	<p>カ. 指定管理者制度導入後の年間予算の変化を選んでください。(〇は1つ)</p> <p>1. 増えている 2. 減っている 3. 変わらない</p>		
	<p>【この設問は上記 9. ①で「2」を選択した施設のみ】</p> <p>②今後、指定管理者制度が導入される予定はありますか。次の中から選んでください。(〇は1つ)</p> <p>1. 導入される予定 2. 導入が検討されている 3. 導入される予定はない</p>		

	<p>I. 主催事業・イベントの内容を選んでください。(複数回答可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然体験活動に関する事業 2. 勤労観・職業観の育成に関する事業 3. 環境教育に関する事業 4. ボランティアの養成・資質向上に関する事業 5. 国際交流・国際理解に関する事業 6. 異年齢交流(世代間交流を含む)に関する事業 7. ノーマライゼーションの理解・普及に関する事業 8. 歴史や芸術等の文化的な事業 9. 科学・理科教育に関する事業 10. 食育に関する事業 11. メディアリテラシーを育成する事業 12. 家庭教育の支援に関する事業 13. 通学合宿に関する事業 14. 青少年のリーダーシップ育成に関する事業 15. 施設開放(フェスティバル等)に関する事業 16. 子どもの貧困対策に関する事業 17. 青少年教育施設・団体の指導者等の資質向上に関する事業 18. スポーツ振興に関する事業 19. 読書活動に関する事業 20. その他 ()
21. 施設・設備	<p>施設にある施設・設備を選んでください。(複数回答可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研修室 最小 () 人室～最大 () 人室 ※ () 内もお書きください。 2. 視聴覚室 3. 調理実習室 4. 資料室・図書室 5. 講堂・ホール 6. 天体関係施設(天文台・プラネタリウム等) 7. 体育館・プレイホール 8. 武道場(剣道・柔道場) 9. グラウンド(運動場全般含む) 10. テニスコート 11. プール 12. 野外炊事場 13. キャンプファイア場 14. 海・湖・河川などの研修施設(艇庫など) 15. 展示室 16. 食堂 () 席 17. 売店 18. 浴室・シャワー室 19. 洗濯室 20. 乾燥室 21. 集会室・談話室 22. レクリエーション室 23. その他 ()
22. バリアフリー施設・設備	<p>施設にあるバリアフリー施設・設備を選んでください。(複数回答可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車椅子用スロープ 2. 点字案内板 3. 専用トイレ 4. 専用浴室 5. エレベーター、階段昇降機 6. 専用宿泊室 7. 車椅子等貸出物品 8. その他 () 9. バリアフリー施設・設備はない
23. 外国人向けの表示・表記	<p>①外国人向けの表示・表記について当てはまるものを選んでください。(〇は1つ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ある 2. ない (→「2. ない」と回答した施設は「24. インターネット環境」にお進みください) <hr/> <p>【上記①で「1. ある」に回答した施設のみ】</p> <p>7. 表示・表記されている言語を選んでください。(複数回答可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英語 2. 中国語 3. 韓国語 4. その他 () <hr/> <p>4. 表示・表記されているものを選んでください。(複数回答可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・設備に表示 2. 施設の利用手引きなどで表示 3. ホームページなどの情報発信媒体で表示 4. その他 ()
24. インターネット環境	<p>利用者向けのインターネット環境について選んでください。(〇は1つ)</p> <p>※携帯電話の電波、他の施設の電波が受信できる、などは含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内ならどこでも使用可能 2. 建物内ならどこでも使用可能 3. 建物内の一部で使用可能 4. 使用できない
25. 受入れ制限	<p>①施設利用者の属性や利用目的による受入れの制限がありますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ある 2. ない (→「2. ない」と回答した施設は「26. 施設でできる活動」にお進みください)

	<p>【上記 36 で「1. 行った」と回答した施設のみ】</p> <p>ウ. 連携を始めた主な理由について、次の中から当てはまるものを選んでください。(複数回答可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の教育機能を高めるため 2. 人手不足を解消するため 3. 経費の節減を図るため 4. 相互のノウハウ・専門性を活かすため 5. 多様な活動や総合的な事業展開を図るため 6. 施設の事業や活動を社会に広く発信するため 7. 地域や社会のニーズに即した事業を展開するため 8. 地域に根付いた施設運営を図るため 9. 様々な機関・団体とのネットワークを広げるため 10. 青少年教育施設の知名度を向上させるため 11. これまであった連携をより強化させるため 12. その他 ()
<p>37. 連携の具体的な内容</p>	<p>【上記 36 で「1. 行った」と回答した施設のみ】</p> <p>連携した活動や事業の中で貴施設が最も力を入れたものについて、その内容や具体的な相手先を次の空欄にお書きください。活動や事業を紹介したホームページがありましたら URL を、報告書がありましたら報告書の名称をお書きください。</p> <p>URL</p> <p>報告書名</p>
<p>38. 連携のしくみ</p>	<p>【上記 36 で「1. 行った」と回答した施設のみ】</p> <p>地域における各種団体との<u>組織的な連携のしくみ</u>、例えば、<u>人材交流、連携協定、会議体等</u>がある場合には、これらのことについて次の空欄にお書きください。</p>

ご協力ありがとうございました。

・今回の調査の対象となるのは以下の施設種別1～6の施設となります。

施設種別一覧

1. 少年自然の家	少年（小中学生）を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、野外活動、自然探究等を通じてその情緒や社会性を豊かにし、心身とともに健全な少年の育成を図るための施設をいう。（「少年自然の家」以外の名称を用いているものも含む。）
2. 青年の家（宿泊型）	団体宿泊訓練を通じて、規律・協働・友愛・奉仕等の精神をかん養し、心身共に健全な青年（高校生相当年齢）の育成を図るための施設（宿泊型）をいう。（「青年の家」以外の名称を用いているものも含む。）
3. 青年の家（非宿泊型）	青年（高校生相当年齢）の日常生活に即した交友と研さんの場を提供し、青年の研修、団体活動の助長を図るための施設（非宿泊型）をいう。（「青年の家」以外の名称を用いているものも含む。）
4. 児童文化センター	少年（小中学生）に対し科学知識の普及、実験実習の場の提供、情操のかん養、生活指導等を行い、健全な自発的行動の促進を図るための施設をいう。
5. 野外教育施設	「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有するが、宿泊のための建物を持たない野外体験活動のための施設・設備が中心となるような施設であって、「少年自然の家」「青年の家」「児童文化センター」に該当しないもの。 例：野外活動センター、野外教育センター、野外センター、海洋センターなど。
6. その他の青少年教育施設	「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有し、施設の目的の一つとして、青少年の交流や学習の支援を実施するが、「少年自然の家」「青年の家」「野外教育施設」と異なり、青少年以外の研修やスポーツなど必ずしも青少年教育のみを行っているとは限らない施設。 例：青少年の家、青少年（教育）センター、青少年会館、ユースホステルなど。
7. 科学館	青少年を主な対象とする科学系の博物館及びその類似施設。 例：科学館、子ども科学館、子ども博物館など。
8. 児童厚生施設	児童福祉法に基づく児童厚生施設（第40条）および、その類似施設。例：児童館、児童遊園、児童センター、児童会館、子ども未来館、子どもの国など。
9. 勤労青少年ホーム	勤労青少年福祉法に基づく勤労青少年ホーム（第15条）、およびその類似施設。 例：勤労青少年ホーム、勤労青少年会館など。
10. キャンプ場	上記「1.」～「9.」には該当しない、野外活動のための場所の提供を主たる目的としたキャンプ場・アウトドア施設。
11. その他	上記「1.」～「10.」のいずれにも該当しない施設。

※ [] 内の数字は、回答した施設数

登山・ハイキング・キャンプ

- ・ノルディックウォーキング [2]
- ・鉱山探検坑道見学
- ・スコアオリエンテーリング
- ・ロングライド
- ・鉄道廃線跡巡り

水辺活動

- ・ボート [4]
- ・磯遊び [3]
- ・あまごつかみ [2]
- ・ニジマスのかみとり
- ・ペーロン漕艇
- ・湖水浴
- ・イワナつかみ
- ・池遊び
- ・サバニ（大型カヌー）
- ・サーフィン
- ・スキムボード
- ・ラフティング
- ・シーカヤック
- ・丸木船乗船体験
- ・カッター
- ・源流探索
- ・水泥石あそび
- ・ヨット乗船体験

雪中活動

- ・深雪体験
- ・雪中チューブすべり
- ・歩くスキー
- ・クロスカントリスキー
- ・スノーシューハイキング
- ・雪中泊
- ・スポーツ雪合戦

自然散策・観察活動

- ・木登り体験、ツリーイング [3]
- ・ザリガニ釣り [2]
- ・岩場登り
- ・田んぼどろんこ体験
- ・動物観察指導
- ・ホテル見学
- ・散策
- ・洞穴探検
- ・フィールドビンゴ
- ・森あそび
- ・フィールドアドベンチャー
- ・動物とのふれあい
- ・鉱山跡巡り
- ・洞くつ探検
- ・暗闇体験

炊飯・生産活動

- ・ピザ作り [10]
- ・火おこし体験 [7]
- ・料理 [7]
- ・バウムクーヘン作り [5]
- ・パン作り [5]
- ・料理、お菓子作り [3]
- ・ソーセージづくり [2]
- ・流しそうめん [2]
- ・アイスクリーム作り [2]
- ・たき火
- ・まき割り
- ・家庭料理講座
- ・黒はんぺんづくり
- ・イワナさばき
- ・うどん作り
- ・バーベキュー
- ・みそづくり
- ・餅つき
- ・豆腐づくり
- ・焼いも
- ・せんべい焼き
- ・いも煮会
- ・ポリ袋調理体験
- ・塩づくり

ゲーム・レク活動

- ・プロジェクトアドベンチャー（PA） [10]
- ・キャンドルファイヤー [5]
- ・キャンドルサービス [10]
- ・ボードゲーム [3]
- ・昔あそび [3]
- ・肝だめし [2]
- ・けん玉 [2]
- ・人間関係づくりプログラム [3]

- ・将棋〔2〕
- ・アスレチック
- ・イニシアティブゲーム
- ・ネイチャープログラム
- ・ターザンロープ
- ・交流クイズ
- ・グループワークゲーム
- ・暗夜行路
- ・I-CAP（コミュニケーションアドベンチャープログラム）

- ・囲碁〔2〕
- ・野外協力ゲーム（GWT）
- ・ネイチャーゲーム
- ・チームビルディング
- ・大型ジャングルジム
- ・室内ビンゴ
- ・スタンプラリー
- ・チャレンジランキング
- ・SAP（スプラトーン）

スポーツ活動

- | | | |
|-------------------|------------|----------------|
| ・空手〔14〕 | ・ヨーガ〔11〕 | ・フットサル〔7〕 |
| ・太極拳〔7〕 | ・ドッジボール〔6〕 | ・サイクリング〔6〕 |
| ・グラウンドゴルフ〔6〕 | ・プール〔5〕 | ・ウォールクライミング〔3〕 |
| ・体操〔3〕 | ・ゲートボール〔3〕 | ・クライミング系〔2〕 |
| ・MTB（マウンテンバイク）〔2〕 | ・アーチェリー〔2〕 | ・パークゴルフ〔2〕 |
| ・キッズ体操講座〔2〕 | ・ペタンク〔2〕 | ・ディスクゴルフ〔2〕 |
| ・乗馬〔2〕 | ・スケート〔2〕 | ・健康体操〔2〕 |
| ・合気道〔2〕 | ・ボルダリング〔2〕 | ・居合道〔2〕 |
| ・ラグビー〔2〕 | ・タグラグビー | ・高地トレーニング |
| ・ソフトテニス | ・ドッジビー | ・テニポン |
| ・新体操 | ・室内サーキット | ・バトントワリング |
| ・ショートテニス | ・ウォーキング | ・インラインスケート |
| ・フェンシング | ・体育教室 | ・弓道 |
| ・着衣泳 | ・スカッシュバレー | ・遠泳 |
| ・ノルディックウォーク | ・フリースビーゴルフ | ・トレイルランニング |
| ・バウンドテニス | ・クォーターテニス | ・柔術 |
| ・カーリング | ・クロッカー | ・ピラティス |
| ・総合格闘技 | ・日本拳法 | ・トライアスロン |
| ・SUP（スタンドアップパドル） | ・杖道 | |

学習活動

- | | | |
|---|---------------|-----------------|
| ・語学講座〔7〕 | ・プラネタリウム観覧〔6〕 | ・パソコン講座〔4〕 |
| ・リトミック（音楽教育）〔3〕 | ・読み聞かせ〔2〕 | ・防災学習 |
| ・展示会、講習会、その他 | ・そろばん教室 | ・教育相談 |
| ・企業研修 | ・英語ガイド講座 | ・酒蔵見学 |
| ・博物館見学 | ・平和学習 | ・天文学習 |
| ・科学体験 | ・硬筆 | ・ソーシャルスキルトレーニング |
| ・演劇 | ・ハンゲル | |
| ・ASE（Action Socialization Experience. 社会性を育成する体験活動） | | |

文化・歴史活動

- | | | |
|--------|----------|--------|
| ・書道〔5〕 | ・映画鑑賞〔2〕 | ・郷土食体験 |
| ・郷土食作り | ・郷土芸能の練習 | ・地引き網 |

- ・民話の語りを聞く
- ・忍者合戦

- ・古道巡り
- ・史跡見学

- ・忍者大会
- ・俳句会

創作・制作活動

- ・木工クラフト [16]
- ・絵画教室 [6]
- ・プラ板 [4]
- ・天体望遠鏡の制作 [2]
- ・草木染め [2]
- ・西洋積み木 (カプラなど) [2]
- ・砂像づくり
- ・砂絵
- ・どんぐり工作
- ・藍染め
- ・ホットボンド工作
- ・ステンドグラス教室
- ・うちわ作り
- ・キーホルダー作り
- ・はし作り
- ・切り絵
- ・ストーンペイント
- ・映像制作
- ・フラワーアレンジメント
- ・はにわ作り
- ・自然素材を生かした創作活動 [15]
- ・キャンドル作り [5]
- ・工作 (図工) 教室 [3]
- ・隠れ家づくり (遊び場づくり) [2]
- ・小枝のスプーン作り [2]
- ・ブーメランづくり [2]
- ・万華鏡作り
- ・動物マグネット
- ・ミニ門松づくり
- ・トンボ玉作成体験
- ・さをり織り
- ・スライム
- ・土鈴づくり
- ・雛飾り
- ・塗り箸細工
- ・土笛作り
- ・お地藏さまを彫る
- ・プラホビー
- ・石鹸づくり
- ・創作活動どんぐり人形
- ・勾玉作り [6]
- ・クラフト [4]
- ・レザークラフト [3]
- ・ストラップづくり [2]
- ・リース作り [2]
- ・折り紙 [2]
- ・絵手紙教室
- ・ネイチャークラフト
- ・蔵書印づくり
- ・プラホビー
- ・野鳥ブローチ
- ・リース教室
- ・風鈴絵付け
- ・小物づくり
- ・砂の芸術
- ・炭焼き体験
- ・エコバッグづくり
- ・ふき紙すき
- ・革細工

奉仕活動

- ・里山づくり (整備) 活動

農山漁村体験

- ・林業体験 [3]
- ・牧場見学
- ・玉ねぎの収穫祭
- ・木 (竹) 伐採
- ・漁体験
- ・じゃがいもの収穫祭
- ・酪農体験
- ・稲刈り体験ツアー
- ・さつまいもの収穫祭

その他

- ・婚活 [2]
- ・毛布担架体験
- ・公民館活動
- ・写真撮影
- ・フィールドワーク
- ・ライブ活動
- ・スカウト活動 (ボーイ・ガール)
- ・通学合宿
- ・露天風呂 (温泉体験)
- ・ラッセル車撮影
- ・五右衛門風呂体験
- ・仲間づくり合宿
- ・心身障害者学級
- ・カメラ
- ・フリーマーケット

地域連携に関する質問項目の自由記述（抜粋）

※ 青少年教育施設の名称や、都道府県名が分からないように一部加工し掲載した。（順不同）

※ 紙幅の関係上、事業内容の詳細部分について削除した記述もある。

1. 連携した活動や事業の中で貴施設が最も力を入れたものについて、その内容や具体的な相手先をお書きください。

※ ①具体的な連携内容、②具体的な連携相手、の両方が記載されている記述を取り出している。

【国】

〔少年自然の家〕

- ・車いすロードレース。県内の関係機関・団体で委員会を組織して運営し、平成 28 年度で第 29 回と継続して実施されている。ロードレース大会は 10 月の第 2 日曜日に開催され、前日の土曜日に当施設で開会式・レセプションと参加者の宿泊に対応している。
- ・「体験の風をおこそう」運動推進事業の一環で、2つの少年自然の家で「森ウォーク」・「大自然の川で遊ぼう！」の事業を行った。
- ・肥満傾向にある小学生と中学生を対象とした 7 泊 8 日のキャンプ。県内の成人病予防協会や自然の家と連携しながら生活習慣の改善を目的としたプログラム開発を行い実施した。また県内の保健所や市養護教諭部会からの協力もいただいた。
- ・主として適応指導教室に通う小中学生を対象として、2 泊 3 日の自然体験活動を行った。「リフレッシュ and チャレンジ」をテーマに、スノーケリングなどの海活動を選択し、少しずつ困難をクリアできる場面を提供した。相手先：市教育委員会
- ・地元の宇宙少年団やレクリエーション協会と協力し、宇宙をテーマとした親子向けの事業を実施した。
- ・NPO 法人との体験活動指導者会・キャンプの実施・外部指導員の研修・環境整備作業の共同実施
- ・「体験の風をおこそう運動 ひろみちお兄さんの親子体操教室！」。自ら進んで体を動かしたいと思うためには、どんな運動に取り組みればいいのか、体験活動の重要性とともに親子で話を聞く。
- ・児童養護を必要とする子供を対象にした生活・自立支援事業。県内母子支援施設、児童養護施設、県外母子支援施設、入所施設連絡協議会、県内母子・父子福祉センターと連携して実施。
- ・公立施設と連携した自立促進プログラム開発事業。県立少年自然の家、歴史資料館、財団法人と連携。
- ・近隣の自治体と連携した小学校通学学宿。
- ・児童養護施設と連携した生活・自立支援キャンプ（2 泊 3 日）を 2 回実施。事業の成果を分析し報告書としてまとめる。事業において大学の先生方に指導講師をしていただいた。青少年教育施設協議会と連携し、県内の青少年施設が施設の教育機能を高めるために交流を図るとともに、各種イベントに参加して広報活動の充実に努めた

〔青年の家〕

- ・全国運動である「地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動」を推進するため、行政や地域住民・教育関係団体等が協働し、体験活動の普及啓発に取り組んだ。連携先：教育委員会、観光協会、まちづくり委員会、その他企業、事業者等
- ・自然環境を生かした環境教育を行う看板事業では環境学習を指導する先生方を対象とした「指導者編」、市内の小学生に草原保持活動の体験を通して草原環境保全の意識を高めさせる「秋編」、「野焼き編」を行った。この事業においては、指導者編、秋編、野焼き編ともに地元の草原再生協議会の支援を受けながら実施した。ワーキンググループ（草原学習小委員会）を定期的に開催し、プログラムの内容や実施時期・場所について協議した。
- ・青少年における体験活動の機会の減少に対し、体験活動の重要性の普及啓発を進めるため、教育委員会ははじめ、市町村、学校、青少年団体、企業NPO等と連携を働かし、子供たちの体験活動、読書活動、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に加え、児童養護施設などに暮らす子供たちを対象とした事業を展開し、体験活動の格差是正や生活習慣の定着を図り、地域ぐるみで子供たち一人一人が、たくましく成長できる「体験力」を育てる施策を展開している。
- ・小学生を対象に体験を通して地域の魅力について実感してもらうことなどにより、地域に誇りを持ち、そして未来を創る青少年を育成する。また、中高生や大学生にリーダーとして活動してもらうことにより、異世代交流の機会とするとともに、中高生や大学生に対しても、地域への愛着を感じてもらう機会とする。県立博物館、市立小学校、教育事務所、企業、ファシリテーター事務所、NPO法人、青少年本部、県立大学、県立実業高校、私立大学、市役所、県民局、大学生と連携した。
- ・海型の施設の特徴を生かして、海をテーマにした環境教育に関する事業を小学5・6年生24名を対象に行った。環境体験学習館や大学の協力を得て、海辺の生き物観察や洋上での海洋観測を行う等、2泊3日で専門的な学習をすることができた。
- ・約10kmのカヌーツーリングを完漕することで、達成感や充足感、自然のすばらしさ、カヌーを漕艇する楽しさを感じるとともに、地域の活性化や清流の美化を図ることを目的とした。また、カヌーによる体験活動の普及を図った。事業当日は県外からの参加者を含む116名が参加し、穏やかな流れの中、およそ2時間のカヌーツーリングを楽しむことができた。また、ゴール後は参加者による河川の清掃活動も行った。実行委員会組織 国立青少年教育施設・市・市教育委員会・市カヌー協会・国土交通省地方整備局河川国道事務所
- ・NICU（新生児集中治療室）を卒業した子供をもつ保護者や子供達の交流を目的としたプログラムを行った。連携先：日本未熟児新生児学会の若手医師、看護師、ボーイスカウトらと実行委員会を組織

【都道府県・政令指定都市】

〔少年自然の家〕

- ・隣接する公園を活用して無料開放型イベントを行うために、管理者である森林組合連合会グループと共催を行った。
- ・3泊4日の宿泊期間に様々な体験から防災についての知識やスキル、仲間との協力などを学ぶ事業。県教育委員会生涯学習課の事業を実施主体として行っている。
- ・市民センター出前事業：市内に129ある市民センターのうち、希望がある市民センターへ出向き、竹ばし作り、段ボールオープン作り、プレイパーク事業支援等を行った。
- ・県立海浜公園内にある本所は、海・川・緑地など様々な自然環境を生かした事業（カヌー・ピザづくり体験・イベントへの参加等）を、公園の管理者である公益財団法人と連携して実施している。
- ・2県の子どもたちが交流しながら両県のふるさとの山であり、日本ジオパークにも認定されている山について学び、自然や火山への理解を深める。（年間4回）相手方；●●ジオパーク推進連絡協議会（●●市ジオパーク推進課）
- ・① 町の商工観光課、町観光協会と町商工会と連携し、少年自然の家を理解してもらうため、施設を開放し、祭りの各種イベントに参加、協力した。② 県山岳協会とツリーイングクラブに業務委託し、1泊2日で小学生5年～中学生を対象に参加者14名でロッククライミング&ツリーイング教室を実施した。
- ・近隣市スポーツ振興担当課と連携したグランドゴルフ大会の実施。近隣市子ども会育成連絡協議会との連携によるフェスティバル。同県内青少年教育施設との小学生を対象にした交流宿泊体験事業。
- ・他の青少年教育施設の事業に検討委員として参画した。分かりやすく利用しやすい施設掲示等の開発の検討、新たな指導方法・教材教具の開発の検討をした。
- ・登校に不安を抱える児童・生徒とその家族を対象とした事業では、3市の適応指導教室と連携し、こちらから出向いた訪問プログラムを実施した。
- ・県立少年自然の家と連携した所員の交流研修。日帰りで相手先施設へ出向き、利用者への対応や自然体験プログラムを見学する。その後意見交換や質疑応答し研修を深める。
- ・市子ども部と連携した通学合宿事業。当所に宿泊しながら日中は学校に通い、夜は当所で自主企画プログラムに沿った活動を行ない友達の絆を深める。
- ・恐竜博物館と連携した化石学習とクイズラリー
- ・海洋センターとの共同事業、互いの交流事業、海の観察ガイド作成
- ・地元町役場と連携して、市民まつりへ毎年出店している
- ・親子キャンプを県立社会教育施設3施設が連携し開催している。0才児から就学前の子供を持つ子育て中の親を対象に、それぞれの施設が持つ強みを活かし、主に次の内容を実施している。①県立図書館による絵本の読み聞かせ②県立生涯学習センターによる「親の力」をまなびあう学習プログラム③県立少年自然の家による野外炊さんや自然散策などの自然体験活動
- ・近隣町に対し、イベント用にカヌーを借し出した。NPO団体に本所の利用団体による海岸ごみ清掃の指導をお願いし、一緒に活動した。近隣青少年教育施設のHPにリンクを貼って、エリア内の施設等を紹介している。
- ・県内の青少年教育施設の職員が1泊2日で県内の青少年教育施設に宿泊し、施設の課題共有及び望ましい施設運営の充実と発展の方策を研究協議した。

- ・市立水族館と連携して、1泊2日のキャンプを行った。地域の自然を利用した活動を実施し、水族館内に宿泊した。
- ・小学校5～6年生を対象としたキャンプ（県青少年教育施設連携事業）

〔青年の家〕

- ・外国人へのおもてなしの態度を醸成するための国際理解、日本(地域)文化の習得と実践。26年度から3年継続のシリーズ制事業、今年度は前年度参加の小学5年生24名が参加。1泊2日で5月、8月、10月、1月の4回実施。**【連携・協力団体】**1.大学 2.商店街連合協同組合 3.財団法人
- ・公益財団法人が管理する青少年教育施設や、県内にある各教育施設との連携による宿泊体験事業について、各施設の特性と自然環境を生かした体験活動を行うことで、様々な自然環境の良さを実感し、茨城の自然・風土を愛する心を育むことができた。
- ・4泊5日の子どもキャンプ。市教育委員会との連携。
- ・当施設と周辺の山を会場に女性を中心としたトレッキング愛好家のイベント。市観光おもてなし課と共催。
- ・農林総合事務所と連携し、いくつかの主催事業の中で、「丸太切り体験」「木工クラフト」「越前カンタケ栽培実習」など、専門的技能を必要とする内容について、参加者への指導をお願いした。
- ・「青年交流事業」（目的）県内の若者の地域活動をつなぎ、全県的な交流の促進と青年リーダーの育成を図る。
（事業内容）青年会議（3回）、地域貢献青年育成セミナー（1泊2日）、先進事例視察（2ヶ所）。相手先：県文化財、生涯学習課、地元商店街、NPO法人、企業等
- ・国立青少年教育施設、県立歴史博物館、県海浜自然センター、博物館、県立青少年教育施設の各施設間を移動しながら地域の自然を深く体験させる宿泊体験事業を実施している。
- ・福祉施設、行政機関、商工会などの民間団体、22団体と連携し、地域との交流、体験教室、文化発表・展示、リサイクルマーケット、販売などを行った。
- ・地域住民の皆さんとの親睦及び当施設運営等への理解を図るため、音楽、芸能活動に普段から親しんでいる方々（町内会・老人会・婦人会・保育園・中学校など）の発表の場を設けている。
- ・中学生や高校生という若い世代に対し、自分たちが「地域の将来を担う」という意識の醸成を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、人と人とが互いに支え合い、多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、ボランティア等の地域（社会）貢献活動への理解と関心、更に実践力を養う研修をとおして、地域活動リーダーとして、平和でよりよい社会を構築する次世代を担う若者を育成する。講話、ボランティア体験活動、ワークショップ等、県教育委員会（生涯学習課）
- ・市消防本部と協力して「防災キャンプ」を実施した
- ・通学合宿6泊7日自炊・自学交流、小学校・青少年協議会連携、地域の方々・ボランティアとの交流（もらい湯・スポーツ）福祉交流施設訪問

〔青年の家（非宿泊型）〕

- ・50周年記念事業青少年センター開館50周年を記念して、これまでを振り返る事業と式典を開催。事業では、近隣の青少年教育施設や社会教育施設、教育委員会と連携し行った。

〔その他の青少年教育施設〕

- ・大学との共催により科学実験の事業を実施。高専の科学実験ブースへの出展、ロボットサークルのロボット展示。
- ・近隣市町教育委員会（2町）との交流キャンプ
- ・県内中学校1年生を対象とした中一学級づくり合宿事業（仲間づくり合宿）
- ・小学生以上の子供とその家族を対象とし、県立児童館見学、スケート体験、プラネタリウム鑑賞、カーリング体験など、県立青少年の家三施設が連携して実施した。
- ・センター改築3周年を記念して、感謝祭を実施。地元の高中生や大学生、ボーイスカウトやガールスカウトともタイアップし、子供が楽しめるイベントを行った。ダンボール迷路づくり、人形劇、アクセサリ作り、3Dプリンターを用いたオリジナルメダルの作成、地元食材を使用したフードコート等で地域との交流を図った。
- ・ICT指標シンポジウムクロージングパーティでの語学ボランティア（市観光コンベンションビューローと連携）
- ・（セカンドスクール）町内全小学校5年生を対象に、大学、町教育委員会と連携し、自然体験をとおり、豊かな心を育成し生きる力を育んだ。
- ・県内の各青少年の家が一堂に会し、普段青少年の家を利用する機会のない方々に工作や手軽に出来るレクリエーションを体験してもらおうという体験の風をおこそう運動に参加
- ・障がいや病気の子どもたちとその家族・支援者を対象に、野外活動や自然体験等を通して、ふだんは味わえない体験や感動の機会を提供した。相手先：病気の子どもたちの支援ネットワーク、難病連絡協議会
- ・生涯学習交流館と共同で通年稲作体験事業を実施。健全育成推進委員の技術指導のもと、休耕田を借用し、田植え、草取り、稲刈り、脱穀、もちつき（収穫祭）の米づくり体験（年5回）を行った
- ・① 町教育委員会と連携した子どもの体験活動やふるさと教育事業。② 大学演習林・森林における環境教育事業。③ カローリング協会と連携した高齢者のスポーツ振興事業
- ・市、市教育委員会、商工会、寺、市消防本部等と連携を図りながら、森の恵みや里の恵みを楽しみ、自然の中で家族、友だち同士でふれあいの時間を持つことを目的とした宿泊事業を実施。
- ・高校生を中心とした●●城英語ガイド育成事業。グローバルな視点と郷土への愛情、そして英語力を育くむために、地域団体とともに事業を実施。地域団体に具体的な英語研修を行ってもらい、施設にて運営を実行した。
- ・小学校5年生を対象に勤労観、職業観の育成を図るため、実業高校と連携したキャリア教育を行った
- ・主催事業のリーダー養成として子ども会連合会と共催で小学校3、4年生対象事業を延4回実施し、地域活動等の推進に寄与していきたい。指定管理を受けている施設間（弊社内）の機能を共に注目したコラボ事業を実施している（①プチ動物園・昆虫公園、海洋施設等②カヌー体験・海洋施設）
- ・海上保安署と連携し、海辺の活動に際する正しい知識や危険への対処法を身につけるとともに、海の美しさや楽しさを体感し自然を慈しむ心を育てる事業を実施。内容：ビーチクリーン、保安署員による溺者救助法・応急救措置（人工呼吸・胸部圧迫・AED）・着衣泳の体験型学習、カヌー、磯観察
- ・エコツーリズム推進協議会と在来作物講座やつる細工等、自然体験活動を連携して行った
- ・科学館と連携し夏休み天体観望会の実施
- ・地元漁業者の協力を得て、定置網漁業を体験することにより、海や漁業について学ぶ。地域スポーツ団体の親子のつどい（親子交流レクリエーション・クラフトなど）地域スポーツ団体を対象に当施設での宿泊体験を通して、クラブ員同士の交流や親子のふれあいを深める

- ・財団法人と連携したひとり親家庭支援事業。年間実施回数、2回。継続年数、5年（2012年から）。参加人数、約40名（1回あたり）。活動内容、ひとり親家庭の親子を施設に招待し、1泊2日の事業を行っている。昼間は様々な体験事業を行い、夜間、子どもたちは施設が主催するレクリエーションを、大人の方は財団法人のスタッフがミーティングを行い、大人同士の情報交換や、いろいろな制度の説明を行う。なお、施設としては、この期間の宿泊代、食事代、会議室代を負担している（他からの補助金などの申請はしていない）

【市（区）】

〔少年自然の家〕

- ・施設開放により施設を紹介するとともに社会教育関係団体の参加により、地域に根付いた施設運営を図る。婦人会、農協、子供会、ボーイスカウト、ガールスカウト等と連携。
- ・市内の小4-6年生を対象とした、全5回のキャンプを実施した。この中で、山岳救助隊に支援いただき、登山をサポートしていただいた。また、オリエンテーリングをテーマとした事業では、社団法人から協力を得て、コース設定、マップづくり、当日運営にいたるまで、全面的に協力いただいた。
- ・郷土博物館の職員と連携して活動した。「火起こし体験」や「勾玉づくり」などの専門性を必要とする内容の指導を、当少年自然の家で行った。
- ・市教育委員会と連携し、県立青少年自然の家と共に実施した「学級でクラフト体験」
- ・自分達が住んでいる地域では気候条件がお米栽培に適しておらず、日常生活で食べているお米について学ぶ機会を提供した。事業は市立少年自然の家、農業協同組合、地元企業と連携した。また、5月の田植え後に、近隣町の陶工房を訪れ、ご飯茶碗作りも行い、自分達で育てたお米を自分で作った茶碗で食べるプログラムの繋がりも考慮した。
- ・市と少年自然の家（指定管理者）が実行委員会を組織し、4泊5日の日程でオールイングリッシュのキャンプを実施。
- ・地域のそば生産振興組合と連携し、地域の特産のひとつであるそば粉を用いたそば打ち体験及びその試食会を実施している
- ・主催（自主）事業で漁協との連携を図り、船釣り体験。地元祭りで少年自然の家として出店（子ども達のボランティアで）（ユニセフ募金活動）市内公立小学校（5年生）の80%以上が利用している
- ・市観光プロモーション課と協働し、市の自然資源を生かしたプログラム開発とそれを軸とした交流人口の増加や、健康増進を目的にモニターツアーを実施した。今後も健康と自然体験を切り口に地域の魅力発信を行っていく。
- ・市立図書館との共催で、図書館への関心向上と自然の家での野外調理を親子で共有し、体験することを目的に19家族が参加し、本の読み聞かせやカレーライス作りを行なった
- ・社団法人やボランティアの協力のもと、キャンプ場利用促進事業を実施。少年自然の家キャンプ場をより多くの市民に周知し、施設の活用を図るとともに利用者の増加を図る。年2回親子で野外炊飯や竹工作などを実施している。

〔青年の家〕

- ・地元町会との連携による防災訓練。大きな災害（津波を想定して）が発生した時の住民の安全を確保できるように、避難場所として地域との連携を図り、地域と施設が一体となった防災計画および活動を推進している
- ・施設から最も近い小学校の児童を対象とした4泊5日の事業を実施した。期間中は参加児童が施設から学校へ通学となるため、学校の教員と連絡をとりながら実施となった。
- ・近隣の大学に依頼し、青少年教育施設の各種事業の運営サポーターとして2名程度学生を受入れて実施した。

〔青年の家（非宿泊型）〕

- ・小学校理科研究会のメンバーで構成する実行委員会に委託し、チャレンジサイエンス事業（身近な科学現象を題材にした講座型事業）を毎年実施している。

〔その他の青少年教育施設〕

- ・小中学校との連携、小学校マラソン大会への協力、児童に関する情報交換、地域教育協議会事務局委員会等への参加、集会イベントへの参加、あいさつ運動、祭礼パトロールへの参加、地域情報誌への記事掲載と地域への配布
- ・施設利用団体とともに、婚姻予定のカップルを祝福・応援するイベントを行った。（イベントの主催は、教育委員会以外の行政部局）
- ・市内でまちづくり活動等を行ってい合同会社と連携し、20～30代の世代に向けた利用向上、施設の認知度向上を目的とした交流活動事業「森コン」を行った。
- ・レクリエーション協会に協力を頂き、開館20周年記念事業のウォークラリー大会を開催した。
- ・青少年団体有志との協働による青少年が企画運営を行う年2回のまつり。今年で6年目に入り、団体の知識・経験を生かして、子ども達の主体性や社会性の育成を長期的に行っている。
- ・地域の老人福祉センターとの連携。施設を利用する高齢者が講師として、陶芸の絵付け体験や昔遊びの指導にあたっていただいた。
- ・地域の青少年団体と連携し、工作やゲームなどのあそび体験を毎回異なったプログラムで実施し、子どもたちに多様な体験の機会を提供するとともに、異年齢間・世代間の交流を図る。
- ・「社会を明るくする運動」「青少年の非行・被害防止強調月間」の広報啓発活動。市教育委員会・市議会・警察署・自治会連合会・地方検察庁支部・保護観察所駐在官事務所等と連携して実施している。
- ・中高生の居場所として市内に設置している青少年施設と連携し、小学生から高校生の世代間交流事業を実施している（水でっぽう大会、クリスマス会、ボッチャ大会など）
- ・社団法人と連携した若者支援事業を実施した。「引きこもり」状態から、就職を目指す18歳～39歳の若者を対象に、4泊5日の施設整備キャンプを実施。整備を通して規則正しい生活、時間管理、協力して物事に取り組む力、やり遂げた達成感等を感じ向上してもらった。
- ・地域団体との職員・ボランティアの交流及び相互協力体制の構築。また廃材や土など子ども達の遊び環境を豊かにするために物品提供の受入れを行ない、プレーパーク活動の充実をはかった。
- ・NPO法人、漁業協同組合と連携した事業の実施。海の生き物に関する知識を学ぶ・地引網体験
- ・市スポーツ推進委員協議会と連携した耐寒登山の実施。

- ・施設から最も近い小学校の児童を対象とした4泊5日の事業を実施した。期間中は参加児童が施設から学校へ通学となるため、学校の教員と連絡をとりながら実施となった
- ・高校と連携し、妊産婦や子育て中の保護者や子どもたちと交流し子育ての厳しさ・楽しさを経験者から学ぶ事業を実施した。
- ・大学と連携した子どもキャンプの実施。家庭を離れた環境での生活や、集団での活動を通して自立心や協調性を培うとともに、恵まれた自然の中での活動を通して様々なことへの興味・探究心を養う。大学生物自然研究部の学生を講師に招き、自然観察をリードしてもらうとともに、各グループの担当として子供達に集団生活の指導をして頂く

【町・村・組合】

〔少年自然の家〕

- ・市と連携し、市の自然や特産を活かし、市の魅力を発信できるような事業を実施。

〔その他の青少年教育施設〕

- ・町教育委員会と連携し、ニュースポーツ「ビーチボールバレー」と「フロアーリング」の大会開催。
- ・町民ロードレース大会における競技役員としての活動
- ・県立青少年施設と連携し、月に1回、未就学児とその保護者を対象とした自然体験活動を実施。
- ・高等専門学校と連携したトークイベントの実施

【民間】

〔少年自然の家〕

- ・長期マキャンプにおいて、隣接の博物館で宿泊を行った。館長との交流会も行った。

〔その他の青少年教育施設〕

- ・市内にある児童クラブ連合会、ボーイスカウト・ガールスカウトの地区協議会と実行委員会を立ち上げ、共催事業を行っている。
- ・当社が位置する町と連携し、地域イベントに出展。
- ・関東各県のユースホステルの交流。関東ブロックユースホステル連絡協議会
- ・中学校と連携した職場体験事業の実施。修学旅行で利用される当館にて、他県からの同世代の人に気持ち良く使ってもらうためのベッドメイクや清掃等を行う。
- ・地域の他企業、団体と連携し、「●●観光協議会」を結成した。3年にわたり地域の地図、看板作成などを協働で行うことで、地域の中でネットワーク型のユニークな働きにつながった

2. 地域における各種団体との組織的な連携のしくみ、例えば、人材交流、連携協定、会議体等がある場合には、これらのことについてお書きください。

※ ①連携のしくみ、②その内容、両方の記載がある記述を掲載している。

【国】

〔少年自然の家〕

- ・地域の子どもたちの豊かな心を育むため「体験の風をおこそう」運動推進のための「実行委員会」を社会教育団体、地方公共団体、民間団体、企業、NPO 法人とともに組織し、体験がいかに重要であるかを広く発信したり、実際に子どもたちや大人がともに活動する体験活動を推進している。
- ・県青少年教育施設協議会の設置。県内6施設、県教育委員会、市教育委員会（近隣4市）、町教育委員会が加盟している。
- ・施設の運営協議会、地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業「●●体験プロジェクト実行委員会」、市との連携協定、大学の教育学部との連携協定を結んだ。

〔青年の家〕

- ・市教育委員会と連携し市内19小学校全てにおいてセカンドスクールを実施した。セカンドスクール検討委員会を年2回、校長会の主催で実施しており校長会・教育委員会・各学校担当者・交流の家職員において開催された。
- ・公立青少年教育施設・教育関係者との連携協力の促進として、近隣3県の6青少年教育施設合同の職員研修を毎年実施している。研修を実施することで、指導に関するノウハウの情報交換を通じて指導技術を高めると共に、地方の学校や団体に広く普及することを目指している。
- ・地域と連携した効率的かつ効果的な管理運営を行うため、運営協議会を設置し、新しい公共の理念に基づき、運営改善に向けた取り組み指針や運営計画の策定、自己点検・評価及び将来計画などについて協議している。
- ・青少年教育施設や地方公共団体等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体等、NPO 法人等が連携し、子どもたちに体験活動の機会を提供する「体験の風をおこそう」運動を推進するため、実施期間の関係者による実行委員会を組織し、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業を実施している。
- ・「体験の風をおこそう」運動の普及啓発のため、県内青少年教育施設協議会加盟17施設・町・町教育委員会、観光協会・温泉観光組合・商工会等で「体験の風をおこそう」運動推進協議会を組織し、展開計画の立案、施策の実施を行っている。
- ・県教育委員会、大学との人材交流を毎年行っている。当交流の家運営協議会の委員に、地元有識者に加わってもらったり、地元組織の協議会に招かれたりしている。毎年行われるイベントの実行委員会を、地域の各種団体と組織している。

【都道府県・政令指定都市】

〔少年自然の家〕

- ・運営協議会。主に地域の代表者（町内会長、NPO 団体理事長、市民センター館長）に年度末に参集いただき、施設運営の反省、次年度へ向けての提言等を受け、地域との良好な関係を築く取り組みを重視している。
- ・当施設職員と地域町内会の役員で構成する振興会を設置し、当施設の運営に関する意見等を施設運営の参考にしている。
- ・本施設の円滑な運営を行うために、地域関係団体との連絡調整及び体験活動への協力、支援を行う「連絡会」を設置している。年1回開催。構成員は各自治会長、公民館長、子ども育成会代表
- ・県内社会教育施設連絡協議会●●地区社会教育施設会
- ・年に2回、利用団体（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・ボーイスカウト他）で構成させる「ネットワーク協議会」を開催している。ネットワーク協議会では、利用団体のニーズを施設運営に反映させることを目的に実施している。
- ・同一指定管理者施設と連携を密にするため、定期的に3施設連携会議を開いている

〔青年の家〕

- ・連絡を取る程度の連携を地元町内会や観光協会と行っている。青少年教育施設関連では、当施設を入れた県内5施設で、●●県青少年教育施設連絡協議会を構成し、年間5回の幹事会と年1回の宿泊を伴う職員研修会（各施設持ち回り）を行っている。
- ・地域各種団体との人材交流。①芸能・武術・ダンス・舞踊②地域の漁協組合③いざり漁では地元出身で海浜の状況に精通する人物&中央公民館（もの作り教室）

〔その他の青少年教育施設〕

- ・地域の自治協議会と区の保健子ども課が主催する会議に地域の団体として出席し、各種イベントの協力をしている。各種イベントに対し人的支援、場所提供等協力をしている。
- ・県内青少年集団宿泊教育施設連絡協議会
- ・近隣市町との繋がりを深めるため、ネットワーク協議会を実施している。
- ・県、市町村が連携して指導者育成を推進するため、昭和52年より●●県青少年指導者養成協議会を設立し、育成指針の作成、担当者会議の開催、専門部会による調査研究や指導マニュアルの作成などを行っている。
- ・青少年関係団体連絡会。市内の青少年関係団体の代表者で構成。人材交流をするとともに各団体の意見交換をおこなっている。
- ・地域で活動する団体・企業・公共施設（学校を含む）等の代表者で構成する連絡協議会が平成26年度に設置された。それぞれの活動内容を紹介しあい、地域活性化のために相互に連携・協力して活動する方法を模索している。
- ・外部運営会議、近隣自治会、近隣施設、地元有識者より委員を選出。施設運営に関する事項について協議し、施設運営全般について指導・助言を行う
- ・指定管理施設として、中核必須的会議として「運営連絡協議会」を設置年3回開いている。そのメンバーとして地域のかつ利用団体でもある子ども会、ボーイ・ガールスカウト、自治会などの代表者に参画いただき建設的な意見交換を行っていただいている

- ・毎年委員を選定し（8人以内）、本施設の管理、運営の持続的な改善と充実を図るため、現在の施設管理運営について検証し、中・長期的なビジョンについて協議・検討を行う。構成委員は青少年教育施設所長、利用団体代表者（保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校、一般団体）3～5人、地域住民代表者1～2人である

【市（区）】

〔少年自然の家〕

- ・社会教育関係団体が参加し、地域のイベントの実行委員会を組織している。
- ・県青少年教育施設協議会。県内の青少年教育施設の連携と職員の親睦を図ることを目的に設立。4つの施設が持ち回りで担当し、施設の特徴をいかした研修会を年1回行っている
- ・市観光プロモーション課とは業務委託という形で事業を行っている。近隣3市、1町の観光・体験関係に関わる事業者や行政機関で構成される協議会の事務局を請け負っている
- ・施設で行う指導者養成事業（NEALリーダー・インストラクター）を受けた指導者を自然体験プログラムや環境教育プログラムの指導者として登用。その指導者が地域で施設の協力団体を立ちあげている
- ・地元民宿組合との間で覚書を締結している

〔青年の家（非宿泊型）〕

- ・姉妹都市との交換交流会
- ・市の行政区単位で、各種公共施設の長が集まる会議体が設置されている。

〔その他の青少年教育施設〕

- ・地域教育協議会事務局委員会に参加し、子育て、教育等についての集会、イベントに参加している。
- ・レクリエーション活動の充実を図るため、市内で活動し施設の運営に協力していただける団体による実行委員会を設置、定期的な会議を行っている。
- ・施設の運営や事業を支援する青少年活動団体有志の組織があり、協働事業や研修、情報交換などを行っている。
- ・青少年健全育成等を目的とした団体の事務局を担っている
- ・施設がある中学校区での幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携会議への参加
- ・当施設の所在地域にある災害ボランティアネットワークに加入し、毎月1回ある定例会への出席及び事業の企画運営に携わっています。また町内会等地域の祭事に職員が参加するとともに、当施設の事業や体験プログラムに地域住民がボランティアとして参加をしてくれています。これにより、地域の方が施設の役割や青少年に対する理解を深める機会をつくっています

【町・村・組合】

〔青年の家〕

- ・所長が、村議会議員で情報を収集している地域作り事業（村づくり委員会など）への職員の派遣

〔その他の青少年教育施設〕

- ・施設運営に係る地域の各団体で構成する「タイアップミーティング」を開催
- ・町体育協会との共催・スポーツ推進員の競技役員としての活動

【民間】

〔その他の青少年教育施設〕

- ・近隣2市と、地域連携協定を結んでいる。
- ・青少年団体への支援及び助成等において協議及び情報交換
- ・商工観光課中心にさまざまな事業、会議等を開催している。

平成 28 年度文部科学省委託事業
「地域における青少年教育施設の在り方等に関する調査研究」報告書
平成 29 年 3 月 31 日

編集・発行

独立行政法人国立青少年教育振興機構

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3 - 1

TEL 03-6407-7742 FAX 03-6407-7689
